

料金表
通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、料金その他の計算について、次表に規定するとおりとします。

区分	計算方法
(1) (2)以外のもの	この約款に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。
(2) プリペイド通話若しくはau国際通話に関する料金、他網公衆電話の電話機から契約者回線への通話に係る料金又は国際SMS送信（別表1（オプション機能）3欄に規定する国際SMS送信をいいます。以下同じとします。）に関する料金（通話料に限ります。）	この約款に規定する額により行います。

- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金（プリペイド通話に関する料金を除きます。以下第3項、第4項、第18項及び第19項において同じとします。）のうち、基本使用料等、通話料、パケット通信料及びユニバーサルサービス料（プリペイド電話に関するものを除きます。）は料金月（その通話を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通話料については、その通話を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

- 4 当社は、その通話を開始した日と終了した日とが異なる場合のその通話に関する料金については、その終了した日においてその通話を行った契約者回線が適用を受けている基本使用料の料金種別等の規定に従って計算します。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合は、この限りではありません。

- 5 当社は、通話料及びパケット通信料については、通信の種類にかかわらず、そのすべての料金を合計した額により、請求を行います。

(基本使用料等の日割り)

- 6 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数（第5号については、第78条（基本使用料等の支払義務）第2項第3号の表に規定する基本使用料等の支払いを要しないとする日数とします。）に応じて日割りします。

ただし、第78条第1項第2号に該当する場合の同号のイ及びウに定める基本使用料等については、この限りではありません。

(1) 料金月の起算日以外の日、契約者回線又はオプション機能の提供の開始があったとき。

(2) 料金月の起算日以外の日、契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。

- (3) 料金月の起算日に契約者回線又はオプション機能の提供を開始し、その日にその契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の起算日以外の日、月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第78条第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (6) 第3項の規定により、料金月の起算日の変更があったとき
- 7 前項第1号から第5号までの規定による月額料金の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第78条第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。
- 8 第6項第6号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。
- 9 当社は、定期前払au契約に係る基本使用料について、第78条第2項第3号の表の規定に該当する場合、定期前払au契約の基本使用料課金対象期間を365日として日割りを行います。

(端数処理)

- 10 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- ただし、この料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

(KDDI一括請求の取扱い)

- 11 当社は、au契約者から申込みがあったときは、そのau契約者が指定したauサービスの契約者回線に係る料金その他の債務を、当社が提供する他の電気通信サービス（当社が別に定める電気通信サービスであって、そのau契約者が指定したものに限り、以下「統合対象サービス」といいます。）に係る料金等に合わせて一括して請求（以下「KDDI一括請求」といいます。）します。
- 12 au契約者は、KDDI一括請求に係る申込みをするときは、当社所定の申込書を当社が指定するサービス取扱所に提出していただきます。
- 13 当社は、次に該当する場合には、前項の申込みを承諾しません。
- (1) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であるとき。
 - (2) その契約者回線がそのau契約者以外の者（そのau契約者と相互に業務上密接な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
 - (3) そのau契約者が統合対象サービスに係る契約を締結している者と異なるとき。
 - (4) そのau契約者が、KDDI一括請求に係る料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 14 au契約者は、au一括請求グループ（料金その他の債務が一括して請求される次表の左欄に定める電気通信サービスに係る同表の右欄に定める電気通信回線からなるグループであって、当社が別に定めるところによりau契約者が指定したものをいいます。以下同じとします。）に関して、KDDI一括請求の取扱いを受けるときは、そのau一括請求グループに所属する全ての契約者回線について、その申込みを行っていただきます。

電気通信サービス	電気通信回線
a u サービス	契約者回線
5 G サービス	5 G 契約者回線
L T E サービス	L T E 契約者回線
特定事業者のW I N 約款に定める a u サービス	他網契約者回線
特定事業者の5 G 約款に定める5 G サービス	他網契約者回線
特定事業者のL T E 約款に定めるL T E サービス	他網契約者回線

- 15 a u 契約者は、K D D I 一括請求に係る料金等の支払方法を変更しようとするときは、当社所定の書面を当社が指定するサービス取扱所に提出していただきます。
- 16 当社は、K D D I 一括請求の取扱いを受けている契約者回線について、a u 契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、この取扱いを廃止します。
- (1) a u サービス利用権の譲渡があったとき。
 - (2) 契約者の地位の承継があったとき。
 - (3) a u サービスの利用の一時休止（タイプ I に限ります。）があったとき。
 - (4) a u 契約の解除があったとき。
 - (5) 統合対象サービスの指定がなくなったとき。
 - (6) 前項の規定によらない手段により支払方法が変更されたとき。
 - (7) その他第 13 項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- 17 K D D I 一括請求に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

（料金等の支払い）

- 18 契約者は、料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 19 前項の場合において、料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 20 当社は、プリペイド通話に関する料金については、課金単位となる通話時間及びSMS送信の回数ごとに第 84 条（プリペイド通話に係る前払い通話料の登録等）の規定に基づき登録した前払い通話料の残高を減ずることとします。

（料金の一括後払い）

- 21 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（少額料金の翌月払い）

- 22 当社は、その料金月に請求することとなる料金の合計額が当社が別に定める額に満たない場合は、その料金を翌料金月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

（前受金）

- 23 当社は、料金又は工事費について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

（消費税相当額の加算）

24 この約款に係る料金について支払いを要する額は、この約款に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りではありません。

- (1) プリペイド通話又は a u 国際通話に関する料金
- (2) 他網公衆電話の電話機から契約者回線への通話に係る料金
- (3) 国際SMS送信に関する料金（通話料に限ります。）

（料金の臨時減免）

25 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。

26 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、関係のサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

（料金等の請求）

27 a u (WIN) 通信サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」、「KDDI まとめて請求に係る取扱い規約」又は「a u ポイントプログラム規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

第1表 au (WIN) 通信サービスに関する料金

第1 基本使用料等

1 適用

基本使用料等の適用については、第78条（基本使用料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料等の適用									
(1) auサービスの種類等	ア auサービスには、次の種類があります。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>auデュアル</td> <td>デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話及びパケット通信のために提供するもの</td> </tr> <tr> <td>auパケット</td> <td>パケット端末との間に電気通信回線を設定して専らパケット通信のために提供するもの</td> </tr> <tr> <td>UIMサービス</td> <td>au ICカード対応端末（当社の貸与するau ICカードを装着したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して通話又はパケット通信のために提供するもの</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	auデュアル	デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話及びパケット通信のために提供するもの	auパケット	パケット端末との間に電気通信回線を設定して専らパケット通信のために提供するもの	UIMサービス	au ICカード対応端末（当社の貸与するau ICカードを装着したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して通話又はパケット通信のために提供するもの
	種類	内容							
	auデュアル	デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話及びパケット通信のために提供するもの							
	auパケット	パケット端末との間に電気通信回線を設定して専らパケット通信のために提供するもの							
	UIMサービス	au ICカード対応端末（当社の貸与するau ICカードを装着したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して通話又はパケット通信のために提供するもの							
	イ auデュアルには、次の種類があります。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種auデュアル</td> <td>受信において最高144kbit/s、最高2.4Mbit/s又は最高3.1Mbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応したデュアル端末との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第2種auデュアル以外のもの</td> </tr> <tr> <td>第2種auデュアル</td> <td>受信において最高2.4Mbit/s、最高3.1Mbit/s又は最高9.2Mbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応したデュアル端末との間に電気通信回線を設定して提供するもの</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	第1種auデュアル	受信において最高144kbit/s、最高2.4Mbit/s又は最高3.1Mbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応したデュアル端末との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第2種auデュアル以外のもの	第2種auデュアル	受信において最高2.4Mbit/s、最高3.1Mbit/s又は最高9.2Mbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応したデュアル端末との間に電気通信回線を設定して提供するもの		
	種類	内容							
	第1種auデュアル	受信において最高144kbit/s、最高2.4Mbit/s又は最高3.1Mbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応したデュアル端末との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第2種auデュアル以外のもの							
	第2種auデュアル	受信において最高2.4Mbit/s、最高3.1Mbit/s又は最高9.2Mbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応したデュアル端末との間に電気通信回線を設定して提供するもの							
	ウ auパケットには、次の種類があります。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種auパケット</td> <td>受信において最高2.4Mbit/s、最高3.1Mbit/s又は最高9.2Mbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応したパケット端末との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第2種auパケット以外のもの</td> </tr> <tr> <td>第2種auパケット</td> <td>受信において最高2.4Mbit/s、最高3.1Mbit/s又は最高9.2Mbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応した当社所定のパケット端末との間に電気通信回線を設定して提供するもの</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	第1種auパケット	受信において最高2.4Mbit/s、最高3.1Mbit/s又は最高9.2Mbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応したパケット端末との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第2種auパケット以外のもの	第2種auパケット	受信において最高2.4Mbit/s、最高3.1Mbit/s又は最高9.2Mbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応した当社所定のパケット端末との間に電気通信回線を設定して提供するもの		
種類	内容								
第1種auパケット	受信において最高2.4Mbit/s、最高3.1Mbit/s又は最高9.2Mbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応したパケット端末との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第2種auパケット以外のもの								
第2種auパケット	受信において最高2.4Mbit/s、最高3.1Mbit/s又は最高9.2Mbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応した当社所定のパケット端末との間に電気通信回線を設定して提供するもの								
エ 当社は、下表の左欄の契約に基づいて、同表の右欄のauサービスを提供します。この場合において、当社は、同表の右欄の種類のうち、そのau契約者から接続の請求があった端末設備に対応するauサービスを提供するものとします。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>au契約の種類</th> <th>auサービスの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	au契約の種類	auサービスの種類							
au契約の種類	auサービスの種類								

	一般 a u 契約	a u デュアル、a u パケット、U I M サービス	
	第 2 種 定期 a u 契約	タイプ I	a u デュアル、a u パケット、U I M サービス
		タイプ II	a u デュアル、U I M サービス
	<p>オ 当社は、a u サービスの種類の変更を伴う請求があった場合は、その変更日から変更後の a u サービスの種類による料金を適用します。</p> <p>カ ローミングには、a u サービスと同一の種類があります。</p>		
(1)の 2 a u モジュールの種類等	ア a u モジュールには、次の種類があります。		
	種類	内容	
	第 1 種 a u モジュール	受信において最高 144kbit/s の符号伝送が可能な通信方式に対応したパケット端末との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第 2 種 a u モジュール又は第 3 種 a u モジュール以外のもの	
	第 2 種 a u モジュール	受信において最高 2.4Mbit/s、最高 3.1Mbit/s 又は最高 9.2Mbit/s の符号伝送が可能な通信方式に対応したパケット端末との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第 3 種 a u モジュール以外のもの	
	第 3 種 a u モジュール	受信において最高 2.4Mbit/s、最高 3.1Mbit/s 又は最高 9.2Mbit/s の符号伝送が可能な通信方式に対応したパケット端末（ネットワーク負荷制御機能（当社の電気通信設備に対する負荷の制御等に関して当社が別に定める仕様に準拠した機能をいいます。以下同じとします。）を具備したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、当社が別に定める接続先との間の通信に限り提供するもの	
	<p>イ 当社は、下表の左欄の契約に基づいて、同表の右欄の a u モジュールを提供します。この場合において、当社は、同表の右欄の種類のうち、その a u モジュール契約者から接続の請求があった端末設備に対応する a u モジュールを提供するものとします。</p>		
	a u モジュール契約の種別	a u モジュールの種類	
	一般 a u モジュール契約	a u モジュール	
	第 1 種定期 a u モジュール契約	第 1 種 a u モジュール、第 3 種 a u モジュール	
	第 2 種定期 a u モジュール契約	第 3 種 a u モジュール	
	<p>ウ 第 2 種 a u モジュール（当社が別に定める移動無線装置を利用しようとするものに限り。）については、a u モジュール契約</p>		

	<p>者からの新たな請求に基づく提供を行いません</p> <p>エ 第3種 a u モジュールについては、その a u モジュール契約の種類に応じてそれぞれ当社が別に定める移動無線装置を利用する場合に限り提供します。</p> <p>オ 当社は、a u モジュールの種類の変更を伴う請求があった場合は、その変更前に締結していた a u モジュール契約を解除して新たに a u モジュール契約の申込みを行う場合と同様に取り扱います。</p>												
(1)の3 プリペイド電話の種類等	<p>ア プリペイド電話には、次の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プリペイド</td> <td>デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話のために提供するもの</td> </tr> <tr> <td>プリペイド U I M</td> <td>a u I C カード対応端末（当社の貸与する a u I C カードを装着したものに限り）との間に電気通信回線を設定して通話のために提供するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、アに規定するプリペイド電話の種類のうち、プリペイドについては、プリペイド電話契約者からの新たな請求に基づく提供を行いません。</p>	種類	内容	プリペイド	デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話のために提供するもの	プリペイド U I M	a u I C カード対応端末（当社の貸与する a u I C カードを装着したものに限り）との間に電気通信回線を設定して通話のために提供するもの						
種類	内容												
プリペイド	デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話のために提供するもの												
プリペイド U I M	a u I C カード対応端末（当社の貸与する a u I C カードを装着したものに限り）との間に電気通信回線を設定して通話のために提供するもの												
(2) 削除	削除												
(3) a u サービスの基本使用料の料金種別の選択等	<p>ア a u サービスの基本使用料には、次の料金種別があります。</p> <p>(ア) a u デュアル又は U I M サービスに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>プラン S シンプル</td></tr> <tr><td>プラン S S シンプル</td></tr> <tr><td>プラン E シンプル</td></tr> <tr><td>プラン Z シンプル</td></tr> <tr><td>カケホ（3 G ケータイ・データ付）</td></tr> <tr><td>カケホ（3 G ケータイ）</td></tr> <tr><td>オフィスケータイプラン</td></tr> </tbody> </table> <p>(イ) 第1種 a u パケットに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>W I N シングル定額シンプル</td></tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 第2種 a u パケットに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>W I N シングルフラット W i M A X シンプル</td></tr> </tbody> </table> <p>イ a u 契約者は、あらかじめ基本使用料の料金種別を選択していただきます。</p> <p>ウ a u サービスの契約者回線において選択又は変更の請求をすることができる基本使用料の料金種別は、その契約者回線に接続されている移動無線装置により当社が別に定めるところによります。</p> <p>エ a u 契約者は、基本使用料の料金種別の変更（ウの規定を満たすものに限り）の請求をすることができます。</p>	基本使用料の料金種別	プラン S シンプル	プラン S S シンプル	プラン E シンプル	プラン Z シンプル	カケホ（3 G ケータイ・データ付）	カケホ（3 G ケータイ）	オフィスケータイプラン	基本使用料の料金種別	W I N シングル定額シンプル	基本使用料の料金種別	W I N シングルフラット W i M A X シンプル
基本使用料の料金種別													
プラン S シンプル													
プラン S S シンプル													
プラン E シンプル													
プラン Z シンプル													
カケホ（3 G ケータイ・データ付）													
カケホ（3 G ケータイ）													
オフィスケータイプラン													
基本使用料の料金種別													
W I N シングル定額シンプル													
基本使用料の料金種別													
W I N シングルフラット W i M A X シンプル													

	<p>オ エに定める基本使用料の料金種別の変更の請求があった場合、当社は、その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。</p> <p>ただし、その請求が、当社が別に定めるサービス取扱所において、その契約者回線に接続する端末設備を購入すると同時に行われたものである場合は、その請求があった日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。</p>						
<p>(3)の2 a uモジュールの基本使用料の料金種別の選択等</p>	<p>ア a uモジュール（第1種 a uモジュールを除きます。）の基本使用料には、次の種別があります。</p> <p>（ア） 第2種 a uモジュールに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="459 568 1452 656"> <tr> <td style="text-align: center;">基本使用料の料金種別</td> </tr> <tr> <td>WINモジュール定額</td> </tr> </table> <p>（イ） 第3種 a uモジュールに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="459 696 1452 869"> <tr> <td style="text-align: center;">基本使用料の料金種別</td> </tr> <tr> <td>PHOTO-Uプラン</td> </tr> <tr> <td>あんしんGPSプラン</td> </tr> <tr> <td>PHOTO-U TVプラン</td> </tr> </table> <p>イ a uモジュール契約者は、あらかじめ基本使用料の料金種別を選択していただきます。この場合、包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線については、包括回線グループを単位として選択していただきます。</p> <p>ウ 第2種 a uモジュール契約者は、基本使用料の料金種別の変更の請求をすることができます。この場合、包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線に係る請求については、包括回線グループを単位として行っていただきます。</p> <p>エ ウに定める基本使用料の料金種別の変更の請求があった場合、当社は、その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。</p> <p>オ WINモジュール定額については、第2種 a uモジュールの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用する場合であって、その端末設備に具備されたネットワーク負荷制御機能を作動させているものに限り、選択することができます。）に限り、選択することができます。</p> <p>カ 第2種 a uモジュールの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用する場合であって、その端末設備に具備されたネットワーク負荷制御機能を作動させているものに限り、選択することができます。）については、その基本使用料の料金種別として、WINモジュール定額を適用します。</p> <p>キ ウの規定にかかわらず、当社は、WINモジュール定額の適用又は廃止を伴う請求があった場合は、その変更前に締結していた a uモジュール契約を解除して新たに a uモジュール契約の申込みを行う場合と同様に取り扱います。</p> <p>ク 第3種 a uモジュールの契約者回線において選択することができる基本使用料の料金種別は、その契約者回線に接続されている移動無線装置により当社が別に定めるところによります。</p> <p>ケ 当社は、第3種 a uモジュールの契約者回線について、その契</p>	基本使用料の料金種別	WINモジュール定額	基本使用料の料金種別	PHOTO-Uプラン	あんしんGPSプラン	PHOTO-U TVプラン
基本使用料の料金種別							
WINモジュール定額							
基本使用料の料金種別							
PHOTO-Uプラン							
あんしんGPSプラン							
PHOTO-U TVプラン							

	<p>約者回線に接続されている移動無線装置の変更を伴う請求があった場合は、その変更前に締結していた a u モジュール契約を解除して新たに a u モジュール契約の申込みを行う場合と同様に取り扱います。</p>								
<p>(4) 第2種定期 a u 契約に係る基本使用料の取扱い (2年契約、2年契約(自動更新なし))</p>	<p>ア 第2種定期 a u 契約に係る基本使用料については、そのタイプ種別及び料金種別に応じて、2-1-1の(2)又は2-1-2の(2)に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 第2種定期 a u 契約に係る基本使用料の適用は、そのタイプ種別の第2種定期 a u 契約に係る a u サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日(他のタイプ種別の第2種定期 a u 契約からの契約変更の場合は、その契約変更日を含む料金月の初日、第3種 L T E 契約又は第4種定期 L T E 契約からの契約移行の場合は、第2種定期 a u 契約に係る a u サービスの提供を開始した日とします。)からとします。</p> <p>ウ 第2種定期 a u 契約の解除があった場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="459 817 1452 1736"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 817 954 900">区分</th> <th data-bbox="954 817 1452 900">第2種定期 a u 契約に係る基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 900 954 1025">1 2又は3以外により第2種定期 a u 契約の解除があったとき。</td> <td data-bbox="954 900 1452 1025">その契約解除日の前日まで第2種定期 a u 契約に係る基本使用料を適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1025 954 1151">2 一般 a u 契約への契約変更があったとき(3に該当するときを除きます。)</td> <td data-bbox="954 1025 1452 1151">その契約変更日を含む料金月の末日まで第2種定期 a u 契約に係る基本使用料を適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1151 954 1736">3 一般 a u 契約若しくは他のタイプ種別の第2種定期 a u 契約への契約変更又は一般 5 G 契約、2年定期 5 G 契約若しくは一般 L T E 契約への契約移行があったとき(一般 a u 契約への契約変更又は一般 5 G 契約若しくは一般 L T E 契約への契約移行については、この約款、5 G 約款又は L T E 約款に定めるその申出と同時に、障がい者等に係る基本使用料の割引の適用の申出があったときに限ります。)</td> <td data-bbox="954 1151 1452 1736">その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の前料金月の末日まで第2種定期 a u 契約に係る基本使用料を適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 第2種定期 a u 契約(タイプⅡに限ります。)への契約変更又は契約移行(一般 L T E 契約又は第2種定期 L T E 契約(タイプⅠに限ります。)からのものに限ります。)があった場合であって、契約変更前又は契約移行前の a u 契約又は L T E 契約に係る基本使用料の料金種別が次表に定めるもの以外であるとき、その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の初日から契約変更後又は契約移行後の第2種定期 a u 契約(タイプⅡに限ります。)に係る基本</p>	区分	第2種定期 a u 契約に係る基本使用料の適用	1 2又は3以外により第2種定期 a u 契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日まで第2種定期 a u 契約に係る基本使用料を適用します。	2 一般 a u 契約への契約変更があったとき(3に該当するときを除きます。)	その契約変更日を含む料金月の末日まで第2種定期 a u 契約に係る基本使用料を適用します。	3 一般 a u 契約若しくは他のタイプ種別の第2種定期 a u 契約への契約変更又は一般 5 G 契約、2年定期 5 G 契約若しくは一般 L T E 契約への契約移行があったとき(一般 a u 契約への契約変更又は一般 5 G 契約若しくは一般 L T E 契約への契約移行については、この約款、5 G 約款又は L T E 約款に定めるその申出と同時に、障がい者等に係る基本使用料の割引の適用の申出があったときに限ります。)	その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の前料金月の末日まで第2種定期 a u 契約に係る基本使用料を適用します。
区分	第2種定期 a u 契約に係る基本使用料の適用								
1 2又は3以外により第2種定期 a u 契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日まで第2種定期 a u 契約に係る基本使用料を適用します。								
2 一般 a u 契約への契約変更があったとき(3に該当するときを除きます。)	その契約変更日を含む料金月の末日まで第2種定期 a u 契約に係る基本使用料を適用します。								
3 一般 a u 契約若しくは他のタイプ種別の第2種定期 a u 契約への契約変更又は一般 5 G 契約、2年定期 5 G 契約若しくは一般 L T E 契約への契約移行があったとき(一般 a u 契約への契約変更又は一般 5 G 契約若しくは一般 L T E 契約への契約移行については、この約款、5 G 約款又は L T E 約款に定めるその申出と同時に、障がい者等に係る基本使用料の割引の適用の申出があったときに限ります。)	その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の前料金月の末日まで第2種定期 a u 契約に係る基本使用料を適用します。								

	<p>使用料の料金種別の適用を開始する日の前日までの間、契約変更又は契約移行を行う前の a u 契約又は L T E 契約の契約種別に応じて、その a u 契約又は L T E 契約に係る基本使用料の料金種別の料金額を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">a u 契約に係るもの</td> <td>カケホ（3 G ケータイ・データ付）、カケホ（3 G ケータイ）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">L T E 契約に係るもの</td> <td rowspan="2">第 1 種 L T E デュアル</td> <td>カテゴリー I</td> <td>カケホ、スーパーカケホ、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）、カケホ（C P）</td> </tr> <tr> <td>カテゴリー II</td> <td>シンプル、カケホ、スーパーカケホ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 種 L T E デュアル</td> <td>カテゴリー I</td> <td>カケホ（V）、スーパーカケホ（V）、スーパーカケホ（V・a）、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）</td> </tr> <tr> <td>カテゴリー II</td> <td>シンプル（V）、カケホ（V）、スーパーカケホ（V）</td> </tr> </tbody> </table>	区分			基本使用料の料金種別	a u 契約に係るもの			カケホ（3 G ケータイ・データ付）、カケホ（3 G ケータイ）	L T E 契約に係るもの	第 1 種 L T E デュアル	カテゴリー I	カケホ、スーパーカケホ、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）、カケホ（C P）	カテゴリー II	シンプル、カケホ、スーパーカケホ	第 2 種 L T E デュアル	カテゴリー I	カケホ（V）、スーパーカケホ（V）、スーパーカケホ（V・a）、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）	カテゴリー II	シンプル（V）、カケホ（V）、スーパーカケホ（V）
区分			基本使用料の料金種別																	
a u 契約に係るもの			カケホ（3 G ケータイ・データ付）、カケホ（3 G ケータイ）																	
L T E 契約に係るもの	第 1 種 L T E デュアル	カテゴリー I	カケホ、スーパーカケホ、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）、カケホ（C P）																	
		カテゴリー II	シンプル、カケホ、スーパーカケホ																	
	第 2 種 L T E デュアル	カテゴリー I	カケホ（V）、スーパーカケホ（V）、スーパーカケホ（V・a）、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）																	
		カテゴリー II	シンプル（V）、カケホ（V）、スーパーカケホ（V）																	
(4)の2 第1種定期 a u モジュール契約に係る基本使用料の取扱い（1年契約）	<p>ア 第1種定期 a u モジュール契約に係る基本使用料については、その料金種別に応じて、2-1-3の(2)に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 第1種定期 a u モジュール契約に係る基本使用料の適用は、第1種定期 a u モジュール契約に係る a u モジュールの提供を開始した日を含む料金月の初日からとします。</p> <p>ウ 第1種定期 a u モジュール契約の解除があったときは、その契約解除日の前日（一般 a u モジュール契約への契約変更の場合は、その契約解除日を含む料金月の末日とします。）まで第1種定期 a u モジュール契約に係る基本使用料を適用します。</p>																			
(4)の3 第2種定期 a u モジュール契約に係る基本使用料の取扱い（2年契約）	<p>ア 第2種定期 a u モジュール契約に係る基本使用料については、その料金種別に応じて、2-1-3の(3)に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 第2種定期 a u モジュール契約に係る基本使用料の適用は、第2種定期 a u モジュール契約に係る a u モジュールの提供を開始した日を含む料金月の初日からとします。</p> <p>ウ 第2種定期 a u モジュール契約の解除があったときは、その契約解除日の前日（一般 a u モジュール契約への契約変更の場合は、その契約解除日を含む料金月の末日とします。）まで第2種定期 a u モジュール契約に係る基本使用料を適用します。</p>																			
(4)の4 定期前払 a u 契約に係る基本使用料の取扱い	<p>ア 第78条（基本使用料等の支払義務）第1項の規定にかかわらず、定期前払 a u 契約に係る基本使用料については、その定期前払 a u サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日（当社が別に定める方法によりその定期前払 a u サービスの提</p>																			

	<p>供を開始した日が料金月の初日である場合は、その料金月の初日とし、定期前払 a u 契約を更新した場合は、その定期前払 a u 契約の更新日とします。)から、その定期前払 a u 契約の満了日までの期間 (以下「定期前払 a u 契約の基本使用料課金対象期間」といいます。)を単位として、2-1-4に規定する料金額を適用します。</p> <p>この場合、定期前払 a u 契約者は、その定期前払 a u サービスの提供の開始 (その提供の開始が、当社が別に定めるところにより料金月の初日に行われるものを除きます。)のあった日から、その日を含む料金月の末日までの間 (以下「定期前払 a u 契約の基本使用料免除期間」といいます。)については、基本使用料の支払いを要しません。</p> <p>イ その契約が定期前払 a u 契約の基本使用料課金対象期間に解除された場合であっても、その解除が当社の責に帰すべき事由によるものであるときを除き、契約者は、その期間に係る基本使用料の全額を支払っていただきます。</p>								
<p>(4)の5 包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線について契約変更を行う場合の基本使用料等の取扱い</p>	<p>包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線について、契約変更を伴う請求があったときは、その請求を承諾した日を含む料金月の翌料金月から、変更後の基本使用料を適用します。</p>								
<p>(5) 基本使用料の長期利用割引の適用 (長期優待割引)</p>	<p>ア 基本使用料の長期利用割引 (以下この欄において「本割引」といいます。)とは、基本使用料の料金種別としてシンプルプラン (プランSシンプル、プランSSシンプル、プランEシンプル、プランZシンプル及びオフィスケータイプランをいいます。以下同じとします。)を選択している契約者回線について、a u サービスの利用月数に応じて、その a u サービス (a u パケットを除きます。)に係るその料金月の基本使用料について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="459 1523 1452 1814"> <thead> <tr> <th>利用月数</th> <th>割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12か月を超え24か月以内の場合</td> <td>その料金月の基本使用料に 0.05 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>24か月を超え48か月以内の場合</td> <td>その料金月の基本使用料に 0.07 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>48か月を超える場合</td> <td>その料金月の基本使用料に 0.15 を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 a u サービスの利用月数は、その a u サービスに係る利用開始月からその料金月 (契約解除があったときは、その契約解除日の前日を含む料金月までとします。)までの月数 (一時休止日の前日を含む料金月の翌料金月から再利用開始日を含む料金月の前料金月までの月数を除きます。以下この欄において同じ</p>	利用月数	割引額	12か月を超え24か月以内の場合	その料金月の基本使用料に 0.05 を乗じて得た額	24か月を超え48か月以内の場合	その料金月の基本使用料に 0.07 を乗じて得た額	48か月を超える場合	その料金月の基本使用料に 0.15 を乗じて得た額
利用月数	割引額								
12か月を超え24か月以内の場合	その料金月の基本使用料に 0.05 を乗じて得た額								
24か月を超え48か月以内の場合	その料金月の基本使用料に 0.07 を乗じて得た額								
48か月を超える場合	その料金月の基本使用料に 0.15 を乗じて得た額								

	<p>とします。)を通算したもの(契約変更を行った場合は、契約変更を行う前のa u契約により提供を受けていたa uサービスに係る利用開始月からその契約変更のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、L T E契約からの契約移行があった場合は、契約移行を行う前のL T E契約により提供を受けていたL T Eサービスに係る利用開始月からその契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、それぞれこれに合算したものとします。)とします。</p> <p>イ 本割引は、a uサービス(a uパッケージを除きます。)の契約者回線であって、次に該当しないもの限り、適用します。</p> <p>(ア) 定期a u契約に係るもの</p> <p>(イ) (10)の6の適用を受けているもの</p> <p>ウ 次に該当する場合において、新たに契約を締結したa uサービスの利用月数は、同時に契約の解除があった電気通信サービス(第1種a uモジュール及び特定事業者のW I N約款に規定する第1種a uモジュールを除きます。)を利用した月数に相当する期間を加えて計算します。</p> <p>(ア) 特定事業者との間に当社のa u契約又はL T E契約に相当する契約を締結していた者が、当社が別に定めるところにより、その契約を解除すると同時に新たに当社とa u契約を締結したとき。</p> <p>(イ) 契約変更、契約移行又はその他当社が別に定める態様により、a u契約又はL T E契約を解除すると同時に新たにその他のa u契約を締結したとき。</p> <p>エ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>オ イの規定にかかわらず、新たにa u契約を締結(L T E契約からの契約移行によるものを除きます。)した場合は、本割引を適用しません。</p>			
<p>(5)の2 障がい者等に係る基本使用料の割引の適用 (スマイルハート割引)</p>	<p>ア 障がい者等に係る基本使用料の割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、その契約者が次表の適用条件のいずれかに該当する者(以下「障がい者等」といいます。)である場合に、その契約者回線に係る基本使用料について、2-1-1の(1)に規定する料金額に代えて、次表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p>(ア) 適用条件</p> <table border="1" data-bbox="459 1646 1452 2020"> <tr> <td data-bbox="470 1653 1441 1769"> <p>① 身体障がい者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1776 1441 1937"> <p>② 知的障がい者(療育手帳制度について(昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1944 1441 2020"> <p>③ 精神障がい者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障</p> </td> </tr> </table>	<p>① 身体障がい者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)</p>	<p>② 知的障がい者(療育手帳制度について(昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)</p>	<p>③ 精神障がい者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障</p>
<p>① 身体障がい者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)</p>				
<p>② 知的障がい者(療育手帳制度について(昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)</p>				
<p>③ 精神障がい者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障</p>				

害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)

- ④ 特定疾患患者（特定疾患治療研究事業について（昭和 48 年衛発第 242 号公衆衛生局長通知）に規定する特定疾患治療研究事業対象疾患であることについて証明書（特定疾患医療受給者証又は特定疾患登録者証をいいます。）の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）
- ⑤ 指定難病患者（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 4 項の規定により医療受給者証の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）

(イ) 料金額

- ① ②以外のもの

1 契約ごとに月額

料金額
2-1-1の(1)に規定する料金額に0.50を乗じて得た額

- ② 基本使用料の料金種別が次表の左欄に定めるもの

1 契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額
カケホ（3Gケータイ・データ付）	5,500 円
カケホ（3Gケータイ）	2,000 円

イ 本割引は、auサービス（auパケットを除きます。）の契約者回線（その契約者が、アの(ア)に定める適用条件のいずれかに該当するものに限り、）であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

(ア) 定期au契約に係るもの。

(イ) (7)の適用を受けているもの。

(ウ) 第2（通話料）1（適用）(13)又は(16)の適用を受けているもの。

ウ 本割引を選択する契約者は、あらかじめ当社所定の書面により申し出ていただきます。この場合において、契約者は、その書面の記載内容を証明する書類を提示していただきます。

エ 当社は、ウの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを承諾します。

(ア) 当社との間で締結している他の契約者回線、5G契約者回線又はLTE契約者回線（それぞれの契約者名義が、申出のあった契約者回線と同一のものに限り、）について、本割引又は5G約款若しくはLTE約款に定める本割引に相当する基本使用料の割引の適用を受けているとき。

(イ) 特定事業者との間で締結している他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線と同一のものに限り、）について、特定事業者のWIN約款、5G約款若しくはLTE約款に定める本割引に相当する基本使用料の割引の適用を受けているとき。

オ 本割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料

金月の初日からとします。

ただし、その申出が、a u パケットからの a u サービスの種類の変更又は L T E 契約（L T E シングルに係るものに限ります。）からの契約移行と同時に行了された場合は、a u サービスの種類の変更日又は契約移行日からとします。

カ 本割引の適用を受けている契約者は、次のことを守っていただきます。

(ア) 障がい者等でなくなった場合、又はあらかじめ申し出た内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を当社に届け出ること。

(イ) 自己以外の者に不正に利用させないこと。

(ウ) その他本割引に関する取扱いを適正に運用するために必要な限りにおいて当社が執る措置に従っていただくこと。

キ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、その適用を廃止します。

(ア) a u サービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) a u 契約の解除があったとき。

(エ) a u パケットへの a u サービスの種類の変更があったとき。

(オ) エの規定に適合しないことが判明したとき。

(カ) その契約者がカの規定に違反したとき。

ク 本割引の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本割引の適用
1 2 又は 3 以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
2 キの(ウ)又は(エ)の規定により本割引の適用を廃止したとき（契約変更又は2年定期5G契約、第2種定期L T E 契約若しくは第7種定期L T E 契約への契約移行に係るものを除きます。）。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
3 契約者から本割引の適用を廃止する申出あったとき。	その申出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とし

	<p>ます。</p> <p>備考 区分2のうち、第78条（基本使用料等の支払義務）第1項第2号に該当するときは、同号のイ及びウに定める基本使用料については、au契約の解除があった日を含む料金月の末日まで本割引の対象とします。</p>		
<p>(6) 複数回線複合割引の適用（家族割、法人割）</p>	<p>ア 複数回線複合割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線群（イに規定する割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線（第2種定期au契約に係るもの、基本使用料の料金種別がカケホ（3Gケータイ・データ付）若しくはカケホ（3Gケータイ）のもの又は(5)の2の適用を受けているものを除きます。）に関する基本使用料について、2-1-1の(1)に規定する料金額（(5)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）に0.25を乗じて得た額の割引きを行うことをいいます。</p> <p>イ 本割引に係る割引選択回線とは、本割引を選択する契約者回線、次表に定める割引を選択する5G契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="453 943 1458 1234"> <thead> <tr> <th data-bbox="453 943 1458 987">割引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="453 994 1458 1234"> <p>当社の5G約款に定める割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引、LTE約款に定める複数回線複合割引又は特定割引（特定事業者の5G約款に定める割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引又はWIN約款若しくはLTE約款に定める複数回線複合割引をいいます。以下この(6)において同じとします。）</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 本割引は、auサービス（auパッケージを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。</p> <p>(ア) (10)の6の適用を受けているもの</p> <p>(イ) 第2（通話料）1（適用）(26)又は(28)の適用を受けているもの</p> <p>エ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。</p> <p>オ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>カ 当社は、オの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) 指定した割引選択回線群を構成する契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線の数2以上10以下でないとき。</p> <p>(イ) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(ウ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関</p>	割引	<p>当社の5G約款に定める割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引、LTE約款に定める複数回線複合割引又は特定割引（特定事業者の5G約款に定める割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引又はWIN約款若しくはLTE約款に定める複数回線複合割引をいいます。以下この(6)において同じとします。）</p>
割引			
<p>当社の5G約款に定める割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引、LTE約款に定める複数回線複合割引又は特定割引（特定事業者の5G約款に定める割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引又はWIN約款若しくはLTE約款に定める複数回線複合割引をいいます。以下この(6)において同じとします。）</p>			

係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(エ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)

(オ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

キ 当社は、1の割引選択回線群を構成する契約者回線に係る契約者名義が異なる場合であっても、通信料明細内訳書の発行その他の取扱いについて、同一の契約者名義とみなして取り扱います。

ク 本割引の計算は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。

ケ 本割引の適用の開始は、オに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。

コ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) auサービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) auサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) au契約の解除があったとき。

(オ) auパッケージへのauサービスの種類の変更があったとき。

(カ) その他力のいずれかに該当することとなったとき。

サ コの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日 (auサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
2 auサービスの利用の一時休止、au契約の解除又はauパッケージへのauサービスの種類の変更があったとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

	<p>備考 区分2のうち、第78条（基本使用料等の支払義務）第1項第2号に該当するときは、同号のイ及びウに定める基本使用料については、au契約の解除があった日を含む料金月の末日まで本割引の対象とします。</p> <p>シ サの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用を廃止した後、本割引、(7)又は第2（通話料）1（適用）(16)若しくは(22)の適用の申込みをしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</p> <p>ス 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>セ 本割引の適用を受けている契約者回線について、基本使用料の料金種別の変更があった場合は、基本使用料の料金種別ごとにアに規定する割引額の日割りをを行います。</p> <p>ソ 当社は、本割引の適用を受けている契約者が割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。</p> <p>タ 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限り。）又はその目安となる金額を通知します。 ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。</p> <p>チ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、特定事業者がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限り。）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。</p>		
<p>(7) 契約者を単位とする基本使用料割引Ⅰの適用 （グループディスカウント）</p>	<p>ア 契約者を単位とする基本使用料割引Ⅰ（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線群（(ア)に定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線（基本使用料の料金種別がカケホ（3Gケータイ・データ付）若しくはカケホ（3Gケータイ）のもの又は(6)の適用を受けているものを除きます。）に関する基本使用料（(5)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、(イ)に規定する額の割引を行うことをいいます。 (ア) 割引選択回線</p> <table border="1" data-bbox="459 1854 1452 2020"> <tr> <td style="text-align: center;">割引選択回線</td> </tr> <tr> <td>本割引を選択する契約者回線、当社の5G約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引Ⅰを選択する5G契約者回線、LTE約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引Ⅰを選択するL</td> </tr> </table>	割引選択回線	本割引を選択する契約者回線、当社の5G約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引Ⅰを選択する5G契約者回線、LTE約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引Ⅰを選択するL
割引選択回線			
本割引を選択する契約者回線、当社の5G約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引Ⅰを選択する5G契約者回線、LTE約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引Ⅰを選択するL			

TE契約者回線又は特定事業者のWIN約款、5G約款若しくはLTE約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引I（以下この(7)欄において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線

(イ) 割引額

1契約ごとに

その料金月の割引選択回線群を構成する契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線の数（それぞれ(6)に相当する取扱いの適用を受けているものを除きます。）	割引額
2以上4以下の場合	その料金月の基本使用料に0.15を乗じて得た額
5以上49以下の場合	その料金月の基本使用料に0.20を乗じて得た額
50以上999以下の場合	その料金月の基本使用料に0.25を乗じて得た額
1000以上の場合	その料金月の基本使用料に0.28を乗じて得た額

イ 本割引は、auデュアルの契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

(ア) (5)の2又は(10)の6の適用を受けているもの

(イ) 第2種定期au契約に係るもの

ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) 指定した割引選択回線群を構成する契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線の数2以上でないとき。

(ア) 指定した割引選択回線群を構成する契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線の数2以上でないとき。

(イ) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(ウ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(エ) その申出のあった契約者回線が、第2（通話料）1（適用）(16)又は(22)を選択する場合であって、その契約者回線と割引選択回線群を構成する他の契約者回線、5G契約者回線、

LTE契約者回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話料の割引における同一の割引選択回線群に属さないとき。

(オ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(カ) その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき。

(キ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本割引の計算は、その契約者回線に係る基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。

キ 本割引の適用は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、LTE契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）から開始します。

ク 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) auサービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) auサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) au契約の解除があったとき。

(オ) auパッケージへのauサービスの種類の変更があったとき。

(カ) その他オに列挙する規定のいずれかに該当することとなったとき。

ケ クの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（auサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
2 auサービスの利用の一時休止、au契約の解除又はauパッケージへのauサ	一時休止日、契約解除日又はauサービスの種類の変更日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

	<p>ービスの種類の変更があったとき。</p>				
	<p>コ ケの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用の廃止（契約移行に伴うものを除きます。）後、本割引、（6）又は第2（通話料）1（適用）（16）若しくは（22）の適用の申込み（5G約款又はLTE約款に定める相当する申込みを含みます。）をしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</p> <p>サ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>シ 本割引の適用を受けている契約者回線について、基本使用料の料金種別の変更があった場合は、基本使用料の料金種別ごとにアの（イ）に規定する割引額の日割りを行います。</p> <p>ス 当社は、その割引選択回線群を構成するいずれかの契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。</p> <p>セ 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限ります。）又はその目安となる金額を通知します。</p> <p>ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。</p> <p>ソ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、特定事業者がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。</p>				
<p>（8） 削除</p>	<p>削除</p>				
<p>（9） 包括回線グループを単位とする基本使用料割引の適用（シングル大口回線割引）</p>	<p>ア 包括回線グループを単位とする基本使用料割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、あらかじめ契約者が選択した包括回線グループ（第1種auモジュールの契約者回線により構成されるものに限ります。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線に係る基本使用料について、包括回線グループを単位として次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="459 1899 1452 2020"> <tr> <td data-bbox="459 1899 954 1982">その料金月の包括回線グループを構成する契約者回線の数</td> <td data-bbox="954 1899 1452 1982">割引額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1982 954 2020">50 以上 149 以下の場合</td> <td data-bbox="954 1982 1452 2020">その料金月の基本使用料に 0.10</td> </tr> </table>	その料金月の包括回線グループを構成する契約者回線の数	割引額	50 以上 149 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.10
その料金月の包括回線グループを構成する契約者回線の数	割引額				
50 以上 149 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.10				

基本使用料の
減額適用

を締結している場合、2-1-4に定める料金額に代えて、下表に定める料金額を適用する取扱い（以下この欄において「本減額適用」といいます。）を行います。

1 電話番号あたり定期前払 a u 契約の
基本使用料課金対象期間ごとに

区分	料金額
基本使用料	税抜額 10,000 円

イ 当社は、定期前払 a u サービスの契約者回線に限り、本減額適用を行います。

ウ 定期前払 a u 契約者は、本減額適用を受ける場合、あらかじめ減額適用グループ（1の減額対象回線（本減額適用を受ける定期前払 a u サービスの契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）及び1の判定用回線（その契約者が当社との間で締結している a u 契約に基づき提供を受けている a u サービス（a u パケットを除きます。）の契約者回線、L T E デュアルの L T E 契約者回線又は特定事業者との間で締結している a u 契約に基づき提供を受けている a u サービス（a u パケットを除きます。）若しくは L T E デュアルの他網契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）により構成される組合せをいいます。以下この欄において同じとします。）を指定して、当社が別に定めるサービス取扱所に申し出ていただきます。

エ 本減額適用は、その申出を次の各号に定める期限までに行っていただくことにより、その定期前払 a u 契約の基本使用料課金対象期間について、実施します。

（ア） 定期前払 a u サービスの提供を開始した日を含む料金月の末日（当社が別に定める方法により料金月の開始と同時に定期前払 a u サービスの提供を開始する場合は、その料金月の末日の前々日）。

（イ） 定期前払 a u 契約を更新した場合、その定期前払 a u 契約の更新日を含む料金月の末日の前々日。

オ 当社は、ウの申し出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア） ウにより定期前払 a u 契約者が指定する契約者回線、L T E 契約者回線又は他網契約者回線が、他の減額適用グループを構成しているとき。

（イ） 判定用回線として指定した契約者回線、L T E 契約者回線又は他網契約者回線の契約名義人が、その定期前払 a u 契約者でないとき。

（ウ） 判定用回線に係る a u サービス又は L T E サービスについて利用の一時休止が行われているとき。

（エ） 判定用回線に係る a u サービス又は L T E サービスの種類が a u パケット又は L T E シングルであるとき。

（オ） その契約者が、減額適用グループを構成する契約者回線又は他網契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

	<p>(カ) その契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</p> <p>(キ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>カ 本減額適用を受けている定期前払 a u 契約者は、当社が別に定める期日までに、当社が別に定めるサービス取扱所に申し出ることにより、判定用回線の指定を変更することができます。</p> <p>この場合、当社は、その承諾については、オに準じて取り扱います。</p> <p>キ 本減額適用は、次の各号のいずれかに該当する場合、その定期前払 a u 契約の基本使用料課金対象期間の満了をもって廃止するものとします。</p> <p>(ア) 定期前払 a u 契約者から本減額適用の廃止の請求があったとき。</p> <p>(イ) 判定用回線（カによりその指定を変更する場合は、当社が別に定める期日までに変更の申し出があったものに限ります。）について、その a u 契約若しくは L T E 契約の解除、a u サービス若しくは L T E サービスの利用の一時休止、a u サービス利用権若しくは L T E サービス利用権の譲渡又は a u パケット若しくは L T E シングルへの a u サービス若しくは L T E サービスの種類の変更があったとき。</p> <p>ク 定期前払 a u 契約者は、キに列記する規定のいずれかに該当する事由が生じた場合、下表に定める本減額適用廃止料の支払いを要します。</p> <p>ただし、満了日を含む料金月にその事由が生じた場合は、この限りではありません。</p> <p style="text-align: right;">1 の定期前払 a u 契約ごとに</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">本減額適用廃止料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 5,000 円</td> </tr> </table> <p>ケ 減額適用グループを構成する判定用回線として他網契約者回線を指定する定期前払 a u 契約者は、当社がオ又はカによりその承諾の可否を判断するために、必要な範囲で、その契約者に係る情報について特定事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p>	本減額適用廃止料	税抜額 5,000 円
本減額適用廃止料			
税抜額 5,000 円			
<p>(10)の3 複数回線の利用を条件とする a u パケットに関する基本使用料の減額適用 (W I N シングルセット割)</p>	<p>ア a u パケットに係る a u 契約者が、当社との間に第 2 種 a u デュアル若しくは U I M サービスに係る a u 契約、当社の 5 G 約款に定める 5 G デュアルに係る 5 G 契約若しくは L T E 約款に定める L T E デュアルに係る L T E 契約を締結している又は特定事業者との間に第 2 種 a u デュアル若しくは U I M サービスに係る a u 契約、特定事業者の 5 G 約款に定める 5 G デュアルに係る 5 G 契約若しくは L T E 約款に定める L T E デュアルに係る L T E 契約を締結している場合において、その契約者からの申出により、その a u パケットの契約者回線について、2-1-2 の (1) に定める料金額に代えて、下表に定める料金額を適用する取扱い (以下この欄において「本減額適用」といいます。)を行います。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p>		

区分		料金額
		税抜額
第1種 a u パッケージ	WINシングル定額シンプル	1,600 円
第2種 a u パッケージ	WINシングルフラットWiMAX Xシンプル	5,200 円

イ 当社は、a uパッケージの契約者回線であって、次に該当しないものに限り、本減額適用を行います。

(ア) (10)の6の適用を受けているもの

(イ) 第2種定期 a u契約に係るもの

ウ 削除

エ 削除

オ 本減額適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月からとします。

この場合において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月における a uサービス (a uパッケージに限ります。)の利用日数に応じてアの表に規定する料金額を日割りして適用します。

(ア) 減額適用回線について、その a uサービスの提供を開始した日を含む料金月に、本減額適用の申込みを受け、当社がこれを承諾した場合。

(イ) 減額適用回線について、a uパッケージへの a uサービスの種類の変更があった日を含む料金月に、本減額適用の申込みを受け、当社がこれを承諾した場合。

カ 当社は、契約者から本減額適用の廃止の申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、本減額適用を廃止します。

(ア) 減額対象回線又は判定用回線に係る a u契約、5 G契約又はLTE契の解除があったとき。

(イ) 減額対象回線又は判定用回線に係る a uサービス、5 Gサービス又はLTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(ウ) 減額対象回線又は判定用回線に係る a uサービス利用権、5 Gサービス利用権又はLTEサービス利用権の譲渡があったとき。

(エ) 減額対象回線又は判定用回線に係る契約者の地位の承継があったとき。

(オ) 減額対象回線について、a uパッケージ以外への a uサービスの種類の変更があったとき。

(カ) 判定用回線について、a uパッケージ、5 Gシングル又はLTEシングルへの a uサービス、5 Gサービス又はLTEサービスの種類の変更があったとき。

キ カの規定により、本減額適用を廃止した場合、その事由が生じた日 (a uサービス利用権、5 Gサービス利用権若しくはLTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

	<p>ク 次の各号のいずれかに該当する場合、本減額適用は、オからキの規定にかかわらず、それぞれ各号の規定によります。</p> <p>(ア) 減額対象回線に係る a u サービスの利用の一時休止があった後、その休止日を含む料金月において a u サービスの再利用を開始した場合であって、再利用を開始した後、同一料金月において本減額適用の申込みがあり当社が承諾したときは、その料金月のうち a u サービスの利用の一時休止期間を除く期間に係る日数に応じて、アの表に規定する料金額を日割りして適用します。</p> <p>(イ) 判定用回線に係る a u サービス、5 G サービス又は L T E サービスの利用の一時休止があった後、その休止日を含む料金月において a u サービス、5 G サービス又は L T E サービスの再利用を開始した場合であって、再利用を開始した後、同一料金月において本減額適用の申込みがあり当社が承諾したときは、その料金月について本減額適用を行います。</p> <p>(ウ) 本減額適用の申込みがあり当社がこれを承諾した日を含む料金月に、カに定める事由が生じた場合は、本減額適用は行いません。</p> <p>ク 判定用回線として他網契約者回線を指定する契約者は、当社が本減額適用の適用の可否を判断するために必要な範囲で、その契約者回線及び他網契約者回線に係る情報（本減額適用の適用の可否を判断するために必要な範囲に限ります。）について、特定事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p>			
(10) の 4 削除	削除			
(10) の 5 削除	削除			
(10) の 6 契約者を単位とする金額指定割引の適用（まるごとビジネス割引）	<p>ア 契約者を単位とする金額指定割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、(ア)に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（(イ)に定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成するその契約者回線（第3種 a u モジュールに係るもの又は基本使用料の料金種別が W I N シングル定額シンプル若しくは W I N シングルフラット W i M A X シンプルのものを除きます。）に係る基本使用料について、契約者からあらかじめ申出のあった指定期間及び指定金額（(ウ)の①に規定するものをいい、割引選択回線群ごとに指定するものとします。以下この欄において同じとします。）並びにその基本使用料の料金種別に応じて定まる(ウ)に規定する割引率を乗じて得た額（以下この欄において「本割引に係る基本使用料割引額」といいます。）の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) 定額料</p> <p style="text-align: right;">1 割引選択回線群ごとに月額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">料金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 1,000 円</td> </tr> </table> <p>(イ) 割引選択回線</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">割引選択回線</td> </tr> </table> <p>本割引を選択する契約者回線、当社の L T E 約款に定める契約者</p>	料金額	税抜額 1,000 円	割引選択回線
料金額				
税抜額 1,000 円				
割引選択回線				

を単位とする金額指定割引（以下この（10）の6において「LTE割引」といいます。）を選択するLTE契約者回線又は特定事業者のWIN約款若しくはLTE約款に定める契約者を単位とする金額指定割引（以下この（10）の6において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線

(ウ) 指定期間及び指定金額

① ②以外のもの

区分		割引率
指定期間	指定金額 税抜額	
1年	50,000円	28%
	300,000円	30%
	1,000,000円	36%
	5,000,000円	37%
	10,000,000円	38%
	30,000,000円	39%
	50,000,000円	40%
2年	50,000円	40%
	300,000円	41%
	1,000,000円	42%
	5,000,000円	43%
	10,000,000円	44%
	30,000,000円	45%
	50,000,000円	46%
3年	50,000円	42%
	300,000円	43%
	1,000,000円	44%
	5,000,000円	45%
	10,000,000円	46%
	30,000,000円	47%
	50,000,000円	48%

② 基本使用料の料金種別が次表の左欄に定めるもの

区分	割引率
プランZシンプル又はオフィスケータイプラン	50%
カケホ（3Gケータイ・データ付）	20.83%
カケホ（3Gケータイ）	40.54%

イ 本割引は、auサービス又はauモジュール（第1種auモジュールを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

(ア) 定期au契約又は定期auモジュール契約に係るもの

(イ) 基本使用料の料金種別がWINモジュール定額のもの

(ウ) (6)、(7)又は(9)の適用を受けているもの

(エ) 第2（通話料）1（適用）(13)又は(16)の適用を受けているもの

- ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。
- エ 当社は、その契約者回線が当社が別に定める移動無線装置を利用しているものである場合、本割引に係る基本使用料割引額について、割引選択回線群を単位として計算するものとします。
- オ 当社は、その契約者回線が別記 32 に定める包括的管理の取扱いの適用を受けている場合、本割引に係る基本使用料割引額について、包括回線グループを単位として計算するものとします。
- カ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。
- キ 当社は、カに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
- (ア) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。
 - (イ) その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であって、指定した割引選択回線群を構成する契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線の数が2以上でないとき。
 - (ウ) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (エ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
 - (オ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。
 - (カ) エの適用を受ける契約者回線又は他網契約者回線とその適用を受けない契約者回線又は他網契約者回線とが同一の割引選択回線群に含まれることとなるとき。
 - (キ) 包括的管理の取扱いの適用を受けている契約者回線又は他網契約者回線と、その適用を受けない契約者回線又は他網契約者回線とが同一の割引割引選択回線群に含まれることとなるとき。
 - (ク) その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき。
 - (キ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- ク 割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、(ア)に定める契約者回線群割引前月間累計額に当社のLTE約款に定める契約者回線群割引前月間累計額（その割引選択回線群を構成するLTE契約者回線に係るものに限ります。）及び特定事業者のWIN約款若しくはLTE約款に定める契約者回線群割引前月間累計額（その割引選択回線群を構成する他網契約者回線に係るものに

限ります。)を加算した額(以下、この欄、第2(通話料)1(適用)(25)及び第3(パケット通信料)1(適用)(10)において「月間利用額」といいます。)が、契約者からあらかじめ申出のあった指定金額に満たないときは、(イ)に定める要支払額を支払っていただきます。

ただし、本割引、当社のLTE約款又は特定事業者のWIN約款若しくはLTE約款の規定に基づいて、その割引選択回線群が初めて構成された日(以下、この欄、第2(通話料)1(適用)(25)及び第3(パケット通信料)1(適用)(10)において「割引選択回線群構成日」といいます。)を含む料金月については、この限りではありません。

(ア) 契約者回線群割引前月間累計額

契約者回線群割引前月間累計額

その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線において、その基本使用料の料金種別に応じて、その料金月に生じた次の①から⑤の料金額の総合計

- ① 基本使用料の額
- ② 第2(通話料)1(適用)(25)のアに定める月間累計額
- ③ 通話(基本使用料の料金種別がプランZシンプルな契約者回線から行われたものに限ります。)に関する料金の月間累計額(②に相当するものをいいます。)
- ④ 第3(パケット通信料)1(適用)(10)のアに定める月間累計額
- ⑤ パケット通信(基本使用料の料金種別がプランZシンプルな契約者回線から行われたものに限ります。)に関する料金の月間累計額(④に相当するものをいいます。)

(イ) 要支払額

次式により算出した額

$$\text{要支払額} = \text{未達額} \times 50\%$$

(注) 上式において、未達額とは、その指定金額から月間利用額を減じて得た額とします。

ケ 本割引の計算は、料金月単位で行います。

コ 本割引の適用は、カに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日(その料金月において、LTE契約(本割引に相当する適用を受けるものに限ります。)からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。)から開始します。

サ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) auサービス利用権又はauモジュール利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) auサービス又はauモジュールの利用の一時休止があったとき。

(エ) a u 契約又は a u モジュール契約の解除があったとき。
 (オ) その他キの(ア)から(ク)のいずれか ((イ)を除きます。)に該当することとなったとき。

シ サの場合において、その廃止のあった契約者回線が割引選択代表回線であるときは、その割引選択回線群の中から新たに割引選択代表回線を指定していただきます。

ス サの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の 2 欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1 欄の左欄に該当する場合は生じたときは、1 欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2 以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日 (a u サービス利用権若しくは a u モジュール利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。) を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
2 a u サービス若しくは a u モジュールの利用の一時休止又は a u 契約若しくは a u モジュール契約の解除があったとき。	一時休止日又は契約解除日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

セ スの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用の廃止 (契約移行に伴うものを除きます。)後、本割引、(6)、(7)、(9)若しくは(10)の3又は第2 (通話料) 1 (適用) (13)若しくは(16)の適用の申込み (5 G 約款又は L T E 約款に定める相当する申込みを含みます。)をしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

ソ サの規定によるほか、当社は、割引選択回線群構成日を含む料金月から起算して、あらかじめ申出のあった指定期間が経過することとなる料金月の末日をもって、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、本割引の適用を廃止します。

タ 当社は、ソの規定により本割引の適用を廃止したときは、その全ての契約者回線について、廃止日の翌日に、廃止前に適用を受けていたものと同じ指定期間及び指定金額を指定して、新たに本割引の適用の申出があったものとみなして取り扱います。

ただし、廃止日を含む料金月の翌料金月中に、契約者から新たに本割引の適用を選択しない旨の申出があった場合は、この限りではありません。

チ 契約者は、アに規定する指定期間又は指定金額の変更 (指定期

間を変更する場合は変更前の指定期間より長期のものへの、指定金額を変更する場合は変更前の指定金額より高額のものへの変更に限ります。)を行うことができます。

この場合において、変更後の区分は、その申出があった日を含む料金月の翌料金月から適用します。

ツ 本割引が適用される料金月において、契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線に係るauサービス、auモジュール又はLTEサービスの利用の一時中断又は利用中止があった場合でも、ア及びクの規定を適用します。

テ 割引選択代表回線がLTE契約者回線又は他網契約者回線である場合は、アの規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。

ト 割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

ただし、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、通信を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

ナ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ニ 定額料については、日割りは行いません。

ヌ 契約者は、割引選択回線群構成日を含む料金月から起算して、あらかじめ申出のあった指定期間が経過することとなる料金月の末日が到来する前に、割引選択回線群を構成する全ての契約者回線に係る本割引の適用の廃止（その割引選択回線群を構成するLTE契約者回線又は他網契約者回線の数1以上となる場合を除きます。以下このヌにおいて「割引選択回線群の廃止」といいます。）があったときは、その指定期間に応じて、次表に規定する額を支払っていただきます。

1 割引選択回線群ごとに

指定期間	支払いを要する額
	割引選択回線群構成日を含む料金月から起算して割引選択回線群の廃止があった日を含む料金月までの次表に定める契約者回線群本割引等割引額に次の率を乗じて得た額
	契約者回線群本割引等割引額
	その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線に係る次の (ア)から(ク)の合計額 (ア) 本割引に係る基本使用料割引額 (イ) 当社のLTE約款に定める本割引に係る基本使用料割引額

	<p>(ウ) 特定事業者のW I N約款及びL T E約款に定める本割引に係る基本使用料割引額</p> <p>(エ) 第2 (通話料) 1 (適用) (25) のアに定める本割引に係る通話料割引額</p> <p>(オ) 当社のL T E約款に定める本割引に係る通話料割引額</p> <p>(カ) 特定事業者のW I N約款及びL T E約款に定める本割引に係る通話料割引額</p> <p>(キ) 第3 (パケット通信料) 1 (適用) (10) のアに定める本割引に係るパケット通信料割引額</p> <p>(ク) 特定事業者のW I N約款に定める本割引に係るパケット通信料割引額</p>				
1年	75%				
2年	73%				
3年	71%				
	<p>ネ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>ノ 当社は、その割引選択回線群を構成するいずれかの契約者回線、L T E契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、L T E契約者回線及び他網契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。</p> <p>ハ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、特定事業者がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報 (特定割引の適用に必要な範囲に限ります。) を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。</p>				
(11) 削除	削除				
(12) オプション機能使用料の減額適用	<p>高速パケット通信機能とE Z w e b機能を同時に利用している場合は、2 (料金額) に規定するオプション機能使用料の合計額から下表の料金額を減額して適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ I に係るもの</td> <td style="text-align: right;">300 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	控除額	タイプ I に係るもの	300 円
区分	控除額				
タイプ I に係るもの	300 円				
(13) a u. N T機能に係るオプション機能使用料の適用	<p>ア a u. N E T機能に係るオプション機能使用料については、その契約者回線とa u. N E T機能に係る電気通信設備との間でパケット通信 (特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。) を行った料金月において適用します。この場合において、当社は、通則第6項の規定にかかわらず、そのオプション機能使用料の日割りを行いません。</p> <p>イ a u契約者は、(25) に定める減額適用を選択している場合、そ</p>				

	<p>の契約者回線について、a u. N E T機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。</p>										
<p>(14) a u. N E T機能に係るオプション機能使用料の減額適用 (a u. N E Tビジネス割引)</p>	<p>ア 当社は、a u契約者からの申込みがあった契約者回線に係るオプション機能使用料（a u. N E T機能に係るものに限ります。）について、その料金月において、判定対象回線群（（ア）に定める判定対象回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線、L T E契約者回線及び他網契約者回線の数の合計が 30 以上である場合に、2－2－1の（1）に規定する料金額に代えて、（イ）に定める料金額を適用する取扱い（以下この欄において「本割引」といいます。）を行います。</p> <p>（ア） 判定対象回線</p> <table border="1" data-bbox="459 654 1452 985"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">判定対象回線</th> </tr> <tr> <td colspan="2">その契約者（当社が別に定める基準に適合する、その契約者以外の者を含みます。）名義の契約者回線又はL T E契約者回線であって、その契約者が指定したもの（その料金月の全ての日において、そのa uサービスの利用の一時休止又はL T Eサービスの利用の一時休止が行われているものを除きます。以下この（14）において「判定対象回線」といいます。）及び特定事業者の他網契約者回線（判定対象回線に相当するものに限ります。）</td> </tr> </table> <p>（イ） 料金額</p> <table border="1" data-bbox="459 1030 1452 1153"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</td> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">料金額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">a u. N E T機能</td> <td style="text-align: center;">税抜額 300 円</td> </tr> </table> <p>イ 本割引はa uサービスの契約者回線に限り、選択することができます。</p> <p>ウ 当社は、アに規定する申込みがあったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>（ア） その契約者回線に係る契約者名義が、法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。</p> <p>（イ） その契約者が、その契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。</p> <p>（ウ） その契約者回線が、その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</p> <p>（エ） その申出が新たに判定用回線群を構成する申出であるとき。</p> <p>（オ） その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>エ 本割引の適用の開始は、アに規定する申込みを当社が承諾した日を含む料金月からとします。</p> <p>オ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当することとなった場合には、本割引の適用を廃止します。</p>	判定対象回線		その契約者（当社が別に定める基準に適合する、その契約者以外の者を含みます。）名義の契約者回線又はL T E契約者回線であって、その契約者が指定したもの（その料金月の全ての日において、そのa uサービスの利用の一時休止又はL T Eサービスの利用の一時休止が行われているものを除きます。以下この（14）において「判定対象回線」といいます。）及び特定事業者の他網契約者回線（判定対象回線に相当するものに限ります。）		1 契約ごとに月額		区分	料金額	a u. N E T機能	税抜額 300 円
判定対象回線											
その契約者（当社が別に定める基準に適合する、その契約者以外の者を含みます。）名義の契約者回線又はL T E契約者回線であって、その契約者が指定したもの（その料金月の全ての日において、そのa uサービスの利用の一時休止又はL T Eサービスの利用の一時休止が行われているものを除きます。以下この（14）において「判定対象回線」といいます。）及び特定事業者の他網契約者回線（判定対象回線に相当するものに限ります。）											
1 契約ごとに月額											
区分	料金額										
a u. N E T機能	税抜額 300 円										

	<p>(ア) a uサービスの利用権の譲渡があったとき。 (イ) 契約者の地位の承継があったとき。 (ウ) a uサービスの利用の一時休止があったとき。 (エ) a u契約の解除があったとき。 (オ) イの規定に反することとなるとき。 (カ) その他ウに列挙する規定のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>カ オの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。 この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は生じたときは、1欄の規定によるものとします。</p> <table border="1" data-bbox="459 651 1452 1151"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 651 820 689">区分</th> <th data-bbox="825 651 1452 689">本割引の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 696 820 981">1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。</td> <td data-bbox="825 696 1452 981">その廃止日（a uサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までのオプション機能使用料について、本割引の適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 987 820 1151">2 オの(ウ)から(カ)に該当することとなったとき。</td> <td data-bbox="825 987 1452 1151">オの(ウ)から(カ)に該当することとなった日の前日までのオプション機能使用料について、本割引の適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ 契約者は、判定対象回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、特定事業者がその判定対象回線群を構成する他網契約者回線について本割引に相当する割引の適用の可否を判断するために、その判定対象回線群を構成する契約者回線に係る情報（本割引に相当する割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。</p>	区分	本割引の適用	1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（a uサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までのオプション機能使用料について、本割引の適用の対象とします。	2 オの(ウ)から(カ)に該当することとなったとき。	オの(ウ)から(カ)に該当することとなった日の前日までのオプション機能使用料について、本割引の適用の対象とします。
区分	本割引の適用						
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（a uサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までのオプション機能使用料について、本割引の適用の対象とします。						
2 オの(ウ)から(カ)に該当することとなったとき。	オの(ウ)から(カ)に該当することとなった日の前日までのオプション機能使用料について、本割引の適用の対象とします。						
(15) 削除	削除						
(16) 番号変換機能に係るオプション機能使用料の適用	<p>ア 別表1（オプション機能）24欄に規定する番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、第78条（基本使用料等の支払義務）第1項の規定にかかわらず、その番号変換機能の提供を開始した日の翌日（その番号変換機能の提供を開始した日とその契約者回線が所属するユーザグループ（同欄に規定するユーザグループをいいます。以下同じとします。）が構成された日（以下この欄において「構成日」といいます。）とが同日の場合は、その番号変換機能の提供を開始した日とします。）から起算してその番号変換機能の廃止があった日までの期間中の料金月の末日（その料金月において番号変換機能の廃止（そのユーザグループに係るユーザグループ構成回線（同欄に規定するユーザグループ構成回線をいいます。以下同じとします。）の数が0となるものに限ります。）があったときは、その廃止日（以下「ユーザグループ廃止日」といいます。）とします。）においてユーザグループ代表者（同</p>						

	<p>欄に規定するユーザグループ代表者をいいます。以下同じとします。)である場合、そのユーザグループに係る番号変換機能に係るその料金月のオプション機能使用料(その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合又はユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が増えた場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて日割りした額とします。)について、2(料金額)に規定する料金の支払いを要します。</p> <table border="1" data-bbox="454 488 1457 817"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 488 710 526">区分</th> <th data-bbox="715 488 1457 526">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 533 710 654">適用開始日</td> <td data-bbox="715 533 1457 654">その料金月の初日(その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合は、その構成日の翌日)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 660 710 817">適用終了日</td> <td data-bbox="715 660 1457 817">その料金月の末日(その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が増えた場合は、そのユーザグループ廃止日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 番号変換機能に係るオプション機能使用料については、第78条第2項の規定中、「au(WIN)通信サービスを全く利用することができない状態」を「所属するユーザグループに係る全てのユーザグループ構成回線から内線番号(別表1(オプション機能)24欄に規定する内線番号をいいます。)による通話の発信ができない状態」に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。</p>	区分	基本使用料の適用	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合は、その構成日の翌日)	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が増えた場合は、そのユーザグループ廃止日)
区分	基本使用料の適用						
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合は、その構成日の翌日)						
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が増えた場合は、そのユーザグループ廃止日)						
(16)の2 保留転送機能に係るオプション機能使用料の適用	<p>ア 別表1(オプション機能)24の2欄に規定する保留転送機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、第78条(基本使用料等の支払義務)第1項の規定にかかわらず、その保留転送機能の提供を開始した日の翌日から起算してその保留転送機能の廃止があった日(料金月の末日以外の日にau契約の解除があった場合は、その契約解除日の前日)までの期間(以下この欄において「オプション機能使用料の支払いを要する期間」といいます。)について、2(料金額)に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>イ 保留転送機能に係るオプション機能使用料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、保留転送機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、そのオプション機能使用料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。</p> <p>ウ 当社は、オプション機能使用料の支払いを要する期間が1の料金月に満たない場合は、その提供日数に応じてオプション機能使用料を日割りします。</p>						
(16)の3 番号変換文字メッセージ受信機能に係るオプション機能使用	<p>ア 別表1(オプション機能)24の4欄に規定する番号変換文字メッセージ受信機能に係るオプション機能使用料は、その料金月の初日に登録されているログインID(別表1(オプション機能)24の4欄の備考(5)に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係るログインID利用者(そのログインIDにより特定さ</p>						

料の適用	<p>れる特定固定サービスの電気通信回線に係る契約を締結している者をいいます。以下同じとします。)に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換文字メッセージ受信機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、そのオプション機能使用料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。</p> <p>イ 当社は、通則の規定にかかわらず、そのオプション機能使用料の日割りを行いません。</p>
(17) E Z w e b 機能に係るオプション機能使用料の適用	<p>ア 別表1 (オプション機能) 5 欄に規定するE Z w e b 機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、同欄に規定するw e b フィルタリング・カスタマイズ機能 I を利用する場合、2 (料金額) に規定するw e b フィルタリング・カスタマイズ機能 I の利用に係る加算額の支払いを要します。</p> <p>イ E Z w e b 機能と I S N E T 機能の提供を同時に受けている契約者回線の契約者は、2 (料金額) に規定するE Z w e b 機能に係るオプション機能使用料 (アに規定する加算額を含みます。) の支払いを要しません。</p> <p>ただし、その料金月において、I S N E T 機能に係るパケット通信 (特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。) が行われなかった場合は、この限りではありません。</p> <p>ウ アに規定する加算額は、w e b フィルタリング・カスタマイズ機能 I の利用日数に応じて日割りします。</p>
(18) 削除	削除
(19) 削除	削除
(20) 削除	削除
(21) 削除	削除
(22) I S N E T 機能に係るオプション機能使用料の適用	<p>ア 別表1 (オプション機能) 27 欄に規定するI S N E T 機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、同欄に規定するw e b フィルタリング・カスタマイズ機能 II を利用する場合、2 (料金額) に規定するw e b フィルタリング・カスタマイズ機能 II の利用に係る加算額の支払いを要します。</p> <p>イ I S N E T 機能に係るオプション機能使用料 (アに規定する加算額を含みます。) については、I S N E T 機能に係るパケット通信 (特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。) を行った料金月において適用します。この場合において、当社は、通則の規定にかかわらず、そのオプション機能使用料 (アに規定する加算額を除きます。) の日割りを行いません。</p> <p>ウ アに規定する加算額は、w e b フィルタリング・カスタマイズ機能 II の利用日数に応じて日割りします。</p>
(23) 削除	削除
(24) 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用 (a u s m a r)	<p>ア 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引 (以下この欄において「本割引」といいます。) とは、割引選択回線群 (割引対象回線 (イに定めるものをいいます。以下この欄から (26) において同じとします。) 及び1 の判定用回線 (ウに定めるものをいいます。以下この欄から (26) において同じとします。) により構成される回線群をいいます。以下この欄から (26) において同</p>

トバリュー)

じとします。)を構成する契約者回線(本割引を選択するものに限ります。)に係る基本使用料等(この約款の規定により支払いを要することとされるau(WIN)通信サービスの料金(基本使用料、オプション機能使用料(番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。)、通話料(au国際通話及び国際SMS送信に係るものを除きます。))及びパケット通信料に限ります。)、付随サービスに関する料金等(料金安心サービスに関する料金及びauスマートサポート接続サービス利用料に限ります。))及び当社が別に定める料金をいいます。以下この欄において同じとします。)について、次表に定める額(基本使用料等の額が次表に定める額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。)の割引を行うことをいいます。

(ア) (イ)以外の場合

1 契約ごとに月額

区分	割引額
	税抜額
1 本割引の適用を開始した料金月から起算して 24 料金月が経過するまでの各料金月	1,410 円
2 本割引の適用を開始した料金月から起算して 24 料金月超の各料金月	934 円

(イ) その料金月の末日における基本使用料の料金種別がカケホ(3Gケータイ・データ付)である場合

1 契約ごとに月額

割引額
税抜額 934 円

イ 本割引に係る割引対象回線とは、以下の各号に定める電気通信回線をいいます。

(ア) 本割引、KDDIスマバリ、KDDI家族割プラス、KDDIルーター割引、KDDI据置ルーター割引、OCTスマバリ、OCT家族割プラス、OCTルーター割引又はOCT据置ルーター割引を選択する契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線

(イ) KDDI固定代替割引又はOCT固定代替割引を受けることとなる契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線

備考

1 イの各号に定める割引若しくは減額適用は、それぞれ次のものをいいます。以下この(24)から(26)の3において同じとします。

KDDIスマバリ	当社の5G約款又はLTE約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引
KDDI家族割プラス	当社の5G約款又はLTE約款に定める特定回線群に係る基本使用料等の割引
KDDIル	(25)に定める減額適用又は当社のLTE約款に定

一ター割引	める特定サービスに係る契約を条件とする第2種LTEシングル等の契約者回線に係る基本使用料の減額適用
KDDI据置ルーター割引	当社のLTE約款に定める特定サービスの判定用回線に係る契約を条件とする基本使用料等の減額適用
KDDI固定代替割引	(26)に定める減額適用、当社の5G約款に定める特定au回線の指定に係る基本使用料の適用又はLTE約款に定める特定au回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用
OCTスマバリ	特定事業者のWIN約款、5G約款又はLTE約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引
OCT家族割プラス	特定事業者の5G約款又はLTE約款に定める特定回線群に係る基本使用料等の割引
OCTルーター割引	特定事業者のWIN約款に定める特定サービスに係る契約を条件とするWINシングルフラットWiMAXシンプルな契約者回線に係る基本使用料の減額適用又はLTE約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする第2種LTEシングル等の契約者回線に係る基本使用料の減額適用
OCT据置ルーター割引	特定事業者のLTE約款に定める特定サービスの判定用回線に係る契約を条件とする基本使用料等の減額適用
OCT固定代替割引	特定事業者のWIN約款に定める特定au回線の指定に伴うWINシングルフラットWiMAXシンプルな契約者回線に係る基本使用料の減額適用、5G約款に定める特定au回線の指定に係る基本使用料の適用又はLTE約款に定める特定au回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用
<p>2 その契約者回線に係る契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）である場合、「KDDI家族割プラス」を「KDDI法人割プラス」に、「OCT家族割プラス」を「OCT法人割プラス」にそれぞれ読み替えます。以下同じとします。</p> <p>ウ 本割引に係る判定用回線とは、キの規定に基づき指定された電気通信回線（判定用固定サービス（次表に定めるいずれかの種類のサービスをいいます。以下この欄から(26)において同じとします。）の提供を受けるための契約の申込みについて、それぞれ判定用固定事業者（判定用固定サービスを提供する電気通信事業者をいいます。以下この欄から(26)において同じとします。）がその登録を完了したものに限りま。）をいいます。</p>	
種類	判定用固定サービス
タイプI	当社が別に定めるインターネットサービス及び電

	話サービス（そのインターネットサービスと合わせて選択することができるものに限りません。）
タイプⅡ	当社が別に定めるインターネットサービス、電話サービス及びテレビサービスのうちいずれか2のサービス（そのサービスは他の1のサービスと合わせて選択することができるものに限りません。以下この欄から(26)において同じとします。）
タイプⅢ	当社又は特定事業者のLTE約款に定める第2種LTEシングル又は第4種LTEシングル

エ 削除

オ 本割引は、auデュアル又はUIMサービスの契約者回線であって、次のいずれかに該当するものに限り選択することができます。

(ア) 基本使用料の料金種別がカケホ（3Gケータイ・データ付）のもの

(イ) 特定パケット通信定額制の適用を受けているもの。

カ 割引選択回線群は、1の判定用回線につき1とします。

キ 本割引を選択する契約者は、1の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。

ク 当社は、キの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) 申出のあった契約者回線について、(27)の適用の申出を当社が承諾しているとき。

(イ) 指定した判定用回線（タイプⅢの判定用固定サービスに係るものに限りません。）について、LTE減額適用Ⅲ又はLTE特定減額適用Ⅲの適用の申出を当社又は特定事業者が承諾していないとき。

(ウ) 指定した判定用回線が所属する割引選択回線群を構成する割引対象回線の数11以上となるとき。

(エ) 申出のあった契約者回線に係る契約者の住所が、指定した判定用回線に係る契約者の住所と異なるとき（その契約者回線に係る契約者（満50歳以上の者に限りません。）と判定用回線に係る契約者との関係が当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(オ) 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した判定用回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(カ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(キ) 指定した判定用回線に係る判定用固定サービスの契約の申込みについて、判定用固定事業者が登録を完了していないとき。

(ク) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

- ケ 本割引の計算は、料金月単位で行います。
- コ 本割引の適用の開始は、キの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。
 ただし、その申出が、LTE契約（そのLTE契約者回線について、KDDIスマバリの適用を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものである場合は、契約移行のあった日を含む料金月からとします。
- サ アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本割引を適用しません。
 (ア) その契約者回線について、基本使用料の料金種別がカケホ（3Gケータイ・データ付）でないとき又は特定パケット通信定額制の適用を受けていないとき。
 (イ) 指定した判定用回線について、判定用固定サービス（判定用固定サービスの種類がタイプⅡである場合は、インターネットサービス、電話サービス及びテレビサービスのうちいずれか2のサービスとします。以下このサ及びシにおいて同じとします。）の提供を受けていないとき。
 (ウ) その契約者回線について、(28)の適用を受けているとき。
- シ サの(イ)の規定にかかわらず、その料金月の末日において、判定用固定サービスの提供を受けていない場合であっても、本割引の申出があった日を含む料金月から起算して7料金月の間（当社が別に定める事由に該当する場合は、7料金月を超えて当社が別に定める料金月までの間とします。）、本割引を適用します。
- ス 本割引の適用を受けたことがある契約者回線について、キの申出があった場合、アの表に定める本割引の適用に係る経過期間については、その契約者回線について、最初に本割引の適用を開始した料金月から起算してカの申出があった日を含む料金月までの料金月数とします。
- セ コのただし書きに定める場合に該当するときは、アの表中「本割引の適用を開始した料金月」を「LTE契約に係るその割引の適用を開始した料金月」に、シ中「本割引の申出があった日を含む料金月」を「LTE契約に係るその割引の申出があった日を含む料金月」に、それぞれ読み替えて適用します。
- ソ コのただし書きに定める場合に該当するとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月において、そのLTE契約者回線に係る基本使用料等（LTE割引の適用において規定する基本使用料等をいいます。）を、アに定める基本使用料等に含めるものとします。
- タ 当社は、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。
 (ア) 本割引の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当するとき。
 ① auサービス利用権の譲渡があったとき（auサービス利用

権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。)

- ② 契約者の地位の承継があったとき。
- ③ a uサービスの利用の一時休止があったとき。
- ④ a u契約の解除があったとき。

(イ) 判定用回線（タイプⅠ又はタイプⅡの判定用サービスに係るものに限ります。）について、次のいずれかに該当するとき。

① 判定用固定サービス（タイプⅠであって、その電話サービスが当社のケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話である場合（そのインターネットサービスを提供する電気通信事業者が当社が別に定めるテレビサービスを提供するものである場合を除きます。）は、その判定用回線に係る電話サービスとします。）の契約の解除があったとき（次のいずれかに該当することをあらかじめ当社が確認したときを除きます。）。

a 居住場所の変更に伴いその契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに判定用固定サービスの契約の申込みがあり、判定用固定事業者がその登録を完了しているとき。

b その契約を解除すると同時に解除前に締結していた契約に係る電気通信回線の終端の設置場所と同一場所において新たに判定用固定サービスの契約の申込みがあり、判定用固定事業者がその登録を完了しているとき。

- ② 判定用固定事業者が定める条件に該当するとき。
- ③ 判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めによらない理由により、その契約の解除等があったとき。
- ④ 判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その契約の解除等があったとき（又はネの規定に基づき、判定用回線に代わり、特定 a u回線の指定があったときを除きます。）。

(ウ) 判定用回線（タイプⅢの判定用サービスに係るものに限ります。）又は特定 a u回線（二、又はネの規定に基づき、判定用回線に代えて指定のあったものをいいます。）について、この約款、当社の5 G約款若しくはL T E約款又は特定事業者のW I N約款、5 G約款若しくはL T E約款の定めるところにより、以下のいずれかに該当するとき。

- ① 判定用回線について、ホームルータープラン、W i M A X 2 + フラット f o r H O M E 又は W i M A X 2 + フラット f o r H O M E (L) 以外への基本使用料の料金種別の変更又は選択があったとき。
- ② 特定 a u回線について、W I N シングルフラット W i M A X シンプル以外への料金種別の変更又はルーターフラットプラン 80 (5 G) 若しくは W i M A X 2 + フラットプラン（次表に定

めるものをいいます。以下同じとします。)以外の料金種別の選択があったとき。

WiMAX2+フラットプラン

モバイルルータープラン、ホームルータープラン、WiMAX2+フラットforDATA、WiMAX2+フラットforDATAEX、WiMAX2+フラットforHOME、WiMAX2+フラットforDATA(L)、WiMAX2+フラットforDATAEX(L)、WiMAX2+フラットforHOME(L)

③ auサービス利用権、5Gサービス利用権又はLTEサービス利用権の譲渡があったとき (auサービス利用権、5Gサービス利用権又はLTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。)

④ 契約者の地位の承継があったとき。

⑤ auサービス、5Gサービス又はLTEサービスの利用の一時休止があったとき。

⑥ au契約、5G契約又はLTE契約の解除があったとき。

(エ) その他クのいずれかに該当することとなったとき。

チ 判定用回線に代えて指定のあった特定au回線に係る契約者の住所が、判定用固定サービスのサービス提供地域となったこと等を当社が知ったときは、当社は、そのことを特定au回線が所属する割引選択回線群を構成するいずれかの契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線の契約者に通知することがあります。

ツ チに定める通知を受けた場合又は特定au回線に係る契約者の住所が判定用固定サービスのサービス提供地域となったこと等を知った場合 (知ることができた場合を含みます。)、その割引選択回線群を構成するいずれかの契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線の契約者は、すみやかに判定用サービスに係る契約を申込み、その割引選択回線群の判定用回線として指定していただきます。

テ ツの規定に基づく判定用回線の指定がない場合、当社は、その割引選択回線群を構成する契約者回線について、本割引を廃止します。

ト タ又はテの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄又は3欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄又は2欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ1欄又は2欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日(タの(ア)の①又は②により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日と

		<p>します。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。</p>
	<p>2 契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又は次の(ア)の③若しくは④(5G契約又はLTE契約への契約移行に係るものを除きます。)、(ウ)の①若しくは②(当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入(以下この1(適用)において「端末設備の購入」といいます。))と同時に行われたものに限ります。)、⑤若しくは⑥に該当することとなったとき。</p>	<p>その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。</p>
	<p>3 次の(イ)の④により本減額適用を廃止したとき。</p>	<p>その事由が生じた日を含む料金月から起算し4料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。</p>
<p>ナ 契約者は、次の(イ)の③の規定により本割引の廃止があったときは、本割引の適用により当社が割引いた額(このただし書きに該当する場合は、KDDIスマバリの適用により当社が割引いた額を含みます。)を支払っていただきます。</p> <p>ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。</p> <p>ニ その住所が判定用固定サービスの提供地域外である等により、判定用固定事業者が、指定のあった判定用回線に係る判定用固定サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置又は保守することが困難な場合、契約者は、判定用回線に代えて、特定の契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線又は特定事業者の他網契約者回線(以下この欄から(26)において「特定au回線」といいます。)を指定して、本割引の適用を申し出ることができます。</p> <p>この場合において、当社は、その特定au回線が、この約款、当社の5G約款若しくはLTE約款又は特定事業者のWIN約款、5G約款若しくはLTE約款の定めるところにより、次の全てを満たすときに限り、その申出を承諾します。</p> <p>(ア) 特定au回線に接続する端末設備が当社が別に定めるものであること。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別として、WINシングルフラットWiMAXシンプル、ルーターフラットプラン80(5G)又はWiMAX2+フラットプランを選択していること。</p> <p>(ウ) 特定au回線又はその割引選択回線群を構成する他の契約</p>		

	<p>者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線について、次のいずれかの減額適用を選択していないこと又は適用を受けていないこと。</p> <p>KDDIルーター割引、KDDI固定代替割引、KDDI据置ルーター割引、OCTルーター割引、OCT固定代替割引、OCT据置ルーター割引</p> <p>又 ニに定めるほか、判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その判定用回線に係る契約の解除等があった場合であって、その判定用回線が所属していた割引選択回線群に特定a u回線（(25)に定める減額適用、LTE減額適用I、特定減額適用I又はLTE特定減額適用Iを選択するものに限り。）が含まれないときは、契約者は、判定用回線に代えて、特定a u回線（この約款、当社の5G約款若しくはLTE約款又は特定事業者のWIN約款、5G約款若しくはLTE約款の定めるところにより、次の全てを満たすものに限り。）を指定することができます。</p> <p>(ア) 特定a u回線に接続する端末設備が当社が別に定めるものであること。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別として、WINシングルフラットWiMAXシンプル、ルーターフラットプラン80（5G）又はWiMAX2+フラットプランを選択していること。</p> <p>(ウ) 特定a u回線又はその割引選択回線群を構成する他の契約者回線、5G契約者回線、LTE回線又は他網契約者回線について、次のいずれかの減額適用を選択していないこと又は適用を受けていないこと。</p> <p>KDDIルーター割引、KDDI固定代替割引、KDDI据置ルーター割引、OCTルーター割引、OCT固定代替割引、OCT据置ルーター割引</p> <p>ネ ニ又は又に定めるほか、判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その判定用回線に係る契約の解除等があった場合であって、その判定用回線が所属していた割引選択回線群に特定a u回線（KDDIルーター割引又はOCTルーター割引を選択するものに限り。）が含まれるときは、当社は、その契約の解除等があった日を含む料金月から起算し5料金月の初日において、契約者から、判定用回線に代えて、特定a u回線の指定があったものとみなします。</p> <p>ノ 契約者は、本割引又はOCTスマバリの適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約者回線及び判定用回線に係る情報（本割引又はOCTスマバリの適用に必要な範囲に限り。）について、当社、特定事業者及び判定用固定事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p>
(25) 特定サービスに係る契約	ア 特定サービスに係る契約を条件とするWINシングルフラットWiMAXシンプルな契約者回線に係る基本使用料の減額適用

を条件とするWINシングルフラットWiMAXシンプルな契約者回線に係る基本使用料の減額適用
 (auスマートバリュー(ルータ割引))

(以下この欄において「本減額適用」といいます。)とは、割引選択回線群を構成する契約者回線(本減額適用を選択するものに限ります。)に係る基本使用料について、2(料金額)の規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用することをいいます。

(ア) 一般au契約に係るもの

1 契約ごとに月額

その料金月の課金対象パケットの総情報量	料金額
	税抜額
10,485,760 バイト (10 メガバイト) 以下の場合	1,372 円
10,485,760 バイト (10 メガバイト) を超える場合	5,200 円

(イ) 第2種定期au契約に係るもの

1 契約ごとに月額

その料金月の課金対象パケットの総情報量	料金額
	税抜額
10,485,760 バイト (10 メガバイト) 以下の場合	372 円
10,485,760 バイト (10 メガバイト) を超える場合	4,200 円

イ 本減額適用は、第2種auパケットの契約者回線であって、基本使用料の料金種別がWINシングルフラットWiMAXシンプルであるもの限り、選択することができます。

ウ 本減額適用を選択する契約者は、1の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。

エ 当社は、ウの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) 特定au回線に接続する端末設備が当社が別に定めるものであること。

(イ) 申出のあった契約者回線又は指定した判定用回線が所属する割引選択回線群を構成する他の契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線について、次のいずれかの減額適用を選択しているとき又は適用を受けているとき。

本減額適用、KDDIルーター割引、KDDI固定代替割引、KDDI据置ルーター割引、OCTルーター割引、OCT固定代替割引、OCT据置ルーター割引

(ウ) 指定した判定用回線が所属する割引選択回線群を構成する割引対象回線の数11以上となる時。

(エ) 申出のあった契約者回線に係る契約者の住所が、指定した判定用回線に係る契約者の住所と異なる時。

(オ) 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した判定用回線に係る契約者名義と異なる時(当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)

(カ) その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(キ) 指定した判定用回線に係る判定用固定サービスの契約の申

込みについて、判定用固定事業者が登録を完了していないとき。

(ク) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

オ 本減額適用の計算は、料金月単位で行います。

カ アの表に定める課金対象パケットの総情報量は、基本使用料の料金種別がWINシングルフラットWiMAXシンプルな契約者回線との間のパケット通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含まず。）に係る課金対象パケットの総情報量とします。

キ 本減額適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日（その申出が、LTE契約（そのLTE契約者回線について、KDDIルーター割引を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものである場合は、契約移行のあった日を含む料金月の翌料金月の初日とします。）からとします。

ただし、ウの申出を当社が承諾した日において、指定した判定用回線について、判定用固定サービスの提供を受けていない場合は、次表の右欄に規定する日からとします。

区分	本減額適用の開始
1 2以外のとき。	ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月から起算して5料金月の初日
2 ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月から起算して4料金月の間に、判定用固定サービスの提供の開始があったとき。	判定用固定サービスの提供の開始のあった日を含む料金月の翌料金月の初日

ク アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本減額適用を行いません。

(ア) その契約者回線について、基本使用料の料金種別がWINシングルフラットWiMAXシンプルでないとき。

(イ) 指定した判定用回線について、判定用固定サービス（判定用固定サービスの種類がタイプⅡである場合は、インターネットサービス、電話サービス及びテレビサービスのうちいずれか2のサービスとします。）の提供を受けていないとき。

ケ その料金月において、基本使用料の料金種別の変更（WINシングルフラットWiMAXシンプルとそれ以外の料金種別の間のものに限ります。）があった場合、当社は、ア又はクの（ア）の規定にかかわらず、WINシングルフラットWiMAXの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、アの表に定める料金額を日割りして、本減額適用を適用します。

コ キの表の取扱いを受ける場合、契約者は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月から本減額適用の開始のあった日を含む料金月の前料金月までの間、その契約者回線に係る基本使用料のうち次表に定める料金額（基本使用料を日割りした場合は、日割り

した額とします。)の支払いを要しません。

ただし、その期間に、シに定める事項に該当することとなったときは、当社が別に定める日をもって、この取扱いを終了します。

1 契約ごとに月額

区分	支払いを要しない料金額
一般 a u 契約に係るもの	その基本使用料の料金種別に係るアの表の第 2 種定期 a u 契約の欄に定める額
第 2 種定期 a u 契約に係るもの	

サ ウの申出が、LTE 契約（その LTE 契約者回線について、KDDI ルーター割引を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものである場合は、キの表中及びコ中「ウの申出」を「LTE 契約に係る KDDI ルーター割引の適用の申出」に、それぞれ読み替えて適用します。

シ 当社は、契約者から本減額適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本減額適用を廃止します。

(ア) 本減額適用の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当するとき。

- ① a u サービス利用権の譲渡があったとき（a u サービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。
- ② 契約者の地位の承継があったとき。
- ③ a u サービスの利用の一時休止があったとき。
- ④ a u 契約の解除があったとき（一般 a u 契約への契約変更があったときを除きます。）。

(イ) 判定用回線（タイプ I 又はタイプ II の判定用サービスに係るものに限ります。）について、次のいずれかに該当するとき。

- ① 判定用固定サービス（タイプ I であって、その電話サービスが当社のケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話である場合（そのインターネットサービスを提供する電気通信事業者が当社が別に定めるテレビサービスを提供するものである場合を除きます。）は、その判定用回線に係る電話サービスとします。）の契約の解除があったとき（次のいずれかに該当することをあらかじめ当社が確認したときを除きます。）。

a 居住場所の変更に伴いその契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに判定用固定サービスの契約の申込みがあり、判定用固定事業者がその登録を完了しているとき。

b その契約を解除すると同時に解除前に締結していた契約に係る電気通信回線の終端の設置場所と同一場所において新たに判定用固定サービスの契約の申込みがあり、判定用固定事業者がその登録を完了しているとき。

- ② 判定用固定事業者が定める条件に該当するとき。
- ③ 判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始す

る前であって、判定用固定事業者の責めによらない理由により、その契約の解除等があったとき。

- ④ 判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その契約の解除等があったとき（(24)のネの規定に基づき、判定用回線に代えて、本減額適用の適用を受けている契約者回線が特定 a u 回線として指定があったときを含みます。）

(ウ) その他エのいずれかに該当することとなったとき。

ス シの規定により、本減額適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の 2 欄、3 欄又は 4 欄の左欄の規定により本減額適用を廃止した後、1 欄、2 欄又は 3 欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ 1 欄、2 欄又は 3 欄の規定によるものとします。

区分	本減額適用の適用
1 2、3 又は 4 以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（シの（ア）の①又は②により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 シの（ア）の④により本減額適用を廃止したとき（3 に該当するときを除きます。）。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
3 契約者から本減額適用を廃止する申出があったとき又はシの（ア）の③若しくは④（5 G 契約又は L T E 契約への契約移行に係るものを除きます。）により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
4 シの（エ）により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月から起算し 4 料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

セ 契約者は、本減額適用又は O C T ルーター割引の適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約回線及び判定用回線に係る情報（本減額適用又は O C T ルーター割引の適用に必要な範囲に限ります。）について、当社、特定事業者及び判定用固定事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。

(26) 特定 a u 回線の指定に伴

ア 当社は、(24)のニ、又又はネの規定に基づき、判定用回線に代えて特定 a u 回線として指定のあった契約者回線に係る基本使用

うWINシングルフラットWiMAXシンプルな契約者回線に係る基本使用料の減額適用（auスマートバリュー（ルーター割引固定代替））

料について、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用する取扱い（以下この欄において「本減額適用」といいます。）を行います。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額
一般au契約に係るもの	4,791円
第2種定期au契約に係るもの	3,791円

イ 本減額適用の計算は、料金月単位で行います。

ウ 本減額適用の開始は、(24)のニ、又はネの規定に基づき、判定用回線に代えて特定au回線として指定のあった日からとします。

エ 当社は、本減額適用の適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、本減額適用を廃止します。

(ア) WINシングルフラットWiMAXシンプル以外への料金種別の変更があったとき。

(イ) auサービス利用権の譲渡があったとき（auサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。

(ウ) 契約者の地位の承継があったとき。

(エ) auサービスの利用の一時休止があったとき。

(オ) au契約の解除があったとき。

(カ) (24)のツの規定に基づき、その契約者回線が所属する割引選択回線群に係る判定用回線の指定がないとき。

(キ) (24)のツの規定に基づき、その契約者回線が所属する割引選択回線群について、判定用回線の指定があったとき。

オ エの規定により、本減額適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本減額適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は生じたときは、それぞれ1欄の規定によるものとします。

区分	本減額適用の適用
1 2又は3以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（エの(ウ)又は(エ)により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 エの(ア)又は(オ)により本減額適用を廃止したとき（3に該当するときを除きます。）。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
3 エの(エ)、(オ)（5G契約	その事由が生じた日を含む料金

	<p>又はLTE契約への契約移行に係るものを除きます。)又は(キ)により本減額適用を廃止したとき。</p> <p>月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</p> <p>カ (24)のツの規定に基づき、その契約者回線が所属する割引選択回線群について、判定用回線の指定があり、当社が承諾したとき、当社は、その承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日に、本減額適用の適用を受けている契約者回線について、(25)に定める減額適用の申出があったものとみなします。</p> <p>キ 契約者は、本減額適用又はOCT固定代替割引の適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約回線及び判定用回線に係る情報(本減額適用又はOCT固定代替割引の適用に必要な範囲に限ります。)について、当社、特定事業者及び判定用固定事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p>				
<p>(27) 特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用 (a uスマートバリューm i n e)</p>	<p>ア 特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、a uデュアル又はUIMサービスの契約者回線の契約者が、判定用回線(イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。)について判定用サービス(当社が別に定める電気通信サービスをいいます。以下この欄において同じとします。)の提供を受けている場合に、そのa uデュアル又はUIMサービスの契約者回線に係る基本使用料等(この約款の規定により支払いを要することとされるa u(W I N)通信サービスの料金(基本使用料、オプション機能使用料(番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。)、通話料(a u国際通話及び国際SMS送信に係るものを除きます。)及びデータ通信料に限ります。)、付随サービスに関する料金等(料金安心サービスに関する料金及びa uスマートサポート接続サービス利用料に限ります。)及び当社が別に定める料金をいいます。以下この欄において同じとします。)について、次表に定める額(基本使用料等の額が次表に定める額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。)の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">割引額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 934 円</td> </tr> </table> <p>(イ) その料金月の末日における基本使用料の料金種別がカケホ(3Gケータイ・データ付)である場合</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">割引額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 743 円</td> </tr> </table> <p>イ 本割引に係る判定用回線とは、エの規定に基づき指定された電気通信回線(判定用事業者(判定用サービスを提供する電気通信事業者をいいます。以下この欄において同じとします。))からその</p>	割引額	税抜額 934 円	割引額	税抜額 743 円
割引額					
税抜額 934 円					
割引額					
税抜額 743 円					

	<p>判定用サービスの提供を受けているものに限りま</p> <p>す。)</p> <p>ウ 本割引は、a uデュアル又はU I Mサービスの契約者回線であって、次のいずれかに該当するものに限り選択することができます。</p> <p>(ア) 基本使用料の料金種別がカケホ（3 Gケータイ・データ付）のもの。</p> <p>(イ) 特定パケット通信定額制の適用を受けているもの。</p> <p>エ 本割引を選択する契約者は、1の割引対象回線（本割引の適用を受ける契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）及び1の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>オ 当社は、エの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) 割引対象回線について、(24)の適用の申出を当社が承諾しているとき。</p> <p>(イ) 指定した判定用回線が、他の契約者回線に係る本割引に係る判定用回線として指定されたものであるとき。</p> <p>(ウ) 指定した判定用回線が、当社のL T E約款に定める特定のL T Eシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（以下この欄において「L T E割引」といいます。）に係る判定用回線として指定されたものであるとき。</p> <p>(エ) 指定した判定用回線が、特定事業者のW I N約款又はL T E約款に定める特定のL T Eシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（以下この欄において「特定割引」といいます。）に係る判定用回線として指定されたものであるとき。</p> <p>(オ) 指定した判定用回線に係る契約者名義が、割引対象回線に係る契約者名義と異なるとき。</p> <p>(カ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</p> <p>(キ) 指定した判定用回線について、判定用サービスの提供を受けていないとき。</p> <p>(ク) 指定した判定用回線について、当社のL T E約款又は特定事業者のL T E約款の定めるところにより、L T Eサービスの利用の一時休止が行われているとき。</p> <p>(ケ) 指定した判定用回線について、判定用事業者が定める事由に該当するとき。</p> <p>(コ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>カ 本割引の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>キ 本割引の適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、その申出が、L T E契約（そのL T E契約者回線について、L T E割引の適用を受けているものに限りま</p>
--	---

約移行と同時に行われたものである場合は、契約移行のあった日を含む料金月からとします。

ク キのただし書きに定める場合に該当するとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月において、そのLTE契約者回線に係る基本使用料等（LTE割引の適用において規定する基本使用料等をいいます。）を、アに定める基本使用料等に含めるものとします。

ケ 当社は、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、割引対象回線又は判定用回線について、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

（ア） 割引対象回線について、次のいずれかに該当することとなったとき。

- ① カケホ（3Gケータイ・データ付）以外への料金種別の変更（特定パケット通信定額制の適用の申込みと同時に行われるものを除きます。）があったとき。
- ② 特定パケット通信定額制の適用の廃止（カケホ（3Gケータイ・データ付）への料金種別の変更によるものを除きます。）があったとき。
- ③ auサービス利用権の譲渡があったとき。
- ④ 契約者の地位の承継があったとき。
- ⑤ auサービスの利用の一時休止があったとき。
- ⑥ au契約の解除があったとき。
- ⑦ その他オのいずれかに該当することとなったとき。

（イ） 判定用回線について、判定用事業者が定める契約約款等に定めるところにより、次のいずれかに該当することとなったとき。

- ① WiMAX2+LTEフラットforDATA、WiMAX2+フラットforDATAEX、WiMAX2+フラットforDATA(L)又はWiMAX2+フラットforDATAEX(L)以外の料金種別の選択があったとき。
- ② 第3種定期LTE契約又は第4種定期LTE契約以外への契約変更があったとき。
- ③ 判定用サービスに係る利用権の譲渡があったとき。
- ④ 契約者の地位の承継があったとき。
- ⑤ 判定用サービスの利用の一時休止があったとき。
- ⑥ 判定用サービスの契約の解除があったとき。
- ⑦ 判定用事業者が定める条件に該当することとなったとき。
- ⑧ その他オのいずれかに該当することとなったとき。

コ ケの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄又は3欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄又は2欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ1欄又は2欄の規定によるものとします。

	区分	本割引の適用		
	1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。		
	2 ケの(ア)の⑤又は⑥(5G契約又はLTE契約への契約移行に係るものを除きます。)に該当することとなったとき。	その事由が生じた日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。		
	3 契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又はケの(ア)の③、④、(イ)の③若しくは④に該当することとなったとき。	本割引の適用を廃止する申出があった日又は譲渡承諾日若しくは地位の承継の届出日を含む料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。		
	<p>サ 契約者は、本割引又は特定割引の適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約回線及び判定用回線に係る情報(本割引又は特定割引の適用に必要な範囲に限ります。)について、当社、特定事業者、判定用事業者及び当社が別に定める電気通信事業者(当社が別に定める判定用回線を指定した本割引又は特定割引の提供に関して必要な手続きを行う者に限ります。)との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p>			
<p>(28) 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用 (スマートバリュー for Business)</p>	<p>ア 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、割引選択回線等群((ア)に定める割引対象回線、(イ)に定める特定固定回線及び(ウ)に定める特定IDにより構成される回線等群をいいます。以下この欄において同じとします。)を構成する割引可能回線(その割引選択回線等群を構成する特定IDの数と同数(その割引選択回線等群を構成する割引対象回線の数とその特定IDの数より少ない場合は、その割引対象回線の数とします。)の割引対象回線をいいます。以下この欄において同じとします。)のうち、本割引を選択する契約者があらかじめ指定した契約者回線に係る(エ)に定める基本使用料等合計額について、本割引の適用期間に応じて定める(オ)の割引額(基本使用料等合計額が割引額に満たない場合は、基本使用料等合計額とします。)の割引を行うことをいいます。この場合において、割引可能回線の数とその割引選択回線等群を構成する特定固定回線の数に50を乗じて得た値(以下この欄において「割引可能上限数」といいます。)を上回る場合は、その割引可能回線の数、割引可能上限数とします。</p> <p>(ア) 割引対象回線</p> <table border="1" data-bbox="459 1861 1452 2022"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 1861 1452 1906">割引対象回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1906 1452 2022">本割引を選択する契約者回線、当社の5G約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用(以下この(28)において「5G割引」といいます。)を選択する5</td> </tr> </tbody> </table>		割引対象回線	本割引を選択する契約者回線、当社の5G約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用(以下この(28)において「5G割引」といいます。)を選択する5
割引対象回線				
本割引を選択する契約者回線、当社の5G約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用(以下この(28)において「5G割引」といいます。)を選択する5				

G契約者回線、LTE約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（以下この(28)において「LTE割引」といいます。）を選択するLTE契約者回線又は特定事業者のWIN約款、5G約款若しくはLTE約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（以下この(28)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線

(イ) 特定固定回線

特定固定回線

特定固定サービス（次表に定める電気通信事業者が、次表に定める契約約款に規定する次表に定める電気通信サービスをいいます。以下この(28)において同じとします。）の電気通信回線（その特定固定サービスの提供を受けるための契約の申込みについて、当社がその登録を完了したもの（その契約内容に変更があったときは、その契約内容の変更に係る申込みについて、当社がその登録を完了したもの）に限ります。）であって、当社が別に定めるところにより指定したもの

電気通信事業者	契約約款	電気通信サービス
当社	光ダイレクトサービス契約約款	一般光ダイレクト電話サービス（特定事業者の光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービスの用に供するものを除きます。）
	ワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款	ワイドエリアバーチャルスイッチサービス（加入契約回線等（予備のモバイル回線を除きます。）を使用して行うもの（特定ワイドエリアバーチャルスイッチサービスを除きます。）に限ります。）
	パワードイーサネットサービス契約約款	パワードイーサネットサービス（加入契約回線等を使用して行うものに限ります。）
	デジタルデータサービス契約約款	IPVPNサービス（加入契約回線、当社契約者回線又は利用契約回線（当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める総合オープン通信網サービスに係る電気通信回線と接続するものに限ります。）を使用し

		て行うものに限ります。)
	イントラネットIP電話サービス契約約款	一般イントラネットIP電話サービス
特定事業者	光ダイレクトサービス契約約款	一般光ダイレクトサービス
東北インテリジェント通信株式会社	高速イーサネット網サービス契約約款	高速イーサネット網サービス（当社が別に定めるものを除きます。）
	おトークオフィス・ワンサービス契約約款	おトークオフィス・ワンサービス
	ワイドエリアバリュアブルイーサネットサービス契約約款	ワイドエリアバリュアブルイーサネットサービス
沖縄通信ネットワーク株式会社	専用サービス契約約款	高速イーサネット専用サービス（当社が別に定めるものを除きます。）
	高速イーサネット網サービス契約約款	高速イーサネット網サービス

(ウ) 特定ID

特定ID
<p>当社若しくは特定事業者のベーシックパックに関する規約に定めるベーシックパックID（ベーシックパックに係る料金の適用があるもののうち、同規約に定める特定au契約（当社が別に定める料金種別等を選択しているものに限ります。）、当社、特定事業者、KDDIまとめてオフィス株式会社、KDDIまとめてオフィス関西株式会社、KDDIまとめてオフィス中部株式会社、KDDIまとめてオフィス東日本株式会社若しくはKDDIまとめてオフィス西日本株式会社のOffice365 with KDDI利用規約に定めるアカウント（当社が別に定めるものに限ります。）又は当社、特定事業者、KDDIまとめてオフィス株式会社、KDDIまとめてオフィス関西株式会社、KDDIまとめてオフィス中部株式会社、KDDIまとめてオフィス東日本株式会社若しくはKDDIまとめてオフィス西日本株式会社のGoogle Apps for Business等の販売に関する規約に定めるアカウント</p>

(エ) 基本使用料等合計額

基本使用料等合計額
<p>この約款の規定により支払いを要することとされる次のau（WIN）通信サービスに係る料金、付随サービスに関する料金等（料金安心サービスに関する料金及びauスマートサポート接続サービス利用料に限ります。）及び当社が別に定める料金の合計額</p> <p>① 基本使用料</p> <p>② オプション機能使用料（番号変換機能、保留転送機能及び番</p>

号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。)

③ 通話料 (a u 国際通話及び国際SMS送信に係るものを除きます。)

④ パケット通信料

備考 LTE契約 (本割引に相当する取扱いを受けるものに限ります。)からの契約移行があった日を含む料金月においては、そのLTE契約者回線に係る基本使用料等合計額 (当社のLTE約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用において規定する基本使用料等をいいます。)を、基本使用料等合計額に含めるものとします。

(オ) 割引額

① ②以外の場合

1 契約ごとに月額

区分	割引額
	税抜額
1 本割引の適用期間が 24 料金月までの各料金月	1,410 円
2 本割引の適用期間が 24 料金月を超える各料金月	934 円

備考

1 LTE契約 (本割引に相当する取扱いを受けるものに限ります。)からの契約移行があった場合、その契約者回線に対する本割引の適用期間は、当該本割引に相当する取扱いの適用期間を通算して算定します。

2 当社は、本割引の適用期間の計算にあたり、当社が別に定める期間を本割引の適用を受けている期間とみなして取り扱います。

(注) 2に定める当社が別に定める期間とは、本割引の適用を受けている契約者回線について、ケの規定により、本割引の適用を受けない期間が生じた場合の、その期間をいいます。

② その料金月の末日における基本使用料の料金種別がカケホ (3Gケータイ・データ付) である場合

1 契約ごとに月額

割引額
税抜額 934 円

イ 本割引に係る割引可能回線の数、料金月の末日時点における特定IDの数、割引対象回線の数及び特定固定回線の数に基づき算定します。

ウ イで算定した割引可能回線の数、割引可能上限数を上回るときは、契約者があらかじめ指定した割引対象回線について、本割引を適用します。この場合において、契約者からの指定がない場合は、当社が別に定める方法により本割引を適用する割引対象回線を定めます。

エ 本割引は、a uデュアル又はUIMサービスの契約者回線であって、次のいずれかに該当するもの限り選択することができま

す。

(ア) 基本使用料の料金種別がカケホ（3Gケータイ・データ付）のもの

(イ) 特定パケット通信定額制の適用を受けているもの。

オ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線等群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線等群を構成する申出であるときは、登録する1の割引選択回線等群について1の割引選択回線等群代表者（その割引選択回線等群を構成する割引対象回線に係る契約者（5G割引、LTE割引又は特定割引に係る者を含みます。）であって、割引選択回線等群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表することができる者をいいます。以下この欄において同じとします。）を指定して、当社に申し出ていただきます。

カ 当社は、オの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認める者を含みます。）でないとき。

(イ) 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した割引選択回線等群を構成するいずれかの他の電気通信回線又は特定IDに係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(ウ) 割引選択回線等群を構成する特定固定回線がないとき。

(エ) 割引選択回線等群を構成する特定IDがないとき。

(オ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(カ) 指定した割引選択回線等群に係る割引選択回線等群代表者から承諾が得られないとき。

(キ) その契約者回線の契約者が、この約款に定める料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(ク) その申出の内容に不備があるとき。

(ケ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

キ 本割引の計算は、料金月単位で行います。

ク 本割引の適用は、オの申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、LTE契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）から開始します。

ケ アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本割引を適用しません。

(ア) その契約者回線について、基本使用料の料金種別がカケホ（3Gケータイ・データ付）でないとき又は特定パケット通信定額制の適用を受けていないとき。

(イ) 割引選択回線等群を構成する特定固定回線について、全て

の特定固定サービスの提供が開始されていないとき。

(ウ) 割引選択回線等群を構成する特定IDがないとき。

コ ケの(イ)の規定にかかわらず、その料金月の末日において、全ての特定固定回線について、特定固定サービスの提供が開始されていない場合であっても、特定固定サービスの提供を受けるための契約の申込みについて、当社がその登録を完了した日(その契約内容に変更があったときは、その契約内容の変更に係る申込みについて、当社がその登録を完了した日とします。)を含む料金月から起算して7料金月の間(当社が別に定める事由に該当する場合は、7料金月を超えて当社が別に定める料金月までの間とします。)、本割引を適用します。

サ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) auサービス利用権の譲渡があったとき(auサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。)

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) auサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) au契約の解除があったとき。

(オ) その料金月の末日において、割引選択回線等群を構成する特定固定回線がないとき。

(カ) その料金月の末日において、割引選択回線等群を構成する特定IDがないとき。

(キ) その他カの(ア)から(イ)又は(オ)から(ケ)のいずれかに該当することとなったとき。

シ サの規定による本割引の適用の廃止があった場合、その事由が生じた日を含む料金月の前料金月の末日(本割引の適用の廃止が契約移行に伴うものであるときは契約移行の前日とします。)までの基本使用料等合計額について、本割引の適用の対象とします。

ス 本割引の提供を受けている契約者回線の契約者は、当社が別に定める方法により、所属する割引選択回線等群又は割引選択回線等群代表者の変更の請求をすることができます。この場合において、当社は、その請求の承諾について、カの規定に準じて取扱います。

セ 割引選択回線等群代表者を変更しようとするとき又は割引選択回線等群代表者に係る割引対象回線について本割引、5G割引、LTE割引若しくは特定割引の適用の廃止があったときは、その割引対象回線のうちいずれか1の契約者(5G割引、LTE割引又は特定割引に係る者を含みます。)を割引選択回線等群代表者として指定していただきます。

ソ ス又はセの場合において、変更後の割引選択回線等群は、その請求を当社が承諾した日を含む料金月の初日から、変更後の割引選択回線等群代表者は、その請求を当社が承諾した日から適用します。

	<p>タ 契約者は、本割引、5G割引、LTE割引又は特定割引の適用に関する業務を行うために、契約者回線、他網契約者回線（特定固定サービスの電気通信回線を含みます。以下このタにおいて同じとします。）及び特定IDに係る情報（本割引、特定割引又はWIN割引の適用に関する業務に必要な範囲のものに限ります。）について、当社、特定事業者、東北インテリジェント通信株式会社及び沖縄通信ネットワーク株式会社が相互に開示し照会することを承諾していただきます。この場合において、契約者がその契約者回線、他網契約者回線又は特定IDに係る契約名義人と異なるときは、あらかじめその承諾に必要なその契約名義人の同意を得ていただきます。</p>	
<p>(29) 留守番伝言機能に係るオプション機能使用料の適用</p>	<p>ア 別表1（オプション機能）1欄に規定する留守番伝言機能（追加機能に限ります。）の提供を受けている契約者回線の契約者は、追加機能の提供を開始した日から起算して廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、その日）について、2（料金額）に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>イ 当社は、料金月の起算日以外の日に、追加機能の提供の開始又は廃止があったときは、追加機能に係るオプション機能使用料をその利用日数に応じて日割りします。</p>	
<p>(30) 契約移行に係るオプション機能使用料の取扱い</p>	<p>ア 当社は、オプション機能（次表に定めるものを除きます。以下「WINオプション機能」といいます。）の提供の請求があった場合であって、その請求がLTE契約（そのLTE契約者回線について、請求のあったWINオプション機能に相当するオプション機能（以下この欄において「LTEオプション機能」といいます。）の提供を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものであるとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月のそのオプション機能使用料について、契約移行のあった日を含む料金月の初日（その料金月において、そのLTEオプション機能の提供の開始があった場合は、その日とします。）から、そのWINオプション機能の提供があったものとみなして取り扱います。</p> <table border="1" data-bbox="459 1525 1455 1608"> <tr> <td>割込通話機能、EZweb機能、au.NET機能、ISNET機能、番号変換機能、番号変換文字メッセージ受信機能</td> </tr> </table> <p>イ 5G契約又はLTE契約への契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、その5G契約者回線又はLTE契約者回線について、契約移行前の契約者回線について提供を受けていたWINオプション機能に相当する5Gオプション機能（5G約款に定めるものをいいます。）又はLTEオプション機能の提供の請求があったときは、契約移行のあった日を含む料金月のそのWINオプション機能に係るオプション機能使用料については、当社の5G約款又はLTE約款の規定（アに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p>	割込通話機能、EZweb機能、au.NET機能、ISNET機能、番号変換機能、番号変換文字メッセージ受信機能
割込通話機能、EZweb機能、au.NET機能、ISNET機能、番号変換機能、番号変換文字メッセージ受信機能		
<p>(31) 特定のオフ</p>	<p>ア 特定のオプション機能の加入を条件とするオプション機能使用</p>	

ション機能の加入を条件とするオプション機能使用料の割引の適用（電話きほんパック、電話きほんパック（V））

料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、その契約者回線について、（ア）に定めるオプション機能（以下この欄において「特定オプション機能」といいます。）の全ての提供を受けている場合に、その料金月の特定オプション機能に係るオプション機能使用料を合計した額に（イ）に定める割引率を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。

（ア）特定オプション機能

オプション機能	
留守番伝言機能（追加機能を利用するものに限りません。）、三者通話機能、迷惑電話拒否機能、呼出音設定機能	

（イ）割引率

割引率	料金額
	税抜額
2（料金額）に定める特定オプション機能のオプション機能使用料の合計額（以下この(31)において「特定オプション料合計額」といいます。）から右欄に定める額を差し引いた額を、特定オプション料合計額で除して得た値	300円

イ その契約者回線に係るau契約が、LTE契約からの契約移行により締結されたものである場合（契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合及び契約移行のあった日を含む料金月において、当社のLTEに定める第2種LTEデュアルの提供を受けている場合を除きます。）であって、契約移行を行う前のLTE契約者回線について、当社のLTE約款に定めるオプション機能（特定オプション機能に相当するものに限りません。以下この(31)において「LTEオプション機能」といいます。）の提供を受けていたときは、本割引の適用にあたり、その料金月において、この約款に基づく特定オプション機能（LTEオプション機能に相当するものに限りません。）の提供があったものとして取扱います。

この場合において、契約移行のあった日を含む料金月における、そのLTEオプション機能のオプション機能使用料を、アに定めるオプション機能使用料に含めるものとします。

ウ 本割引の計算は、料金月単位で行います。

エ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

オ 5G契約又はLTE契約への契約移行があった場合であって、その5G契約者回線又はLTE契約者回線について、5G約款又はLTE約款に定める特定のオプション機能の加入を条件とするオプション機能使用料の割引の適用を受けるときは、アからエの規定にかかわらず、契約移行のあった日を含む料金月の特定オプション機能に係るオプション機能使用料については、当社の5G約款又はLTE約款の規定（アからエに相当するものをいいます。）に定めるところによります。

(32) 特定金融商

ア 当社は、特定金融商品契約（当社の金融サービスセット割利用

<p>品契約を条件とする減額等適用 (金融サービスセット割)</p>	<p>規約に定める対象金融商品契約をいいます。以下同じとします。)の契約者から指定があった場合、その指定のあった契約者回線に係る a u (W I N) 通信サービスに係る料金について、当社が別に定めるところにより、減額 (以下この欄において「本減額適用」といいます。)を行います。</p> <p>イ 本減額適用に係る提供条件は、当社の金融サービスセット割利用規約に定めるところによります。</p> <p>ウ 契約者は、本減額適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報 (本減額適用に必要な範囲に限ります。)について、特定事業者との間で相互に開示し照会すること、及びこれを利用することを承諾していただきます。</p>
--	---

2 料金額

2-1 基本使用料

2-1-1 2-1-2から2-1-4以外のもの

(1) (2)以外のもの

1 契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額
プランSシンプル	3,100 円
プランSSシンプル	1,868 円
プランEシンプル	1,486 円
プランZシンプル	1,868 円
カケホ (3Gケータイ・データ付)	7,200 円
カケホ (3Gケータイ)	3,700 円
オフィスケータイプラン	1,600 円

(2) 第2種定期au契約に係るもの

ア タイプIに係るもの

1 契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額
プランSシンプル	1,550 円
プランSSシンプル	934 円
プランEシンプル	743 円
プランZシンプル	934 円
カケホ (3Gケータイ・データ付)	5,700 円
カケホ (3Gケータイ)	2,200 円
オフィスケータイプラン	800 円

イ タイプIIに係るもの

1 契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額
カケホ (3Gケータイ・データ付)	6,000 円
カケホ (3Gケータイ)	2,500 円

2-1-2 auパケットに係るもの

(1) 一般au契約に係るもの

1 契約ごとに月額

区分		料金額
		税抜額
第1種 a u パケット	WIN シングル定額シンプル	2,100 円
第2種 a u パケット	WIN シングルフラット WiMAX シンプル	6,200 円

(2) 第2種定期 a u 契約に係るもの

ア タイプ I に係るもの

1 契約ごとに月額

区分		料金額
		税抜額
第1種 a u パケット	WIN シングル定額シンプル	1,600 円
第2種 a u パケット	WIN シングルフラット WiMAX シンプル	5,200 円

2-1-3 a u モジュールに係るもの

(1) 一般 a u モジュールに係るもの

1 契約ごとに月額

区分		料金額
		税抜額
第1種 a u モジュール		900 円
第2種 a u モジュール	WIN モジュール定額	2,100 円
第3種 a u モジュール	PHOTO-U プラン	1,372 円
	あんしんGPS プラン	1,380 円
	PHOTO-U TV プラン	1,850 円

(2) 第1種定期 a u モジュールに係るもの

1 契約ごとに月額

区分		料金額
		税抜額
第1種 a u モジュール		440 円

(3) 第2種定期 a u モジュールに係るもの

1 契約ごとに月額

区分		料金額
		税抜額
第3種 a u モジュール	PHOTO-U プラン	372 円
	あんしんGPS プラン	380 円
	PHOTO-U TV プラン	850 円

2-1-4 定期前払 a u サービスに係るもの

1 電話番号あたり定期前払 a u 契約の基本使用料課金対象期間ごとに

区分	料金額
	税抜額
基本使用料	20,000 円

2-2 オプション機能使用料

(1) a uサービスに係るもの

ア a uデュアル又はU I Mサービスに係るもの

各単位ごとに月額

区分		単位	料金額
			税抜額
留守番伝言機能 (お留守番サービス、お留守番サービスEX)	追加機能	1契約ごとに	300円
E Z w e b機能 (E Z w e b)		1契約ごとに	300円
w e bフィルタリング・カスタマイズ機能Iの利用に係る加算額		1契約ごとに	100円
三者通話機能 (三者通話サービス)		1契約ごとに	200円
迷惑電話拒否機能 (迷惑電話撃退サービス)		1契約ごとに	100円
a u . N E T機能		1契約ごとに	500円
呼出音設定機能 (待ちうた)		1契約ごとに	100円
番号変換機能 (K D D I ビジネスコールダイレクト)		1ユーザグループごとに	2,000円
保留転送機能		1契約者回線ごとに	300円
番号変換文字メッセージ受信機能		1ログインIDごとに	300円
I S N E T機能		1契約ごとに	300円
w e bフィルタリング・カスタマイズ機能IIの利用に係る加算額		1契約ごとに	100円

イ a uパケットに係るもの

各単位ごとに月額

区分	単位	料金額
		税抜額
a u . N E T機能	1契約ごとに	500円

(2) a uモジュールに係るもの

ア 第1種a uモジュールに係るもの

各単位ごとに月額

区分	単位	料金額
		税抜額
高速パケット通信機能 (高速パケットサービス)	1契約ごとに	300円

ス)		
----	--	--

イ 第2種 a u モジュールに係るもの

各単位ごとに月額

区分	単位	料金額
		税抜額
a u . N E T 機能	1 契約ごとに	500 円

第2 通話料

1 適用

通話料の適用については、第79条（通話料及びパケット通信料の支払義務）及び第108条（電話番号案内接続に係る通話料の支払い義務等）によるほか、次のとおりとします。

通話料の適用																					
(1) 在圏区分及び通話区分の適用	<p>ア 当社は、通話料を適用するため、在圏地域（その通話を行った契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する都道府県をいいます。以下同じとします。）及び通話を次のとおり区分します。</p> <p>(ア) 在圏区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>在圏区分</th> <th>在圏地域の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道地区</td> <td>北海道</td> </tr> <tr> <td>東北地区</td> <td>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県</td> </tr> <tr> <td>北陸地区</td> <td>富山県、石川県、福井県</td> </tr> <tr> <td>関東地区</td> <td>東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県</td> </tr> <tr> <td>中部地区</td> <td>長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県</td> </tr> <tr> <td>関西地区</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県</td> </tr> <tr> <td>中国地区</td> <td>鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県</td> </tr> <tr> <td>四国地区</td> <td>徳島県、香川県、愛媛県、高知県</td> </tr> <tr> <td>九州地区</td> <td>福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県</td> </tr> </tbody> </table>	在圏区分	在圏地域の範囲	北海道地区	北海道	東北地区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	北陸地区	富山県、石川県、福井県	関東地区	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県	中部地区	長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県	関西地区	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	中国地区	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	四国地区	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	九州地区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	在圏区分	在圏地域の範囲																			
	北海道地区	北海道																			
	東北地区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県																			
	北陸地区	富山県、石川県、福井県																			
	関東地区	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県																			
	中部地区	長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県																			
	関西地区	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県																			
	中国地区	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県																			
	四国地区	徳島県、香川県、愛媛県、高知県																			
九州地区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県																				
(イ) 通話区分																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">通話区分</th> <th>適用する通話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">域内・地域隣接県通話</td> <td>県内通話</td> <td>その通話の相手側の電気通信設備に係る通話地域間距離測定のための起算点（以下「相手側起算点」といいます。）が、その移動無線装置に係る在圏地域と同一の都道府県内となる通話</td> </tr> <tr> <td>県間通話</td> <td>その通話の相手側起算点が、その移動無線装置に係る在圏区分と同一の在圏区分に区分された都道府県内又はそれらに隣接する都道府県内となる通話であって、県内通話以外のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地域隣接県外通話</td> <td>地域内・地域隣接県通話以外の通話</td> </tr> </tbody> </table>		通話区分		適用する通話	域内・地域隣接県通話	県内通話	その通話の相手側の電気通信設備に係る通話地域間距離測定のための起算点（以下「相手側起算点」といいます。）が、その移動無線装置に係る在圏地域と同一の都道府県内となる通話	県間通話	その通話の相手側起算点が、その移動無線装置に係る在圏区分と同一の在圏区分に区分された都道府県内又はそれらに隣接する都道府県内となる通話であって、県内通話以外のもの	地域隣接県外通話		地域内・地域隣接県通話以外の通話									
通話区分		適用する通話																			
域内・地域隣接県通話	県内通話	その通話の相手側の電気通信設備に係る通話地域間距離測定のための起算点（以下「相手側起算点」といいます。）が、その移動無線装置に係る在圏地域と同一の都道府県内となる通話																			
	県間通話	その通話の相手側起算点が、その移動無線装置に係る在圏区分と同一の在圏区分に区分された都道府県内又はそれらに隣接する都道府県内となる通話であって、県内通話以外のもの																			
地域隣接県外通話		地域内・地域隣接県通話以外の通話																			
<p>イ アに規定する区分は、移動無線装置が接続されている無線基地局設備の所在する場所又は協定事業者の電気通信回線設備の終端の所在する場所に基づき、当社が別に定めるところにより適用します。</p> <p>ウ アに規定する区分は、通話を開始した時点の区分を適用し、その通話が終了するまで変更しません。</p>																					

	エ 当社が別に定める地域又は電気通信設備へ行った通話については、アの規定にかかわらず、当社が定める通話区分を適用します。												
(2) 昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜日・日曜日・祝日の時間帯区分の適用	<p>ア 昼間、夜間、深夜・早朝とは、次の時間帯をいいます。 ただし、土曜日・日曜日・祝日の時間帯区分があるものについては、その部分を除いた時間帯をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間帯区分</th> <th>時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間</td> <td>午前8時から午後7時までの間</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>午後7時から午後11時までの間</td> </tr> <tr> <td>深夜・早朝</td> <td>午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 土曜日・日曜日・祝日とは、次の時間帯をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間帯区分</th> <th>時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土曜日・日曜日・祝日</td> <td>土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後11時までの間</td> </tr> </tbody> </table>	時間帯区分	時間帯	昼間	午前8時から午後7時までの間	夜間	午後7時から午後11時までの間	深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間	時間帯区分	時間帯	土曜日・日曜日・祝日	土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後11時までの間
時間帯区分	時間帯												
昼間	午前8時から午後7時までの間												
夜間	午後7時から午後11時までの間												
深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間												
時間帯区分	時間帯												
土曜日・日曜日・祝日	土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後11時までの間												
(3) プリペイド通話に係る前払い通話料の残高の取り扱い	プリペイド通話に係る前払い通話料の残高が、料金表第1表第2（通話料）2（料金額）に規定するプリペイド通話に係る通話料それぞれの課金単位あたりの料金額に満たない場合において、通話又は文字メッセージ送信が行われたときは、その残高を、その通話又は文字メッセージ送信に係る1の課金単位あたりの料金額とみなして取り扱います。												
(4) au国際通話に係る通話料の適用	au国際通話に関する料金については、その通話の相手先に応じて、2-3に規定する料金額を適用します。												
(5) ローミングの通話料の適用	<p>ア ローミング（特定事業者のWIN約款に規定するauサービス（auパケットを除きます。）の提供を受けているものに限ります。）の契約者回線から行った通話については、特定事業者の料金表に規定する各料金種別の料金額と同額を適用します。</p> <p>イ ローミング（特定事業者のWIN約款に規定するプリペイド電話の提供を受けているものに限ります。）の契約者回線から行った通話については、特定事業者のWIN約款料金表に規定するプリペイド電話に関する料金額と同額を適用します。</p> <p>ウ 相互接続点からローミングの契約者回線への通話に係る料金については、2-4に規定する料金額を適用します。</p>												
(6) SMS機能を利用した通信に係る通話料の適用	<p>ア SMS送信に関する料金については、SMS送信を通話とみなして2-1-3又は2-2-2に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、次のいずれかのSMS送信については、2-1-3に規定する料金額の支払いを要しません。 （ア）第1（基本使用料等）1（適用）（6）に規定する割引選択回線群を構成する契約者回線からその割引を受けるために契約者が選択した割引選択回線群を構成する他の契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線へのSMS送信</p>												

(イ) (27)に規定する特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適を受けている契約者回線からその割引を受けるために契約者が指定した特定電話番号に係る契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線へのSMS送信（特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用を契約者回線について、LTEシングルへの契約移行があった日において行われたものを除きます。）

(ウ) 基本使用料の料金種別としてプランZシンプル又はオフィスケータイプランを選択している契約者回線から契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線（特定事業者が提供するau（WIN）通信サービス、au（5G）通信サービス若しくはau（LTE）通信サービス、コネクタAir通信サービス（当社のKDDI IoTコネクタAir通信サービス契約約款に定めるKDDI IoTコネクタAir通信サービスをいいます。以下同じとします。）又はSORACOMA ir forセルラー通信サービス（当社のSORACOMA ir forセルラー通信サービス契約約款に定めるSORACOMA ir forセルラー通信サービス又は特定事業者のSORACOMA ir forセルラー通信サービス契約約款に定めるSORACOMA ir forセルラー通信サービスをいいます。以下同じとします。）のものに限ります。）へのSMS送信

(7) 番号変換機能を利用して行われた通話に係る通話料の適用

ア 番号変換機能を利用して行われた通話（保留転送機能を利用して行われた通話又は番号変換文字メッセージ送信機能を利用して行われた文字メッセージ送信を含みます。以下同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）については、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。

1 契約者回線ごとに月額

区分	料金額
定額料	税抜額 900円

イ 番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、番号変換機能を利用した通話の有無にかかわらず、その番号変換機能の提供を開始した日の翌日から起算してその番号変換機能の廃止があった日（料金月の末日以外の日にあu契約の解除があった場合は、その契約解除日の前日）までの期間（以下この欄において「定額料の支払いを要する期間」といいます。）について、アに規定する定額料の支払いを要します。

ただし、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日（定額料の支払いを要する期間の部分に限ります。）にわたって、auサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合は、この限りではありません。

ウ アに規定する定額料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換機能の提供を受

	<p>けている契約者回線の契約者は、その定額料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。</p> <p>エ 当社は、定額料の支払いを要する期間が1の料金月に満たない場合は、アに定める定額料をその提供日数に応じて日割りします。</p>		
<p>(8) プランZシンプルの契約者回線に係る通話料の適用</p>	<p>基本使用料の料金種別がプランZシンプルの契約者回線の契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に定める時間帯におけるその契約者回線から特定電気通信回線（auサービス（auデュアル又はUIMサービスに限ります。）若しくはプリペイド電話の契約者回線、当社の5G約款に定める5Gデュアルの5G契約者回線、LTE約款に定めるLTEデュアルのLTE契約者回線又は特定事業者のWIN約款に定めるauサービス（auデュアル又はUIMサービスに限ります。）若しくはプリペイド電話、5G約款に定める5Gデュアル若しくはLTE約款に定めるLTEデュアルの他網契約者回線をいいます。）への通話（SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係るものを含まず。）の支払いを要しません</p> <table border="1" data-bbox="480 860 1476 945"> <tr> <td style="text-align: center;">支払いを要しない時間帯</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前1時から午後9時までの間</td> </tr> </table>	支払いを要しない時間帯	午前1時から午後9時までの間
支払いを要しない時間帯			
午前1時から午後9時までの間			
<p>(8)の2 カケホ（3Gケータイ・データ付）又はカケホ（3Gケータイ）の契約者回線に係る通話料の適用</p>	<p>ア 基本使用料の料金種別がカケホ（3Gケータイ・データ付）又はカケホ（3Gケータイ）の契約者回線の契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線からの通話（SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話、au国際通話、株式会社NTTドコモが提供するワイドスター通信サービス（同社のワイドスター通信サービス契約約款に定めるものをいいます。以下同じとします。）の電気通信回線への通話及びその他当社が別に定めるものを除きます。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係るものを含まず。）の支払いを要しません。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、次に定める通話については、その通話に関する料金の支払いを要する場合があります。</p> <p>（ア） その契約者回線からの当社が別に定める協定事業者の電気通信回線への通話</p> <p>（イ） その契約者回線からの通話（SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話、au国際通話、株式会社NTTドコモが提供するワイドスター通信サービスの電気通信回線への通話及びその他当社が別に定めるものを除きます。）であって、別記15の規定により測定した、その通話に係る1料金月の累計通話時間が744時間を超えた部分</p> <p>ウ イの（イ）の適用において、1の通話について、その通話時間に1秒未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>エ 当社は、カケホ（3Gケータイ・データ付）又はカケホ（3Gケータイ）の契約者回線について、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、アに定める取扱い並びにこの約款に定める通話料の減額適用及び割引適用（当社が別に定めるものを除きます。）の取扱</p>		

	<p>いを行わないものとします。</p> <p>(ア) 第 68 条 (利用停止) 第 1 項第 13 号及び第 14 号に該当するとき。</p> <p>(イ) 第 100 条 (利用に係る契約者の義務) 第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当するとき。</p> <p>(ウ) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。</p> <p>(エ) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき又はその恐れがあるとき。</p> <p>(オ) その契約者からカに定める協力を得られないとき。</p> <p>(カ) その契約者回線からの通話が、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス (通話に係るものに限り、) を利用するための電気通信番号 (当社が別に定めるものに限り、) をダイヤルして行われたものであるとき。</p> <p>(キ) その契約者回線からの通話が、特定の電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。</p> <p>(ク) その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。</p> <p>オ 当社は、アに定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線について、エに定めるいずれかに該当すると当社が判断した場合、その判断を行った日を含む料金月の初日に遡って又は当社所定の日において、当社が別に定める基本使用料の料金種別への変更を行うことができるものとします。この場合において、当社が別に定めるまでの間、契約者はその料金種別の変更を請求することができないものとします。</p> <p>カ 当社は、イの規定を適用するため又はエに定める事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、契約者は、その調査等に協力していただきます。</p> <p>キ 契約者は、当社がカに定める調査等を行うにあたり、その契約者回線に係る通話の情報等 (調査等に必要範囲に限り、) を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。</p>										
<p>(8) の 3 オフィスケータイプランの契約者回線に係る通話料の適用</p>	<p>基本使用料の料金種別がオフィスケータイプランの契約者回線の契約者は、2 (料金額) の規定にかかわらず、次表に定める電気通信回線への通話 (SMS 送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及び a u 国際通話を除きます。) に関する料金 (特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。) の支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="491 1727 1460 2020"> <thead> <tr> <th colspan="2">支払いを要しない通話先の電気通信回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>契約者回線</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>L T E 契約者回線</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>他網契約者回線 (特定事業者が提供する a u (W I N) 通信サービス若しくは a u (L T E) 通信サービスのものに限り、)</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>他網契約者回線 (当社の総合オープン通信網サービス契約約</td> </tr> </tbody> </table>	支払いを要しない通話先の電気通信回線		ア	契約者回線	イ	L T E 契約者回線	ウ	他網契約者回線 (特定事業者が提供する a u (W I N) 通信サービス若しくは a u (L T E) 通信サービスのものに限り、)	エ	他網契約者回線 (当社の総合オープン通信網サービス契約約
支払いを要しない通話先の電気通信回線											
ア	契約者回線										
イ	L T E 契約者回線										
ウ	他網契約者回線 (特定事業者が提供する a u (W I N) 通信サービス若しくは a u (L T E) 通信サービスのものに限り、)										
エ	他網契約者回線 (当社の総合オープン通信網サービス契約約										

款に定める音声通信サービスⅠ、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはa uオフィスナンバーサービス、イントラネットIP電話サービス契約約款に定める一般イントラネットIP電話サービス、Cisco Webex Callingサービス契約約款に定めるCisco Webex Callingサービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるフレッツ対応サービス（タイプⅡ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）若しくはIP電話サービスⅠ、FTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話又は特定事業者のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービスのものに限ります。）

(9) 基本使用料の料金種別による通話料の減額適用

ア 次表に規定する基本使用料の料金種別（以下「特定料金種別」といいます。）を選択しているa u契約者は、その契約者回線からの通話（国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びa u国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含み、(26)に規定する定額対象部分及び(28)に規定する定額対象部分を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(11)、(12)、(13)、(17)、(26)、(27)又は(28)のアの(ア)の適用による場合は、適用した後の額とします。）のうち、同表の右欄に規定する料金額の支払いを要しません。

1 契約ごとに月額

基本使用料の料金種別	支払いを要しない額
	税抜額
プランSシンプル	0円から2,000円までの部分
プランSSシンプル	0円から1,000円までの部分

イ 削除

ウ 通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、料金月単位で行います。

エ 当社は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、その料金月における基本使用料の支払いを要する日数が1の料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、アに規定する支払いを要しない額（以下「控除可能額」といいます。）を日割りします。

オ エの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

カ 当社は、特定料金種別の適用を受けている契約者回線について、

	<p>アからオの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「通話料控除額」といいます。）が控除可能額に満たない場合は、第3（パケット通信料）1（適用）（3）に規定する取扱いを行います。</p>		
<p>(9)の2 特定料金種別のa u国際通話に係る通話料の取扱い</p>	<p>ア 特定料金種別を選択しているa u契約者は、その契約者回線からのa u国際通話に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額のうち、次表に規定する料金額（以下「a u国際通話料控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">支払いを要しない額</th> </tr> <tr> <td> <p>その契約者回線に係る控除可能額から通話料控除額及びパケット通信料控除額を差し引いた額にa u国際通話充当比率を乗じて得た額を上限とする額。</p> <p>この場合において、a u国際通話充当比率は、その契約者回線からのa u国際通話に関する料金の月間累計額を、その契約者回線からのa u国際通話に関する料金の月間累計額と当社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話に関する料金の月間累積通話等料金の額を合算した額で除して得た値とします。以下この(9)の2及び(10)の3において同じとします。</p> </td> </tr> </table> <p>イ a u国際通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 当社は、特定料金種別の適用を受けている契約者回線について、アの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「a u国際通話料控除額」といいます。）と当社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話料控除額を合算した額（以下「国際通話料控除額」といいます。）が、a u国際通話料控除可能額と同契約約款に定める特定携帯国際自動通話料控除可能額を合算した額（以下「国際通話料控除可能額」といいます。）に満たない場合は、(9)の3に規定する取扱いを行います。</p>	支払いを要しない額	<p>その契約者回線に係る控除可能額から通話料控除額及びパケット通信料控除額を差し引いた額にa u国際通話充当比率を乗じて得た額を上限とする額。</p> <p>この場合において、a u国際通話充当比率は、その契約者回線からのa u国際通話に関する料金の月間累計額を、その契約者回線からのa u国際通話に関する料金の月間累計額と当社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話に関する料金の月間累積通話等料金の額を合算した額で除して得た値とします。以下この(9)の2及び(10)の3において同じとします。</p>
支払いを要しない額			
<p>その契約者回線に係る控除可能額から通話料控除額及びパケット通信料控除額を差し引いた額にa u国際通話充当比率を乗じて得た額を上限とする額。</p> <p>この場合において、a u国際通話充当比率は、その契約者回線からのa u国際通話に関する料金の月間累計額を、その契約者回線からのa u国際通話に関する料金の月間累計額と当社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話に関する料金の月間累積通話等料金の額を合算した額で除して得た値とします。以下この(9)の2及び(10)の3において同じとします。</p>			
<p>(9)の3 特定料金種別の国際SMS送信に係る通話料の取扱い</p>	<p>ア 特定料金種別を選択しているa u契約者は、その契約者回線からの国際SMS送信に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額のうち、国際通話料控除可能額から国際通話料控除額を差し引いた額を上限とする額（以下「国際SMS送信料控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。</p> <p>イ 国際SMS送信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、料金月単位で行います。</p>		
<p>(10) 複数回線複数割引の通話料の取扱い（家族割、法人割）</p>	<p>ア 当社は、第1（基本使用料等）1（適用）（6）に規定する割引選択回線群を構成する契約者回線（この取扱いの適用を選択しているものに限ります。以下この欄において同じとします。）からの通話（国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びa u国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(8)、</p>		

(8)の2、(8)の3、(9)、(11)、(13)、(17)、(26)、(27)又は(28)のアの(ア)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、次表に規定する額を控除する取扱い(以下この欄において「本取扱い」といいます。)を行います。

控除額

1の契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額に、充当比率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。)

この場合において、充当比率は、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る充当可能額(控除可能額から料金控除額(通話料控除額、第3(パケット通信料)1(適用)(3)に規定するパケット通信料控除額、国際通話料控除額及び国際SMS送信料控除額((9)の3の規定により支払いを要しないこととされた料金額をいいます。以下同じとします。))を合算した額をいいます。以下同じとします。)を減じて得た額をいいます。以下同じとします。)の合計額(その割引選択回線群にLTE契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、当社のLTE約款に定める複数回線複合割引の通話料の取扱い(以下この欄において「LTE割引」といいます。))又は特定事業者のWIN約款若しくはLTE約款に定める複数回線複合割引の通話料の取扱い(以下この欄において「特定割引」といいます。)の規定に基づくLTE契約者回線又は他網契約者回線に係る充当可能額を加算した額とします。)及び繰越控除余剰額((10)の2に規定する前料金月からの繰越控除可能額から料金繰越控除額((10)の2に規定する通話料繰越控除額、第3(パケット通信料)1(適用)(3)の5に規定するパケット通信料繰越控除額、国際SMS送信料繰越控除額((10)の4の規定により支払いを要しないこととされた料金額をいいます。以下同じとします。))及び国際通話料繰越控除額を合算した額をいいます。以下同じとします。)を減じて得た額をいいます。以下同じとします。)の合計額(その割引選択回線群にLTE契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、LTE割引又は特定割引の規定に基づくLTE契約者回線又は他網契約者回線に係る繰越控除余剰額を加算した額とします。)を合算して得た額を、その割引選択回線群を構成する契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額の合計額(その割引選択回線群にLTE契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、LTE割引又は特定割引の規定に基づくLTE契約者回線又は他網契約者回線に係る料金の月間累計額(この(10)に定める月間累計額に相当するものをいいます。))を加算した額とします。)で除して得た値(1を超える場合は、1とします。)とします。

イ 本取扱いの適用を選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。

ウ 当社は、特定料金種別以外の料金種別の適用を受けている契約者回線について、その契約者から第1(基本使用料等)1(適用)

	<p>(6)を選択する旨の申出があった場合、併せてイの申出があったものとみなして取り扱います。</p> <p>エ 本取扱いの適用を開始する場合は、イに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。</p> <p>ただし、ウに規定する場合又はa u契約の締結（契約変更又はLTE契約からの契約移行に係るものを除きます。）と同時にイに規定する申出があった場合は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月以降の通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。</p> <p>オ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、第1（基本使用料等）1（適用）（6）の適用が廃止された場合、本取扱いの適用を廃止します。</p> <p>カ オの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その通話料については、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="480 815 1476 1191"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 815 849 860">区分</th> <th data-bbox="849 815 1476 860">本取扱いの適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 860 849 983">1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。</td> <td data-bbox="849 860 1476 983">その廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 983 849 1191">2 第1（基本使用料等）1（適用）（6）の適用の廃止により本取扱いの適用を廃止したとき。</td> <td data-bbox="849 983 1476 1191">第1（基本使用料等）1（適用）（6）の規定によりその基本使用料が複数回線複合割引の適用の対象とされる日まで、本取扱いの適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ 通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。</p>	区分	本取扱いの適用	1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。	2 第1（基本使用料等）1（適用）（6）の適用の廃止により本取扱いの適用を廃止したとき。	第1（基本使用料等）1（適用）（6）の規定によりその基本使用料が複数回線複合割引の適用の対象とされる日まで、本取扱いの適用の対象とします。
区分	本取扱いの適用						
1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。						
2 第1（基本使用料等）1（適用）（6）の適用の廃止により本取扱いの適用を廃止したとき。	第1（基本使用料等）1（適用）（6）の規定によりその基本使用料が複数回線複合割引の適用の対象とされる日まで、本取扱いの適用の対象とします。						
(10)の2 繰越控除可能額に係る通話料の減額適用	<p>ア a u契約者は、その契約者回線からの通話（国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びa u国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（（9）、（11）、（12）、（13）、（17）、（26）、（27）又は（28）のアの（ア）の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）のうち、その契約者回線に係る前料金月からの繰越控除可能額（前料金月において、ウの規定により算出された翌料金月への繰越控除可能額をいいます。以下同じとします。）を上限とする額の支払いを要しません。</p> <p>イ 当社は、a uデュアル又はUIMサービスの契約者回線について、アの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「通話料繰越控除額」といいます。）が前料金月からの繰越控除可能額に満たない場合は、第3（パケット通信料）1（適用）（3）の5に規定する取扱いを行います。</p> <p>ウ 翌料金月への繰越控除可能額は、充当可能額及び前料金月からの</p>						

繰越控除可能額（料金繰越控除額を減じて得た額（その契約者回線に係る a u 契約が、L T E 契約からの契約移行により締結されたものであるときは、当社の L T E 約款の定めるところにより、契約移行前の L T E 契約に係る前月からの繰越控除可能額から料金繰越控除額を減じて得た額から、その契約者回線に係る料金繰越控除額を減じて得た額とします。）とします。）の合計額とします。

ただし、その合計額が、下表に定める繰越上限額を超える場合は、繰越上限額を翌料金月への繰越控除可能額とします。この場合において、その繰越上限額は、その料金月の末日において適用されている料金種別によります。

料金種別	繰越上限額
	税抜額
プラン S シンプル	10,000 円
プラン S S シンプル	5,000 円

エ ウの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する契約者回線については、その契約者回線に係る翌料金月への繰越控除可能額を 0 円とします。

- (ア) その料金月の末日において、特定料金種別を選択していないもの。
- (イ) その料金月の末日において、(10)の適用を受けているもの。
- (ウ) その料金月の末日において、その a u サービスの利用の一時休止が行われているもの。

オ a u 契約が解除された場合、その契約者回線に係る翌料金月への繰越控除可能額は、無効とします。

カ 通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、料金月単位で行います。

(10) の 3 繰越控除可能額に係る a u 国際通話料の減額適用

ア a u 契約者は、その契約者回線からの a u 国際通話に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(9)の2の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）のうち、次表に規定する料金（以下「a u 国際通話料繰越控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。

支払いを要しない額
その契約者回線に係る前月からの繰越控除可能額から通話料繰越控除額及びパケット通信料繰越控除額を差し引いた額に a u 国際通話充当比率を乗じて得た額を上限とする額。

イ a u 国際通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、料金月単位で行います。

ウ 当社は、a u サービスの契約者回線について、アからイの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「a u 国際通話料繰越控除額」といいます。）と当社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話料繰越控除額を合算した額（以下「国際通話料繰越控除額」といいます。）が、a u 国際通話料繰越控除可能額と同契約約款に定める特定携帯国際自動通話料繰越控除可能額を合算した額（以下「国際通話料繰越控除可能額」といいます。）に満た

	ない場合は、(10)の4に規定する取扱いを行います。				
(10)の4 繰越控除可能額に係る国際SMS送信に係る通話料の減額適用	<p>ア au契約者は、その契約者回線からの国際SMS送信に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(9)の3の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）のうち、その契約者回線に係る、国際通話料繰越控除可能額から国際通話料繰越控除額を差し引いた額を上限とする額（以下「国際SMS送信料繰越控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。</p> <p>イ 国際SMS送信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、料金月単位で行います。</p>				
(11) 割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引の適用（家族割、法人割）	<p>ア 割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、第1（基本使用料等）1（適用）（6）に規定する割引選択回線群を構成する契約者回線からその割引を受けるために契約者が指定した割引選択回線群を構成する他の契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線への通話（(27)の適用を受けた通話、SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(8)、(8)の3、(26)又は(28)のアの（ア）の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>ただし、(8)の2の適用を併せて受ける通話については、この規定にかかわらず、(8)の2に定めるところにより、（ア）の場合において、(13)の適用を併せて受ける通話については、この規定にかかわらず、(13)に定めるところによります。</p> <p>（ア）（イ）以外の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>割引額</td> </tr> <tr> <td>その通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</td> </tr> </table> <p>（イ）第2種定期au契約に係る契約者回線又は第1（基本使用料等）1（適用）（5）の2の適用を受けている契約者回線からの通話の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>割引額</td> </tr> <tr> <td>その通話に関する料金の月間累計額</td> </tr> </table> <p>イ 通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 本割引の適用の開始及び廃止については、第1（基本使用料等）1（適用）（6）に規定する複数回線複合割引の適用の開始及び廃止の場合に準じて取り扱います。</p> <p>ただし、同(6)のサの表の区分2の規定により本割引の適用を廃止する場合は、その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</p> <p>エ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>	割引額	その通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額	割引額	その通話に関する料金の月間累計額
割引額					
その通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額					
割引額					
その通話に関する料金の月間累計額					

(12) 障がい者等
等に係る通話
料の月極割引
の適用
(スマイルハ
ート割引)

ア 障がい者等に係る通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、第1（基本使用料等）1（適用）（5）の2の適用を受けている契約者回線からの通話（（17）の適用を受けた通話（同欄のアに規定する区分（ウ）に係るものに限ります。）、（27）の適用を受けた通話、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、国際SMS送信、番号号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含み、電話番号案内料を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（（8）の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。

ただし、本割引のほか（6）のイの（ア）、（8）の2又は（11）のアの（イ）の規定に該当する通話の取扱いについては、この規定にかかわらず、それぞれ（6）のイ、（8）の2又は（11）に定めるところによります。

1 契約ごとに

区分	割引額
1 契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線（特定事業者が提供するau（WIN）通信サービス、au（5G）通信サービス若しくはau（LTE）通信サービス、加入電話サービス、IP電話サービス、コネクタAir通信サービス又はSORACOM Air forセルラー通信サービスに係るものに限ります。）への通話（当社が別に定めるものに限ります。）	左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.50を乗じて得た額
2 1以外の通話	左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額

イ 通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

ウ 本割引の適用の開始及び廃止については、第1（基本使用料等）1（適用）（5）の2の適用の開始及び廃止の場合に準じて取り扱います。

ただし、同（5）の2のウの表の区分2の規定により本割引の適用を廃止する場合は、その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

エ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(13) 特定電話番号
への通話料

ア 特定電話番号への通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、

の月極割引の適用
(指定割)

特定電話番号(契約者があらかじめ指定したauサービス(auパケットを除きます。))若しくはプリペイド電話、当社の5G約款若しくはLTE約款に定める5Gデュアル若しくはLTEデュアル、特定事業者のWIN約款、5G約款若しくはLTE約款に定めるauサービス(auパケットを除きます。)、プリペイド電話、5Gデュアル若しくはLTEデュアル又は加入電話事業者若しくはIP電話事業者が提供する電気通信サービスの電話番号(当社が別に定めるものに限ります。)をいいます。以下この欄において同じとします。)に係る電気通信回線への通話((17)の適用を受けた通話(同欄のAに規定する区分(ウ)に係るものに限ります。)、(26)に規定する定額対象通話、(28)に規定する定額対象通話、SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((8)、(8)の3、(26)又は(28)のAの(ア)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。

ただし、(11)のAの(イ)の適用の対象となる通話については、この規定にかかわらず、(11)に定めるところによります。

1 契約ごとに月額

定額料	割引額	
税抜額 300円	1 (11)のAの(ア)の適用の対象となる通話	左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額
	2 1以外の通話	特定電話番号に係る電気通信回線への通話(左欄の通話に限ります。)に関する料金の月間累計額に0.50を乗じて得た額

イ 特定電話番号の数は、1の契約について3以内とします。

ウ 削除

エ 特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 本割引の適用を開始する場合は、その申込日(契約者回線の提供を開始するときは、その提供開始日とします。)を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

ただし、本割引の申込みが、その契約者回線に係るau契約の申込み(LTE契約(そのLTE契約者回線について、当社のLTE約款に定める特定電話番号への通話料の月極割引の適用を受けているものに限ります。))からの契約移行に係るものを含みます。)と同時に行われた場合であって、その申込日を含む料金月から本割引の適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないとき

は、その a u サービスの提供を開始した日から本割引の適用を開始します。

カ オの規定にかかわらず、a u 契約の申込み（L T E 契約（その L T E 契約者回線について、当社の L T E 約款に定める特定電話番号への通話料の月極割引の適用を受けているものに限ります。）からの契約移行に係るものに限ります。）と同時に本割引の申込みが行われていない場合であっても、その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間、本割引を適用します。

キ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

（ア） a u サービス利用権の譲渡があったとき。

（イ） 契約者の地位の承継があったとき。

（ウ） a u サービスの利用の一時休止があったとき。

（エ） a u 契約の解除があったとき。

（オ） a u パケットへの a u サービスの種類の変更があったとき。

（カ） カケホ（3 G ケータイ・データ付）又はカケホ（3 G ケータイ）への基本使用料の料金種別の変更があったとき。

ク キの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の 1 欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、2 欄、3 欄又は 4 欄の左欄に該当する場合が生じたときは、2 欄、3 欄又は 4 欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2 から 4 以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
2 キの（ウ）、（エ）又は（オ）により本割引の適用を廃止したとき（3 に該当するものを除きます。）。	その事由が生じた日までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
3 キの（エ）（5 G 契約又は L T E 契約（5 G デュアル又は L T E デュアルに係るものに限ります。）への契約移行に係るものを除きます。）又は（カ）により本割引の適用を廃止したとき。	～（略）～までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
4 キの（ア）又は（イ）	その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日を

	<p>により本割引の適用を廃止したとき。</p>	<p>含む料金月の前料金月の末日までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</p>
(14) 削除	<p>ケ 本割引を選択している契約者がその特定電話番号を変更した場合には、変更前の特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降、本割引の適用の対象とします。</p> <p>コ 本割引を選択した契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p> <p>ただし、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、auサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。</p> <p>サ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>シ 定額料については、日割りは行いません。</p> <p>ス 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>セ 契約者は、本割引の適用を新たに申し込むことはできません。</p>	
(15) 削除	<p>削除</p>	
<p>(16) 契約者を単位とする通話料の月極割引の適用（コールワイド）</p>	<p>ア 契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、(ア)に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（(イ)に定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線（(13)若しくは(27)の適用を受けているもの又は第1（基本使用料等）1（適用）(6)の適用を受けているものを除きます。以下(イ)及び(ウ)において同じとします。）からの通話（国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含み、(26)に規定する定額対象部分を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(8)、(8)の2、(8)の3、(9)、(10)の2又は(26)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、(ウ)に規定する割引率を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) 定額料</p> <p style="text-align: right;">1 割引選択回線群ごとに月額 料金額</p>	

税抜額 3,000 円

(イ) 割引選択回線

割引選択回線

本割引を選択する契約者回線、当社の5G約款に定める契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この(16)において「5G割引」といいます。）を選択する5G契約者回線、LTE約款に定める契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この(16)において「LTE割引」といいます。）を選択するLTE契約者回線又は特定事業者のWIN約款、5G約款若しくはLTE約款に定める契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この(16)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線

(ウ) 割引率

その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額の合計額（その割引選択回線群に5G契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、5G割引の規定に基づく5G契約者回線、LTE割引の規定に基づくLTE契約者回線に係る月間累計額及び特定割引の規定に基づく他網契約者回線に係る月額累計額を加算した額とします。）	割引率
税抜額 20 万円未満の場合	15%
税抜額 20 万円以上税抜額 100 万円未満の場合	20%
税抜額 100 万円以上税抜額 300 万円未満の場合	25%
税抜額 300 万円以上税抜額 500 万円未満の場合	28%
税抜額 500 万円以上の場合	30%

イ 本割引は、auサービス（auパケットを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

(ア) 第1（基本使用料等）1（適用）（5）の2又は（10）の6の適用を受けているもの。

(イ) 第2種定期au契約に係るもの。

ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(イ) その申出のあった契約者回線が、(22)又は第1（基本使用料等）1（適用）（7）を選択する場合であって、その契約者回線と割引選択回線群を構成する他の契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線が、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Iに

おける同一の割引選択回線群に属さないとき。

(ウ) その申出のあった契約者回線が、(22)を選択する場合であつて、その契約者回線が指定した割引選択代表回線（本割引、5G契割引、LTE割引又は特定割引の規定により定額料の支払いを要する1の契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）が、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引における割引選択代表回線と同一でないとき。

(エ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(オ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(カ) その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき。

(キ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本割引の計算は、料金月単位で行います。

キ 本割引の適用を開始する場合は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、WIN契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）以降の通話に関する料金（その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限ります。）について、本割引の適用の対象とします。

ク 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) auサービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) auサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) au契約の解除があったとき。

(オ) auパケットへのauサービスの種類の変更があったとき。

(カ) その他オに列挙する規定のいずれかに該当することとなったとき。

ケ クの場合において、その廃止のあった契約者回線が割引選択代表回線であるときは、その割引選択回線群の中から新たに割引選択代表回線を指定していただきます。

コ クの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は生じた

ときは、1欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（a uサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします
2 a uサービスの利用の一時休止、a u契約の解除又はa uパッケージへのa uサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又はa uサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
備考 その料金月において、5 G契約（5 G割引の適用に係るものに限ります。）又はL T E契約（L T E割引の適用に係るものに限ります。）への契約移行があったときは、その料金月における本割引と5 G割引又はL T E割引の計算をあわせて行い、その合計額を請求することができるものとします。	

サ コの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用の廃止（契約移行に伴うものを除きます。）後、本割引若しくは(22)又は第1（基本使用料等）の(6)若しくは(7)の適用の申込み（5 G約款又はW I N約款に定める相当する申込みを含みます。）をしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

シ 割引選択代表回線が5 G契約者回線、L T E契約者回線又は他網契約者回線である場合は、アの規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。

ス 割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

ただし、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、通話を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

セ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ソ 定額料については、日割りは行いません。

タ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

チ 当社は、その割引選択回線群を構成するいずれかの契約者回線、

	<p>5G契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。</p> <p>ツ 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限ります。）又はその目安となる金額を通知します。</p> <p>ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。</p> <p>テ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、特定事業者がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。</p>				
<p>(17) 自宅加入電話への通話料の月極割引の適用 (a u → 自宅割)</p>	<p>ア 自宅加入電話への通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、自宅加入電話番号（a u契約者の住所又は居所において利用される加入電話サービス又はIP電話サービスの電話番号であって、その料金月の当社が別に定める日において、当社に登録されているものをいいます。以下この欄において同じとします。）に係る他網契約者回線について、前料金月の末日（次表の(エ)については、その料金月の開始時とします。）において、同表の左欄のいずれかに該当する場合に、その自宅加入電話番号に係る他網契約者回線への通話（(12)、(13)及び(16)の適用を受けた通話、(26)に規定する定額対象通話、(28)に規定する定額対象通話、番号変換機能を利用して行われた通話並びにプリペイド通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額に同表の右欄に規定する割引率を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1" data-bbox="478 1478 1476 2016"> <thead> <tr> <th data-bbox="478 1478 1295 1518">区分</th> <th data-bbox="1295 1478 1476 1518">割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="478 1518 1295 2016"> <p>(ア) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおける電話会社固定の区分により、次の各号のいずれかの通話等区分で当社の事業者識別番号が指定されている場合であって、(エ)以外のとき。</p> <p>① 市内通話、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話</p> <p>② 市内通話、県内市外通話及び県間市外通話</p> <p>③ 県内市外通話、県間市外通話及び国際通話</p> <p>④ 市内通信、県内市外通信、県間市外通信及び国際通信</p> </td> <td data-bbox="1295 1518 1476 2016">50%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	割引率	<p>(ア) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおける電話会社固定の区分により、次の各号のいずれかの通話等区分で当社の事業者識別番号が指定されている場合であって、(エ)以外のとき。</p> <p>① 市内通話、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話</p> <p>② 市内通話、県内市外通話及び県間市外通話</p> <p>③ 県内市外通話、県間市外通話及び国際通話</p> <p>④ 市内通信、県内市外通信、県間市外通信及び国際通信</p>	50%
区分	割引率				
<p>(ア) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおける電話会社固定の区分により、次の各号のいずれかの通話等区分で当社の事業者識別番号が指定されている場合であって、(エ)以外のとき。</p> <p>① 市内通話、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話</p> <p>② 市内通話、県内市外通話及び県間市外通話</p> <p>③ 県内市外通話、県間市外通話及び国際通話</p> <p>④ 市内通信、県内市外通信、県間市外通信及び国際通信</p>	50%				

	<p>⑤ 市内通信、県内市外通信及び県間市外通信</p> <p>⑥ 県内市外通信、県間市外通信及び国際通信</p>	
	(イ) 削除	削除
	(ウ) 当社のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T H電話サービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるフレッツ対応サービス(タイプⅡ(プランⅡのものに限ります。))のものに限ります。)若しくはI P電話サービスI、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話、特定事業者のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T H電話サービス又は協定事業者の電気通信サービス(当社が別に定めるものに限ります。)の他網契約者回線であるとき。	100%
	(エ) 当社の電話サービス等契約約款に定める特定選択料金制サービスⅥの適用を受けている他網契約者回線であるとき。	100%
	<p>イ アの規定に関わらず、次に該当する契約者回線については、本割引の適用を行いません。</p> <p>(ア) 第1(基本使用料等)1(適用)(10)の6の適用を受けているもの。</p> <p>(イ) その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であるもの。</p> <p>ウ 本割引の適用を受けている契約者回線について、自宅加入電話番号に係る他網契約者回線の変更があった場合、その変更があった時点から変更後の区分に応じた割引率を適用します。</p> <p>エ 自宅加入電話番号に係る他網契約者回線への通話に関する料金の月間累計は、アの表に規定する区分ごとに、料金月単位で行います。</p> <p>オ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>	
(18)	削除	削除
(19)	削除	削除
(20)	削除	削除
(21)	削除	削除
(22)	<p>特定加入電話からの通話に係る通話料の割引の適用</p> <p>(a u 着信ビ</p>	<p>ア 特定加入電話からの通話に係る通話料の割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、(ア)に規定する定額料を支払った場合に、特定加入電話サービス(当社が別に定める加入電話サービスをいいます。以下この欄において同じとします。)に係る他網契約者回線から割引選択回線群((イ)に定める割引選択回線により構成</p>

ジネスレー
ト)

される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。)を構成する契約者回線への通話(この約款において当社がその料金を定めている通話に限ります。)について、2-4の(1)に規定する料金額に代えて、(ウ)に規定する料金額を適用することをいいます。

ただし、(ウ)に定めのない時間帯区分に係る通話の料金額については、2(料金額)に定めるところによります。

(ア) 定額料

1 割引選択回線群ごとに月額

料金額
税抜額 2,000 円

(イ) 割引選択回線

本割引を選択する契約者回線、当社の5G契約に定める特定加入電話からの通話に係る通話料の割引(以下この(22)において「5G割引」といいます。)を選択する5G契約者回線、LTE約款に定める特定加入電話からの通話に係る通話料の割引(以下この(22)において「LTE割引」といいます。)を選択するLTE契約者回線又は特定事業者のWIN約款、5G約款若しくはLTE約款に定める特定加入電話からの通話に係る通話料の割引(以下この(22)において「特定割引」といいます。)を選択する他網契約者回線

(ウ) 料金額

① ②以外の場合

区分	料金額		
	次の秒数までごとに税抜額 10 円		
通話料	昼間	夜間	土曜日・日曜日・祝日
地域内・地域隣接県通話	30 秒	30 秒	30 秒
地域隣接県外通話	23 秒	23 秒	23 秒

② 中国地区又は北海道地区に在圏する移動無線装置への通話の場合

区分	料金額			
	次の秒数までごとに税抜額 10 円			
通話料	昼間	夜間	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝
地域内・地域隣接県通話	30 秒	30 秒	30 秒	30 秒
地域隣接県外通話	23 秒	23 秒	23 秒	25 秒

イ 本割引は、auサービス(auパケットを除きます。)の契約者回線(第2種定期au契約に係るものを除きます。)に限り、選択することができます。

ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務に

については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(イ) その申出のあった契約者回線が、(16)又は第1(基本使用料等)1(適用)(7)を選択する場合であって、その契約者回線と割引選択回線群を構成する他の契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Iにおける同一の割引選択回線群に属さないとき。

(ウ) その申出のあった契約者回線が、(16)を選択する場合であって、その契約者回線が指定した割引選択代表回線(本割引、5G割引、LTE割引又は特定割引の規定により定額料の支払いを要する1の契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。)が、契約者を単位とする通話料の月極割引における割引選択代表回線と同一でないとき。

(エ) その申出のあった契約者回線が、その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(オ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)

(カ) その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき。

(キ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本割引の適用を開始する場合は、当社の交換設備への登録が完了した時点(その料金月において、LTE契約(LTE割引の適用を受けるものに限ります。)からの契約移行があったときは、その契約移行の日とします。)からの通話に関する料金(その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限ります。)について、本割引の適用の対象とします。

キ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) auサービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

	<p>(ウ) a uサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>(エ) a u契約の解除があったとき。</p> <p>(オ) a uパケットへのa uサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(カ) その他オに列挙する規定のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>ク キの場合において、その廃止のあった契約者回線が割引選択代表回線であるときは、その割引選択回線群の中から新たに割引選択代表回線を指定していただきます。</p> <p>ケ キの規定により本割引の適用を廃止した場合は、当社の交換設備への登録が完了した時点までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</p> <p>コ 割引選択代表回線が5 G契約者回線、L T E契約者回線又は他網契約者回線である場合は、アの規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。</p> <p>サ 割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。 ただし、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、通話を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。</p> <p>シ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>ス 定額料については、日割りは行いません。</p> <p>セ 当社は、その割引選択回線群を構成するいずれかの契約者回線、5 G契約者回線、L T E契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、5 G契約者回線、L T E契約者回線及び他網契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。</p> <p>ソ 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限ります。）又はその目安となる金額を通知します。 ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。</p> <p>タ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、特定事業者がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。</p>
(23) K D D I ー	当社は、(22)に規定する割引選択代表回線について、K D D I ー一括請

<p>括請求の取扱いを行った場合の割引の適用 (KDDI一括請求割引)</p>	<p>求の取扱いを行っている場合であって、そのKDDI一括請求に係る料金等が下表に規定する割引条件Ⅰ、割引条件Ⅱ及び割引条件Ⅲのいずれも満たしているときは、(22)に規定する定額料(その請求日を含む料金月の前料金月に債権が生じたものに限ります。)の支払いを免除します。</p> <table border="1" data-bbox="478 358 1476 1276"> <thead> <tr> <th data-bbox="478 358 726 403">区分</th> <th data-bbox="734 358 1476 403">割引の適用条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="478 403 726 940">割引条件Ⅰ</td> <td data-bbox="734 403 1476 940"> <p>次に定める料金等(その請求日を含む料金月の前料金月に債権が生じたものに限ります。以下「au判定料金」といいます。)が生じていること。</p> <p>(ア) 料金表第1表から第4表及び5G約款並びにLTE約款の料金表第1表から第4表に規定する料金等(特定事業者が提供するローミングに係る料金を含み、消費税相当額を除きます。)</p> <p>(イ) 当社の電話サービス等契約約款に規定する特定第2種一般電話契約に係る通話に関する料金</p> <p>(ウ) 当社の電話サービス等契約約款に規定する国際ローミング着信自動通話に関する料金</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 940 726 1108">割引条件Ⅱ</td> <td data-bbox="734 940 1476 1108"> <p>当社の電話サービス等契約約款に規定する電話判定料金の合計額が税抜額1,000円以上であること又は総合オープン通信網サービス契約約款に規定するインターネット判定料金が生じていること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1108 726 1276">割引条件Ⅲ</td> <td data-bbox="734 1108 1476 1276"> <p>au判定料金、当社の電話サービス等契約約款に規定する電話判定料金及び総合オープン通信網サービス契約約款に規定するインターネット判定料金の合計額が税抜額20,000円以上であること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	割引の適用条件	割引条件Ⅰ	<p>次に定める料金等(その請求日を含む料金月の前料金月に債権が生じたものに限ります。以下「au判定料金」といいます。)が生じていること。</p> <p>(ア) 料金表第1表から第4表及び5G約款並びにLTE約款の料金表第1表から第4表に規定する料金等(特定事業者が提供するローミングに係る料金を含み、消費税相当額を除きます。)</p> <p>(イ) 当社の電話サービス等契約約款に規定する特定第2種一般電話契約に係る通話に関する料金</p> <p>(ウ) 当社の電話サービス等契約約款に規定する国際ローミング着信自動通話に関する料金</p>	割引条件Ⅱ	<p>当社の電話サービス等契約約款に規定する電話判定料金の合計額が税抜額1,000円以上であること又は総合オープン通信網サービス契約約款に規定するインターネット判定料金が生じていること。</p>	割引条件Ⅲ	<p>au判定料金、当社の電話サービス等契約約款に規定する電話判定料金及び総合オープン通信網サービス契約約款に規定するインターネット判定料金の合計額が税抜額20,000円以上であること。</p>
区分	割引の適用条件								
割引条件Ⅰ	<p>次に定める料金等(その請求日を含む料金月の前料金月に債権が生じたものに限ります。以下「au判定料金」といいます。)が生じていること。</p> <p>(ア) 料金表第1表から第4表及び5G約款並びにLTE約款の料金表第1表から第4表に規定する料金等(特定事業者が提供するローミングに係る料金を含み、消費税相当額を除きます。)</p> <p>(イ) 当社の電話サービス等契約約款に規定する特定第2種一般電話契約に係る通話に関する料金</p> <p>(ウ) 当社の電話サービス等契約約款に規定する国際ローミング着信自動通話に関する料金</p>								
割引条件Ⅱ	<p>当社の電話サービス等契約約款に規定する電話判定料金の合計額が税抜額1,000円以上であること又は総合オープン通信網サービス契約約款に規定するインターネット判定料金が生じていること。</p>								
割引条件Ⅲ	<p>au判定料金、当社の電話サービス等契約約款に規定する電話判定料金及び総合オープン通信網サービス契約約款に規定するインターネット判定料金の合計額が税抜額20,000円以上であること。</p>								
(24) 削除	削除								
<p>(25) 契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている契約者回線に係る通話料の月極割引の適用 (まるごとビジネス割引)</p>	<p>ア 契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている契約者回線に係る通話料の月極割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、第1(基本使用料等)1(適用)(10)の6に規定する割引選択回線群を構成するその契約者回線(基本使用料の料金種別がプランZシンプルのものを除きます。)からの通話(国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係る料金を含み、(26)に規定する定額対象部分を除きます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((8)、(8)の3、(9)、(10)の2、(26)又は(27)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、その月間累計額に次表に定める割引率を乗じて得た額(以下この欄において「本割引に係る通話料割引額」といいます。)の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1" data-bbox="478 1982 1476 2016"> <thead> <tr> <th data-bbox="478 1982 981 2016">区分</th> <th data-bbox="989 1982 1476 2016">割引率</th> </tr> </thead> </table>	区分	割引率						
区分	割引率								

	(ア) (イ)又は(ウ)以外のもの	契約者を単位とする金額指定割引に係る割引額の算定に用いたその契約者回線に係る割引率(第1(基本使用料等)1(適用)(10)の6のアの(ウ)の①に定めるものに限り、)。				
	(イ) 基本使用料の料金種別がオフィスケータイプランのもの	20%				
	(ウ) 基本使用料の料金種別がカケホ(3Gケータイ・データ付)又はカケホ(3Gケータイ)のもの	0%				
	<p>イ その割引選択回線群に係る月間利用額が、契約者からあらかじめ申出のあった指定金額に満たない場合の取扱いについては、第1(基本使用料等)1(適用)(10)の6に定めるところによります。</p> <p>ウ 割引選択回線群構成日を含む料金月から起算して、第1(基本使用料等)1(適用)(10)の6の規定によりあらかじめ申出のあった指定期間が経過することとなる日が到来する前に、割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について本割引の適用が廃止された場合の取扱いについては、第1(基本使用料等)1(適用)(10)の6のヌに定めるところによります。</p> <p>エ 上記のほか、本割引に係る通話料割引額の計算等、本割引の適用については、第1(基本使用料等)1(適用)(10)の6の規定に準じて取り扱います。)</p>					
(26) 特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用(ビジネス通話定額)	<p>ア 当社は、au契約者からの申込みにより、特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用((ア)に規定する定額料を支払った場合に、(イ)に規定する定額対象回線群を構成するその契約者回線から行われる、(エ)に規定する定額対象電話番号への通話((27)の適用を受けた通話、国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において「定額対象通話」といいます。)に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。)の月間累計額((8)、(8)の2又は(8)の3の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、2(料金額)の規定にかかわらず、(ア)に規定する額の割引を行う取扱いをいいます。以下この欄において「本定額適用」といいます。)を行います。</p> <p>ただし、その料金月の末日における定額対象電話番号の数が2に満たない場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) 定額料及び割引額</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="478 1892 1484 2020"> <thead> <tr> <th data-bbox="478 1892 726 1937">定額料</th> <th data-bbox="726 1892 1484 1937">割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="478 1937 726 2020">税抜額 900 円</td> <td data-bbox="726 1937 1484 2020">定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話(左欄の通話に限り、)に関する料金(別記 17</td> </tr> </tbody> </table>		定額料	割引額	税抜額 900 円	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話(左欄の通話に限り、)に関する料金(別記 17
定額料	割引額					
税抜額 900 円	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話(左欄の通話に限り、)に関する料金(別記 17					

	<p>の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から90分以内の部分に係るものに限ります。以下この(26)において「定額対象部分」とします。)の月間累計額</p>
	<p>備考 その料金月の末日(その契約者回線に係るau契約の解除(契約変更又は契約移行に係るものを除きます。)があったときは、その解除のあった日)におけるその基本使用料の料金種別がカケホ(3Gケータイ・データ付)、カケホ(3Gケータイ)又はオフィスケータイプランである場合の定額料の額は、税抜額0円とします。</p>
	<p>(イ) 定額対象回線群</p>
	<p style="text-align: center;">定額対象回線群</p> <p>以下の電気通信回線により構成される回線群</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本定額適用を選択する契約者回線 ② 当社の5G約款に定める特定の契者回線等への通話に対する定額料の適用(以下この(26)において「5G定額適用」といいます。)を選択する5G契約者回線 ③ 当社のLTE約款に定める特定の契者回線等への通話に対する定額料の適用(以下この(26)において「LTE定額適用」といいます。)を選択するLTE契約者回線 ④ 特定事業者のWIN約款、5G約款又はLTE約款に定める特定の契者回線等への通話に対する定額料の適用(以下この(26)において「特定定額適用」といいます。)を選択する他網契約者回線 ⑤ クの規定に基づき電話番号が登録された(ウ)に定める特定サービスの電気通信回線
	<p>(ウ) 特定サービス</p>
	<p style="text-align: center;">特定サービス</p> <p>当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスI、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはauオフィスナンバーサービス、イントラネットIP電話サービス契約約款に定める一般イントラネットIP電話サービス、CiscoWebexCallingサービス契約約款に定めるCiscoWebexCallingサービス、クラウドコーリングサービス契約約款に定めるクラウドコーリングサービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるフレッツ対応サービス(タイプII(プランIIのものに限ります。)のものに限ります。)若しくはIP電話サービスI、FTHサービス契約約款に定めるFTH電話サービス、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話又</p>

は特定事業者のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T H電話サービスであって、サービスが現に提供されているもの

(エ) 定額対象電話番号

定額対象電話番号

- ① その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他の契約者回線に係る電話番号
- ② その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する5 G契約者回線に係る電話番号
- ③ その契約者回線が属する定額対象回線群を構成するL T E契約者回線に係る電話番号
- ④ その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他網契約者回線に係る電話番号
- ⑤ その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する特定サービスの電気通信回線に係る電話番号（当社が別に定める方法により登録されるものに限ります。）

イ 本定額適用は、a uサービス（a uパケットを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

(ア) 第1（基本使用料等）1（適用）（6）の適用を受けているもの。

(ウ) (28)の適用を受けているもの。

ウ 定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本定額適用を選択する契約者は、1の定額対象回線群を指定して当社に申し出ていただきます。

この場合において、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める方法により本定額適用の利用態様を申告していただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。

(イ) その申出が新たに定額対象回線群を構成する申出であって、その定額対象回線群に係る定額対象電話番号の数が2以上でないとき。

(ウ) その契約者が、定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(エ) その申出のあった契約者回線が(16)、(22)又は第1（基本使用料等）1（適用）（7）を選択する場合であって、その契約者回線並びに定額対象回線群を構成する他の契約者回線、5 G契約者回線、L T E契約者回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Iにおける同一の割引選択回線群に属さないとき。

(オ) (エ)に定める場合において、その定額対象回線群が属する契

約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引 I に係る割引選択回線群において、定額対象回線群の数と(28)に定める定額対象回線群の数を合算した合計が、当社が別に定める数を超えるとき。

(カ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(キ) その契約者回線に係る契約者名義が、その定額対象回線群を構成する他の契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線、他網契約者回線又は特定サービスの電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(ク) その契約者がエの規定により申告した本定額適用の利用態様により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると当社が判断したとき。

(ケ) その定額対象回線群に係る定額対象電話番号の数が1001以上となるとき。

(コ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本定額適用を受ける契約者は、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録することができます。

この場合、その契約者は、定額対象回線群を構成する5G契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線が代表回線として指定されている場合を除き、定額対象回線群を構成する契約者回線のうちいずれか1の契約者回線を、代表回線として指定していただきます。

キ カの規定に基づき、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録しようとする契約者は、当社が別に定める方法により申し出ていただきます。

ク 当社は、キに規定する申出があったときは、その申出に係る特定サービスの電気通信回線の契約者名義が、その定額対象回線群を構成する契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線の契約者名義と同一の場合に限り、承諾します。

ケ 削除

コ 本定額適用を受けるau契約者は、エの規定により申し出た内容に変更が生じるときは、エの規定に準じてあらかじめ当社に申し出て当社の承諾を得るものとします。この場合、当社はその申出をオの規定に準じて取扱います。

サ 本定額適用の計算は、料金月単位で行います。

シ 当社は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、LTE契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）以降の通話に関する料金（その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったとき

は、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限りま

ス 当社は、本定額適用を受けている契約者回線について、契約者から本定額適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本定額適用を廃止します。

- (ア) a u サービス利用権の譲渡があったとき。
- (イ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (ウ) a u サービスの利用の一時休止があったとき。
- (エ) a u 契約の解除があったとき。
- (オ) a u パケットへの a u サービスの種類の変更があったとき。
- (カ) その他オのいずれか ((イ)を除きます。)に該当することとなったとき。

セ スの場合において、その廃止のあった契約者回線が代表回線であるとき、又はスに相当する当社の5 G 約款若しくはL T E 約款又は特定事業者のW I N 約款、5 G 約款若しくはL T E 約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成する5 G 契約者回線、L T E 契約者回線又は他網契約者回線 (代表回線のものに限りま

ただし、5 G 定額適用に係る当社の5 G 約款、L T E 定額適用に係る当社のL T E 約款又は特定定額適用に係る特定事業者のW I N 約款、5 G 約款若しくはL T E 約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成するいずれか1の5 G 契約者回線、L T E 契約者回線又は他網契約者回線が代表回線として指定される場合は、この限りではありません。

ソ スの規定により本定額適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2 欄の左欄の規定により本定額適用を廃止した後、1 欄の左欄に該当する場合は生じたときは、1 欄の規定によるものとします。

区分	定額制の適用
1 2 以外により本定額適用を廃止したとき。	その廃止日 (a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本定額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。) を含む料金月の前料金月の末日までの定額対象通話に関する料金について、本定額適用の対象とします。
2 a u サービスの利用の一時休止、 a u 契約の解除又は a u パケットへの a u サービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又は a u サービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本定額適用の対象とします。

	<p>タ 本定額適用を受けている契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p> <p>ただし、その定額対象回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、通話を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。</p> <p>チ 削除</p> <p>ツ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>テ アに規定する定額料については、日割りは行いません。</p> <p>ト 当社は、特定の契約者回線からの定額対象通話がエの規定により契約者が申告した本定額適用の利用態様から著しく乖離する態様で発生する等により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると判断した場合は、その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について、本定額適用を廃止することがあります。</p> <p>この場合において、当社はそのことをあらかじめ契約者に通知します。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>ナ 当社は、その定額対象回線群を構成するいずれかの契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線について本定額適用を廃止することがあります。</p> <p>ニ 契約者は、定額対象回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、特定事業者がその定額対象回線群を構成する他網契約者回線について特定定額適用の可否等を判断するために必要な範囲で、その定額対象回線群を構成する契約者回線及び特定サービスの電気通信回線に係る情報（利用状況その他の情報を含みます。）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。</p>
<p>(27) 特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用（指定通話定額）</p>	<p>ア 特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱ（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、特定電話番号（契約者があらかじめ指定したauサービス（auパケットを除きます。）若しくはプリペイド電話、当社の5G約款若しくはLTE約款に定める5Gデュアル若しくはLTEデュアル又は特定事業者のWIN約款、5G約款若しくはLTE約款に定めるauサービス（auパケットを除きます。）、プリペイド電話、5Gデュアル若しくはLTEデュアルの電話番号をいいます。以下この欄において同じとします。）に係る電気通信回線への通話（SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関</p>

する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金をそみま
す。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（（8）又は
（8）の3の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この
欄において同じとします。）について、同表に規定する額の割引を行
うことをいいます。

1 契約ごとに月額

定額料	割引額
税抜額 372 円	特定電話番号に係る契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線への通話（左欄の通話に限ります。）に関する料金の月間累計額

イ 特定電話番号の数は、1の契約について3以内とします。

ウ 削除

エ 特定電話番号に係る契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 本割引の適用を開始する場合は、その申込日（契約者回線の提供を開始するときは、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

ただし、本割引の申込みが、その契約者回線に係るau契約の申込み（LTE契約（そのLTE契約者回線について、当社のLTE約款に定める特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用を受けているものに限ります。）からの契約移行に係るものを含みます。）と同時に行われた場合であって、その申込日を含む料金月から本割引の適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、そのauサービスの提供を開始した日から本割引の適用を開始します。

カ オの規定にかかわらず、au契約の申込み（LTE契約（そのLTE契約者回線について、当社のLTE約款に定める特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用を受けているものに限ります。）からの契約移行に係るものに限ります。）と同時に本割引の申込みが行われていない場合であっても、その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間、本割引を適用します。

キ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

（ア） auサービス利用権の譲渡があったとき。

（イ） 契約者の地位の承継があったとき。

（ウ） auサービスの利用の一時休止があったとき。

（エ） au契約の解除があったとき。

（オ） auパッケージへのauサービスの種類の変更があったとき。

（カ） カケホ（3Gケータイ・データ付）又はカケホ（3Gケータイ）への基本使用料の料金種別の変更があったとき。

ク キの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2から4以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
2 キの(ウ)、(エ)又は(オ)により本割引の適用を廃止したとき(3に該当するときを除きます。)	その事由が生じた日までの特定電話番号に係る契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
3 キの(エ)(5G契約又はLTE契約(5Gデュアル又はLTEデュアルに係るものに限ります。))への契約移行に係るものを除きます。)により本割引の適用を廃止したとき	その事由が生じた日の前日までの特定電話番号に係る契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
4 キの(ア)又は(イ)により本割引の適用を廃止したとき。	その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日を含む料金月の前料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

ケ 本割引を選択している契約者がその特定電話番号を変更した場合には、変更前の特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降、本割引の適用の対象とします。

コ 本割引を選択した契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

ただし、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、auサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りではありません。

サ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われてい

	<p>るときは、その料金を返還します。</p> <p>シ 定額料については、日割りは行いません。</p> <p>ス 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>セ 契約者は、本割引の適用を新たに申し込むことはできません。</p>								
<p>(28) 第2種定期 a u 契約に係る通話料の割引の適用 (法人通話・パケット割)</p>	<p>ア 第2種定期 a u 契約に係る通話料の割引の適用（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、第2種定期 a u 契約者からの申込みにより、(ア)に規定する定額料を支払った場合に、その契約者回線からの通話に関する料金について、(ア)から(イ)の取扱いを行うことをいいます。</p> <p>(ア) 定額対象回線群（①に定める定額対象回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線から行われる、③に定める定額対象電話番号への通話（(27)の適用を受けた通話、国際SMS送、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及び a u 国際通話を除きます。以下この欄及び(29)において「定額対象通話」といいます。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(8)、(8)の2又は(8)の3の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額の割引を行う取扱い 1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="480 1106 1476 1357"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 1106 730 1151">定額料</th> <th data-bbox="730 1106 1476 1151">割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 1151 730 1357">税抜額 900 円</td> <td data-bbox="730 1151 1476 1357">定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金（別記17の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から90分以内の部分に係るものに限ります。以下この(28)及び(29)において「定額対象部分」とします。）の月間累計額</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 定額対象回線</p> <table border="1" data-bbox="480 1400 1476 1776"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 1400 1476 1444">定額対象回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 1444 1476 1776">本割引を選択する契約者回線、当社のLTE約款に定める第2種定期 a u 契約に係る通話料の割引（以下この(28)及び(29)において「LTE割引」といいます。）を選択するLTE契約者回線、特定事業者のWIN約款に定める第2種定期 a u 契約に係る通話料の割引の適用若しくはLTE約款に定める第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用（以下この(28)及び(29)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線又はクの規定に基づき電話番号が登録された②に定める特定サービスの電気通信回線</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 特定サービス</p> <table border="1" data-bbox="480 1818 1476 2024"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 1818 1476 1863">特定サービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 1863 1476 2024">当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスI、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくは a u オフィスナンバーサービス、イントラネットIP電話サービス契約約款に定める一般イントラネット</td> </tr> </tbody> </table>	定額料	割引額	税抜額 900 円	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金（別記17の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から90分以内の部分に係るものに限ります。以下この(28)及び(29)において「定額対象部分」とします。）の月間累計額	定額対象回線	本割引を選択する契約者回線、当社のLTE約款に定める第2種定期 a u 契約に係る通話料の割引（以下この(28)及び(29)において「LTE割引」といいます。）を選択するLTE契約者回線、特定事業者のWIN約款に定める第2種定期 a u 契約に係る通話料の割引の適用若しくはLTE約款に定める第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用（以下この(28)及び(29)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線又はクの規定に基づき電話番号が登録された②に定める特定サービスの電気通信回線	特定サービス	当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスI、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくは a u オフィスナンバーサービス、イントラネットIP電話サービス契約約款に定める一般イントラネット
定額料	割引額								
税抜額 900 円	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金（別記17の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から90分以内の部分に係るものに限ります。以下この(28)及び(29)において「定額対象部分」とします。）の月間累計額								
定額対象回線									
本割引を選択する契約者回線、当社のLTE約款に定める第2種定期 a u 契約に係る通話料の割引（以下この(28)及び(29)において「LTE割引」といいます。）を選択するLTE契約者回線、特定事業者のWIN約款に定める第2種定期 a u 契約に係る通話料の割引の適用若しくはLTE約款に定める第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用（以下この(28)及び(29)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線又はクの規定に基づき電話番号が登録された②に定める特定サービスの電気通信回線									
特定サービス									
当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスI、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくは a u オフィスナンバーサービス、イントラネットIP電話サービス契約約款に定める一般イントラネット									

トIP電話サービス、CiscoWebexCallingサービス契約約款に定めるCiscoWebexCallingサービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるフレッツ対応サービス（タイプⅡ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）若しくはIP電話サービスⅠ、FTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話又は特定事業者のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービスであって、サービスが現に提供されているもの

③ 定額対象電話番号

- 1 その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他の契約者回線に係る電話番号
- 2 その契約者回線が属する定額対象回線群を構成するLTE契約者回線に係る電話番号
- 3 その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他網契約者回線に係る電話番号
- 4 その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する特定サービスの電気通信回線に係る電話番号（当社が別に定める方法により登録されるものに限ります。）

(イ) 定額対象回線群を構成する契約者回線からの通話（国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(ア)、(8)、(8)の2、(8)の3、(9)、(10)の2、(13)、(17)、(27)又は(29)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）に0.20を乗じて得た額の割引を行う取扱い

イ 本割引は、auサービス（auパケットを除きます。）の契約者回線（第2種定期au契約に係るものに限ります。）であって、次に該当しないもの限り、選択することができます。

(ア) 第1（基本使用料等）1（適用）(6)又は(10)の6の適用を受けているもの

(ウ) (26)の適用を受けているもの

ウ 定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本割引を選択する契約者は、1の定額対象回線群を指定して当社に申し出ていただきます。

この場合において、当社が必要と認めたときは、当社が別に定め

る方法により、本割引の利用態様を申告していただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。

(イ) その申出が新たに定額対象回線群を構成する申出であって、その定額対象回線群に係る定額対象電話番号（アの③の表の4のものを除きます。）の数が2以上でないとき。

(ウ) その契約者が、定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(エ) その申出のあった契約者回線が(16)、(22)又は第1（基本使用料等）1（適用）(7)を選択する場合であって、その契約者回線並びに定額対象回線群を構成する他の契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Iにおける同一の割引選択回線群に属さないとき。

(オ) (エ)に定める場合において、その定額対象回線群が属する契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Iに係る割引選択回線群において、定額対象回線群の数と(26)に定める定額対象回線群の数を合算した合計が、当社が別に定める数を超えるとき。

(カ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(キ) その契約者回線に係る契約者名義が、その定額対象回線群を構成する他の契約者回線、LTE契約者回線、他網契約者回線又は特定サービスの電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(ク) その契約者がエの規定により申告した本割引の利用態様により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると当社が判断したとき。

(ケ) その定額対象回線群に係る定額対象電話番号の数が1001以上となるとき。

(コ) その申出が新たに定額対象回線群を構成する申出であるとき。

(サ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本割引の適用を受ける契約者は、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録することができます。この場合、その契約者は、定額対象回線群を構成するLTE契約者回線又は他網契約者回線が代表回線として指定されている場合を除き、定額対象回線群を構成する契約者回線のうちいずれか1の契約

者回線を、代表回線として指定していただきます。

キ カの規定に基づき、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録しようとする契約者は、当社が別に定める方法により申し出ていただきます。

ク 当社は、キに規定する申出があったときは、その申出に係る特定サービスの電気通信回線の契約者名義が、その定額対象回線群を構成する契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線の契約者名義と同一の場合に限り、承諾します。

ケ 本割引の適用を受ける契約者は、エの規定により申し出た内容に変更が生じるときは、エの規定に準じてあらかじめ当社に申し出て当社の承諾を得るものとします。この場合、当社はその申出をオの規定に準じて取扱います。

コ 本割引の計算は、料金月単位で行います。

サ 当社は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、LTE契約（本割引に相当する適用を受けるものに限り）からの契約移行があったときは、その契約移行の日とします。）以降の通話に関する料金（その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限り）について、本割引の対象とします。

シ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

（ア） a u サービス利用権の譲渡があったとき。

（イ） 契約者の地位の承継があったとき。

（ウ） a u サービスの利用の一時休止があったとき。

（エ） a u 契約の解除があったとき。

（オ） 一般 a u 契約又は他の種別の定期 a u 契約への契約変更があったとき。

（カ） a u パケットへの a u サービスの種類の変更があったとき。

（キ） その他オのいずれか（（イ）を除きます。）に該当することとなったとき。

ス シの場合において、その廃止のあった契約者回線が代表回線であるとき、又はシに相当する当社のLTE約款又は特定事業者のWIN約款若しくはLTE約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成するLTE契約者回線又は他網契約者回線（代表回線のものに限り）について、LTE割引又は特定割引の適用の廃止があったときは、その定額対象回線群を構成するいずれか1の契約者回線を新たに代表回線として指定していただきます。

ただし、LTE割引に係る当社のLTE約款又は特定割引に係る特定事業者のWIN約款若しくはLTE約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成するいずれか1のLTE契約者回線又は他網契約者回線が代表回線として指定される場合は、この限りではありません。

セ シの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いにつ

いては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
2 auサービスの利用の一時休止、au契約の解除、一般au契約若しくは他の種別の定期au契約への契約変更又はauパッケージへのauサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日、契約変更日又はauサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
備考 その料金月において、LTE契約（LTE割引の適用に係るものに限り。）への契約移行があったときは、その料金月における本割引とLTE割引の計算（アの（イ）に係るものに限り。）をあわせて行い、その合計額を請求することができるものとします。	

ソ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

タ 本割引の適用を受けている契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

ただし、その定額対象回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、通話を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

チ アに規定する定額料については、日割りは行いません。

ツ 当社は、その契約者回線が属する定額対象回線群に係る定額対象電話番号（アの③の表の4に係るものを除きます。以下このツにおいて「控除対象電話番号」といいます。）の数に応じて、アに規定する定額料について、次表に規定する額を控除します。

1 契約ごとに月額

その料金月の末日における控除対象電話番号の数	控除額
1以上30以下の場合	アに規定する定額料の額

	<p>31 以上の場合</p>	<p>アに規定する定額料の料金額に30 を乗じて得た額を、その料金月の末日における控除対象電話番号の数で除して得た額</p> <p>テ アに規定する割引額及びツに規定する控除額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>ト 当社は、特定の契約者回線からの定額対象通話がエの規定により契約者が申告した本割引の利用態様から著しく乖離する態様で発生する等により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると判断した場合は、その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について、本割引の適用を廃止することがあります。</p> <p>この場合において、当社はそのことをあらかじめ契約者に通知します。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>ナ 当社は、その定額対象回線群を構成するいずれかの契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。</p> <p>ニ 契約者は、定額対象回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、特定事業者がその定額対象回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために必要な範囲で、その定額対象回線群を構成する契約者回線及び特定サービスの電気通信回線に係る情報（利用状況その他の情報を含みます。）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。</p>			
<p>(29) 第2種定期LTE契約に係る通話料の適用 (法人通話・パケット割)</p>	<p>ア 当社は、(28)に規定する定額対象回線群を構成する契約者回線（この取扱いの適用を選択しているものに限ります。以下この欄において同じとします。）からの通話（国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(8)、(8)の2、(8)の3、(9)、(13)、(17)、(27)又は(28)のアの(ア)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する額を控除する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行います。</p>	<table border="1" data-bbox="481 1814 1479 2020"> <thead> <tr> <th data-bbox="481 1814 1479 1859">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="481 1859 1479 1982"> <p>1の契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額に、充当比率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。）。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 1982 1479 2020"> <p>この場合において、充当比率は、その定額対象回線群を構成する</p> </td> </tr> </tbody> </table>	控除額	<p>1の契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額に、充当比率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。）。</p>	<p>この場合において、充当比率は、その定額対象回線群を構成する</p>
控除額					
<p>1の契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額に、充当比率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。）。</p>					
<p>この場合において、充当比率は、その定額対象回線群を構成する</p>					

契約者回線に係る充当可能額の合計額（その定額対象回線群にLTE契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、LTE割引の規定に基づくLTE契約者回線又は特定割引の規定に基づく他網契約者回線に係る全ての充当可能額を加算した額とします。）を、月間通話累計額（その定額対象回線群を構成する契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額をいいます。）及び月間パケット累計額（その定額対象回線群を構成する契約者回線との間のパケット通信に関する料金の月間累計額（第3（パケット通信料）1（適用）（12）に定めるものに限ります。）をいいます。）の合計額（その定額対象回線群にLTE契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、LTE割引の規定及び特定割引の規定に定める全ての月間通話累計額及び月間パケット累計額を加算した額とします。）で除して得た値（1を超える場合は、1とします。）とします。

イ 本取扱いは、(28)の適用を受けている契約者回線に限り、選択することができます。

ウ 本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。

エ 当社は、ウに規定する申出があったときは、その申出のあった契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他の契約者回線、LTE契約者回線、他網契約者回線及び特定サービスの電気通信回線について、本取扱いの適用を受けている場合に限り、これを承諾します。

オ 本取扱いの適用を開始する場合は、イに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、LTE契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）以降の通話に関する料金（その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限ります。）について、本取扱いの適用の対象とします。

カ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、(28)の適用の廃止が廃止された場合、本取扱いの適用を廃止します。

キ カの規定により本取扱いの適用を廃止した場合、その通話料については、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。
2 (28)の適用の廃止により本取扱いの適用を廃止したとき。	(28)のセの規定によりその通話料が第2種定期au契約に係る通話料の割引の適用の対象とされる日まで、本取扱いの適用の対象とします。

備考 その料金月において、LTE契約（LTE割引の適用に係るものに限ります。）への契約移行があったときは、その料金月にお

	<p>ける本割引とLTE割引の計算をあわせて行い、その合計額を請求することができるものとします。</p> <p>ク 通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p>		
(30) 電話番号案内接続に係る通話料の取扱い	<p>ア 当社は、第1（基本使用料等）1（適用）（5）の2の適用を受けている契約者回線からの通話（電話番号案内接続に係るものに限ります。）については、2（料金額）に規定する電話番号案内料及び通話料の支払いを免除します。</p> <p>イ アの規定によるほか、電話番号案内料、通話料の支払い免除者の取扱い及び支払いを要しない場合並びにその他の提供条件については、電話番号案内事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。</p>		
(31) 契約移行に係る定額料の取扱い	<p>ア 当社は、次表に定める通話料の取扱い（以下この欄において「WIN通話料割引」といいます。）の申出があった場合であって、その申出がLTE契約（そのLTE契約者回線について、請求のあったWIN通話料割引に相当する通話料の取扱い（以下この欄において「LTE通話料割引」といいます。）の提供を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものであるとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月のWIN通話料割引に係る定額料について、契約移行のあった日を含む料金月の初日（その料金月において、そのLTE通話料割引の適用の開始があった場合は、その日とします。）から、そのWIN通話料割引の適用の開始があったものとみなして取り扱います。</p> <table border="1" data-bbox="480 1111 1481 1323"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 1111 1481 1155">通話料の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 1155 1481 1323">(13) 特定電話番号への通話料の月極割引の適用、(26) 特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用、(27) 特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用、(28) 第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 5G契約又はLTE契約への契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、その5G契約者回線又はLTE契約者回線について、契約移行前の契約者回線について適用を受けていたWIN通話料割引に相当する5G通話料割引（5G約款に定めるものをいいます。）又はLTE通話料割引の申出があったときは、契約移行のあった日を含む料金月のそのWIN通話料割引に係る定額料については、当社の5G約款又はLTE約款の規定（アに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p>	通話料の取扱い	(13) 特定電話番号への通話料の月極割引の適用、(26) 特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用、(27) 特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用、(28) 第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用
通話料の取扱い			
(13) 特定電話番号への通話料の月極割引の適用、(26) 特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用、(27) 特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用、(28) 第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用			
(32) 通話料の減免	<p>次の通話については、その料金の支払いを要しません。</p> <p>ア 電気通信番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号を用いた通話</p> <p>イ 当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話</p> <p>ウ 協定事業者に係る電気通信設備の修理の請求等のために協定事業者の事業所に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話</p>		

2 料金額

2-1 通常通話に係るもの

2-1-1 2-1-2から2-1-3以外のもの

(1) 基本使用料の料金種別がプランSシンプルのもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額16円

(2) 基本使用料の料金種別がプランSSシンプルのもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額20円

(3) 基本使用料の料金種別がプランEシンプルのもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額20円

(4) 基本使用料の料金種別がプランZシンプルのもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額20円

(5) 基本使用料の料金種別がカケホ(3Gケータイ・データ付)又はカケホ(3Gケータイ)のもの アイ以外のもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額20円

イ ワイドスター通信サービス(第2種ワイドスターに限ります。)の電気通信回線への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額50円

(6) 基本使用料の料金種別がオフィスケータイプランのもの アイ以外のもの

区分	料金額
通話料	1分までごとに税抜額50円

イ 加入電話サービス又はIP電話サービスに係る他網契約者回線(当社が別に定める電気通信設備を含みます。)への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	3分までごとに税抜額10円

(7) 定期前払 a u サービスの契約者回線からの通話に係るもの

区分	料金額
通話料	1分までごとに税抜額 70 円

2-1-2 電話番号案内接続に係るもの

区分	料金額
電話番号案内料	1の電話番号の案内ごとに税抜額 200 円
通話料	2-1-1に規定する各料金種別の料金額と同額

2-1-3 SMS機能に係るもの

(1) (2)以外のもの

区分	料金額
通話料	1送信ごとに税抜額 3 円

(2) 国際SMS送信に係るもの

区分	料金額
通話料	1送信ごとに 100 円

2-2 プリペイド通話に係るもの

2-2-1 2-2-2以外のもの

(1) (2)以外のもの

区分	料金額			
	次の秒数までごとに10円			
	昼間	夜間	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝
通話料	14.8秒	14.3秒	14.8秒	14.3秒

(2) プリペイド電話の契約者回線から行ったもの

区分	料金額			
	次の秒数までごとに10円			
	昼間	夜間	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝
通話料	5.9秒	5.4秒	5.9秒	5.4秒

2-2-2 SMS機能に係るもの

区分	料金額
通話料	1送信ごとに5円

2-3 au国際通話に係るもの

(1) (2)以外のもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに次の料金額
通話先区分	
通話先区分1	20円
通話先区分2	55円
通話先区分3	65円
通話先区分4	85円
通話先区分5	95円

備考 各通話先区分における地域については、別表2（au国際通話の通話先地域）に定めるところによります。

(2) 特定衛星携帯電話等に係るもの

区分	料金額
通話料	1分までごとに次の料金額
通話先区分	
特定衛星携帯電話1（スラーヤ）	275円
特定衛星携帯電話2（イリジウム）	380円
インマルサットF型、インマルサットBGAN型又はインマルサットFB型（その通話の相手先が64kbit/sAudio/Speechモード以外の場合）	260円
インマルサットF型、インマルサットBGAN型又はインマルサットFB型（その通話の相手先が64kbit/sAudio/Speechモードの場合）	840円

2-4 相互接続点からの通話に係るもの

(1) (2)以外のもの

区分		料金額			
通話料		次の秒数までごとに 税抜額 10 円			
		昼間	夜間	土曜日・日 曜日・祝日	深夜・ 早朝
北海道地区	地域内・地域隣接県通話	20 秒	20 秒	20 秒	27.5 秒
	地域隣接県外通話	15 秒	17 秒	17 秒	25 秒
東北地区	地域内・地域隣接県通話	20 秒	20 秒	20 秒	30 秒
	地域隣接県外通話	15 秒	20 秒	20 秒	30 秒
北陸地区	地域内・地域隣接県通話	20 秒	20 秒	20 秒	30 秒
	地域隣接県外通話	15 秒	17 秒	17 秒	25 秒
関東地区	地域内・地域隣接県通話	20 秒	20 秒	20 秒	30.5 秒
	地域隣接県外通話	15 秒	17 秒	17 秒	25 秒
中部地区	地域内・地域隣接県通話	20 秒	20 秒	20 秒	30.5 秒
	地域隣接県外通話	15 秒	17 秒	17 秒	25 秒
関西地区	地域内・地域隣接県通話	20 秒	20 秒	20 秒	30 秒
	地域隣接県外通話	15 秒	17 秒	17 秒	25 秒
中国地区	地域内・地域隣接県通話	20 秒	20 秒	20 秒	27.5 秒
	地域隣接県外通話	15 秒	17 秒	17 秒	25 秒
四国地区	地域内・地域隣接県通話	20 秒	20 秒	20 秒	30 秒
	地域隣接県外通話	15 秒	17 秒	17 秒	25 秒
九州地区	地域内・地域隣接県通話	20 秒	20 秒	20 秒	30 秒
	地域隣接県外通話	15 秒	17 秒	17 秒	25 秒

(2) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する他網公衆電話の電話機から行った通話に係るもの

区分	料金額			
通話料	次の秒数までごとに 10 円			
	昼間	夜間	土曜日・日 曜日・祝日	深夜・ 早朝
地域内・地域隣接県通話	11.5 秒	14.5 秒	14.5 秒	20.5 秒
地域隣接県外通話	9.0 秒	14.5 秒	14.5 秒	18.5 秒

第3 パケット通信料

1 適用

パケット通信料の適用については、第79条（通話料及びパケット通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

パケット通信料の適用	
(1) パケット通信料の適用	<p>パケット通信料の適用は、以下のとおりとします。</p> <p>ア イからカ以外のもの</p> <p> (ア) (イ)以外のもの</p> <p> 1 料金月の課金対象パケットの総情報量について 128 バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。</p> <p> (イ) 特定携帯情報端末通信のもの</p> <p> 1 料金月の課金対象パケットの総情報量について 128 バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ a u. N E T機能に係るもの</p> <p> (ア) (イ)以外のもの</p> <p> 1 料金月の課金対象パケットの総情報量について 128 バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。</p> <p> (イ) 特定携帯情報端末通信のもの</p> <p> 1 料金月の課金対象パケットの総情報量について 128 バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。</p> <p>ウ E Z w e b機能に係るもの</p> <p> (ア) (イ)以外のもの</p> <p> 1 料金月の課金対象パケットの総情報量について 128 バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。</p> <p> (イ) E Z w e b電子メールに係るもの</p> <p> 1 料金月の課金対象パケットの総情報量について 128 バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。</p> <p>エ 第1種BREW. N E T機能及び第2種BREW. N E T機能に係るもの</p> <p> 1 料金月の課金対象パケットの総情報量について 128 バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。</p> <p>オ 削除</p> <p>カ I S N E T機能に係るもの</p> <p> 1 料金月の課金対象パケットの総情報量について 128 バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。</p>
(2) ローミングのパケット通	<p>ローミング（特定事業者のW I N約款に規定するa uサービス又はa uモジュールの提供を受けているものに限ります。）の契約者回線</p>

信料の適用	に係るパケット通信については、特定事業者の料金表に規定する料金額と同額を適用します。						
(3) 特定料金種別のパケット通信料の適用	<p>ア 特定料金種別を選択している契約者は、その契約者回線からのパケット通信に係る料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額のうち、その契約者回線に係る、控除可能額から通話料控除額を差し引いた額を上限とする額（以下「パケット通信料控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。</p> <p>ただし、特定パケット通信２段階定額制又は特定パケット通信定額制の適用を受けているときは、この限りではありません。</p> <p>イ パケット通信料の月間累計は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 当社は、特定料金種別の適用を受けているの契約者回線について、アの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「パケット通信料控除額」といいます。）がパケット通信料控除可能額に満たない場合は、第２（通話料）１（適用）（９）の２及び当社の電話サービス等契約約款に定める特定料金種別の特定携帯国際自動通話に係る通話料の取扱いを行います。</p>						
(3)の２ 削除	削除						
(3)の３ a u モジュールに係る基本使用料の料金種別によるパケット通信料の減額適用	<p>ア 第２種 a u モジュール又は第３種 a u モジュールに係る基本使用料の料金種別として、下表の左欄に規定するものを選択している a u モジュール契約者は、その契約者回線との間のパケット通信に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額のうち、同表の右欄に規定する料金額の支払いを要しません。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="478 1232 1452 1355"> <thead> <tr> <th data-bbox="483 1238 962 1276">基本使用料の料金種別</th> <th data-bbox="967 1238 1447 1276">支払いを要しない額</th> </tr> <tr> <td></td> <th data-bbox="967 1283 1447 1321">税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="483 1328 962 1355">PHOTO-Uプラン</td> <td data-bbox="967 1328 1447 1355">0円から372円までの部分</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ パケット通信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに料金月単位で行います。</p> <p>ウ 当社は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、その料金月における基本使用料の支払いを要する日数が１の料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、アに規定する支払いを要しない額を日割りします。</p> <p>エ ウの規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>	基本使用料の料金種別	支払いを要しない額		税抜額	PHOTO-Uプラン	0円から372円までの部分
基本使用料の料金種別	支払いを要しない額						
	税抜額						
PHOTO-Uプラン	0円から372円までの部分						
(3)の４ 定期前払 a u サービスの契約者回線に係るパケット通信料の減額適用	定期前払 a u 契約者は、その定期前払 a u サービスの契約者回線のパケット通信に係る料金（特定事業者が提供するローミングに関する料金を含みます。）の月間累計額のうち、5,000 課金対象パケットに相当する料金額の支払いを要しません。						
(3)の５ 繰越控除可能額に係	ア 契約者は、その契約者回線（a u デュアル又は U I M サービスに係るものに限ります。）との間のパケット通信に係る料金（特定						

<p>るパケット通信料の減額適用</p>	<p>事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((3)を適用した後の額とします。)のうち、その契約者回線に係る、前料金月からの繰越控除可能額から通話料繰越控除額を差し引いた額を上限とする額(以下「パケット通信料繰越控除可能額」といいます。)の支払いを要しません。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) 特定パケット通信2段階定額制又は特定パケット通信定額制適用を受けているとき。</p> <p>(イ) その契約者回線の基本使用料の料金種別がパケット定額プランであるとき。</p> <p>イ パケット通信料の月間累計は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 当社は、auデュアル又はUIMサービスの契約者回線について、アの規定により支払いを要しないこととされた料金額(以下「パケット通信料繰越控除額」といいます。)がパケット通信料繰越控除可能額に満たない場合は、第2(通話料)1(適用)(10)の3及び当社の電話サービス等契約約款に定める繰越控除可能額に係る特定携帯国際自動通話に係る通話料の取扱いを行います。</p>
<p>(3)の6 プランEシンプルな契約者回線に係るパケット通信料の適用I</p>	<p>auデュアル又はUIMサービスの契約者回線(基本使用料の料金種別がプランEシンプルなものに限ります。)の契約者は、2(料金額)の規定にかかわらず、その契約者回線との間のパケット通信(別表1(オプション機能)5欄に規定するEZweb電子メールに係るものに限ります。)に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。)の支払いを要しません。</p>
<p>(3)の7 プランEシンプルな契約者回線に係るパケット通信料の適用II</p>	<p>ア auデュアル又はUIMサービスの契約者回線(基本使用料の料金種別がプランEシンプルなものに限ります。)からのパケット通信(特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、別表1(オプション機能)5欄に規定するEZweb電子メールに係るもの及び通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。)について、(ア)及び(イ)に規定する額を合計した額を適用する取扱い(以下この欄において「本取扱い」といいます。)を行います。</p> <p>(ア) EZweb機能及び第2種BREW、NET機能に係るパケット通信について2(料金額)に規定する料金額により算定した額(次表に規定するEZweb機能等上限額(キの規定によりEZweb機能等上限額を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)以上となる場合、EZweb機能等上限額をその額とします。)に、ISNET機能に係るパケット通信並びに特定携帯情報端末通信について2(料金額)に規定する料金額により算定した額を合算した額(次表に規定するISNET機能等上限額(キの規定によりISNET機能等上限額を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)以上となる場合、ISNET</p>

機能等上限額をその額とします。)に、ネットワーク負荷制御機能を具備する端末設備を利用する場合であってその機能により制御を受けることとなるパケット通信（I S N E T機能に係るパケット通信及び特定携帯情報端末通信を除きます。以下「負荷制御通信」といいます。）について2（料金額）に規定する料金額により算定した額を合算した額（次表に規定するP C等接続通信上限額（キの規定によりP C等接続通信上限額を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）以上となる場合、P C等接続通信上限額をその額とします。）

1 契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額
E Z w e b機能等上限額	4,200 円
I S N E T機能等上限額	5,700 円
P C等接続通信上限額	9,900 円

(イ) E Z w e b機能、第2種B R E W. N E T機能及びI S N E T機能に係るパケット通信、特定携帯情報端末通信並びに負荷制御通信以外のパケット通信について、2（料金額）に規定する料金額により算定した額

イ パケット通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

ウ 本取扱いの適用の開始は、その契約者回線においてプランEシンプルの適用を開始した日からとします。

エ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。

(ア) a uサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

(イ) a u契約の解除があったとき。

(ウ) a uパケットへのa uサービスの種類の変更があったとき。

(エ) プランEシンプル以外への料金種別の変更があったとき。

オ エの規定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
1 a uサービスの利用の一時休止又はa u契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのパケット通信料について、本取扱いの適用の対象とします。
2 a uパケットへのa uサービスの種類の変更又はプランEシンプル以外への料金種別の変更があったとき。	そのa uサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのパケット通信料について、本取扱いの適用の対象とします。

備考 5 G契約若しくはL T E契約への契約移行又はa uパケットへのa uサービスの種類の変更を行うとともに本取扱いの適

	<p>用を廃止する場合、EZweb機能若しくはISNET機能に係るパケット通信又は特定携帯情報端末通信について、その契約移行を行った時点又はauサービスの種類を変更した時点まで本取扱いを適用するものとします。</p> <p>カ 本取扱いの適用を受ける契約者回線の契約者は、キに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、EZweb機能等上限額、ISNET機能等上限額又はPC等接続通信上限額の支払いを要しません。</p> <p>キ ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合又はエの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、EZweb機能等上限額、ISNET機能等上限額及びPC等接続通信上限額の日割りを行います。</p> <table border="1" data-bbox="475 734 1452 1032"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 734 719 779">区分</th> <th data-bbox="719 734 1452 779">起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 779 719 904">適用開始日</td> <td data-bbox="719 779 1452 904">その料金月の初日（その料金月において、ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合は、その適用を開始した日）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 904 719 1032">適用終了日</td> <td data-bbox="719 904 1452 1032">その料金月の末日（その料金月において、エの各号のいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合は、その適用を開始した日）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、エの各号のいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）
区分	起算日						
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合は、その適用を開始した日）						
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、エの各号のいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）						
(3)の8 削除	削除						
(3)の9 削除	削除						
(3)の10 カケホ（3Gケータイ・データ付）の契約者回線に係るパケット通信料の適用 I	<p>auデュアル又はUIMサービスの契約者回線（基本使用料の料金種別がカケホ（3Gケータイ・データ付）のものに限ります。）の契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線との間のパケット通信（次表に定めるものに限ります。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="475 1406 1452 1534"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 1406 1452 1451">支払いを要しないパケット通信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 1451 1452 1534">EZweb機能及び第2種BREW、NET機能に係るパケット通信</td> </tr> </tbody> </table>	支払いを要しないパケット通信	EZweb機能及び第2種BREW、NET機能に係るパケット通信				
支払いを要しないパケット通信							
EZweb機能及び第2種BREW、NET機能に係るパケット通信							

(3)の11 カケホ
 (3Gケータイ・データ付)の契約者回線に係るパケット通信料の適用 II

ア auデュアル又はUIMサービスの契約者回線(基本使用料の料金種別がカケホ(3Gケータイ・データ付)のものに限ります。)からのパケット通信(特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。)について、(ア)及び(イ)に規定する額を合計した額を適用する取扱い(以下この欄において「本取扱い」といいます。)を行います。

(ア) ISNET機能に係るパケット通信並びに特定携帯情報端末通信について2(料金額)に規定する料金額により算定した額を合算した額(次表に規定するISNET機能等上限額(キの規定によりISNET機能等上限額を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)以上となる場合、ISNET機能等上限額をその額とします。)に、負荷制御通信について2(料金額)に規定する料金額により算定した額を合算した額(次表に規定するPC等接続通信上限額(キの規定によりPC等接続通信上限額を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)以上となる場合、PC等接続通信上限額をその額とします。)

1 契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額
ISNET機能等上限額	2,200円
PC等接続通信上限額	6,400円

(イ) EZweb機能、第2種BREW.NET機能及びISNET機能に係るパケット通信、特定携帯情報端末通信並びに負荷制御通信以外のパケット通信について、2(料金額)に規定する料金額により算定した額

イ パケット通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

ウ 本取扱いの適用の開始は、その契約者回線においてカケホ(3Gケータイ・データ付)の適用を開始した日からとします。

エ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。

(ア) auサービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。)

(イ) au契約の解除があったとき。

(ウ) auパケットへのauサービスの種類の変更があったとき。

(エ) カケホ(3Gケータイ・データ付)以外への料金種別の変更があったとき。

オ エの規定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
1 auサービスの利用の一時休止又はau契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのパケット通信料について、本取扱いの適用の対象とし

		ます。
	2 a u パケットへの a u サービスの種類の変更又はカケホ(3 G ケータイ・データ付)以外への料金種別の変更があったとき。	その a u サービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのパケット通信料について、本取扱いの適用の対象とします。
	備考 5 G 契約若しくは L T E 契約への契約移行又は a u パケットへの a u サービスの種類の変更を行うとともに本取扱いの適用を廃止する場合、E Z w e b 機能若しくは I S N E T 機能に係るパケット通信又は特定携帯情報端末通信について、その契約移行を行った時点又は a u サービスの種類を変更した時点まで本取扱いを適用するものとします。	
	カ 本取扱いの適用を受ける契約者回線の契約者は、キに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は 1 の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、I S N E T 機能等上限額又は P C 等接続通信上限額の支払いを要します。	
	キ ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合又はエの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、I S N E T 機能等上限額及び P C 等接続通信上限額の日割りを行います。	
	区分	起算日
	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合は、その適用を開始した日)
	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、エの各号のいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日)
(3)の 12 W I N シングル定額の契約者回線に係るパケット通信料の適用	ア 第 1 種 a u パケットの契約者回線(基本使用料の料金種別が次表の左欄に規定するものに限り、)に係るパケット通信料については、その契約者回線との間のパケット通信に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額が、次表の上限定額料(イの規定により上限定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)を超える場合、2(料金額)の規定にかかわらず、上限定額料の料金額を適用します。 1 契約ごとに月額	
	基本使用料の料金種別	上限定額料 税抜額
	W I N シングル定額シンプル	3,600 円
	イ 基本使用料の料金種別としてアに定める料金種別が選択された場合若しくは基本使用料の料金種別の変更(アに定める料金種別とそれ以外の料金種別の間)のものに限り、以下このイにおい	

	<p>て同じとします。)があった場合、a uサービスの一時休止があった場合又はa u契約の解除があった場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとにアに規定する上限額料の日割りを行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td> <td>その料金月の初日（その料金月において、基本使用料の料金種別としてアに定める料金種別が選択された場合は、その適用を開始した日）</td> </tr> <tr> <td>適用終了日</td> <td>その料金月の末日（その料金月において、基本使用料の料金種別の変更があった場合、a uサービスの一時休止があった場合又はa u契約の解除があった場合は、その事由が生じた日の前日）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、基本使用料の料金種別としてアに定める料金種別が選択された場合は、その適用を開始した日）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、基本使用料の料金種別の変更があった場合、a uサービスの一時休止があった場合又はa u契約の解除があった場合は、その事由が生じた日の前日）		
区分	起算日								
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、基本使用料の料金種別としてアに定める料金種別が選択された場合は、その適用を開始した日）								
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、基本使用料の料金種別の変更があった場合、a uサービスの一時休止があった場合又はa u契約の解除があった場合は、その事由が生じた日の前日）								
(3)の12 削除	削除								
(3)の14 WIN シングルフラットWiMAXシンプルな契約者回線に係るパケット通信料の適用	第2種a uパケットの契約者回線（基本使用料の料金種別がWIN シングルフラットWiMAXシンプルなものに限り。）の契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線との間のパケット通信に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。								
(3)の15 WIN モジュール定額の契約者回線に係るパケット通信料の適用	<p>ア 第2種a uモジュールの契約者回線（基本使用料の料金種別がWINモジュール定額のものに限り。）に係るパケット通信料については、その契約者回線との間のパケット通信に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額が、次表の上限額料（イの規定により上限額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を超える場合、2（料金額）の規定にかかわらず、上限額料の料金額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上限額料</td> <td>税抜額 3,600 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 第1（基本使用料等）1（適用）(3)の2の規定に基づき、その基本使用料の料金種別としてWINモジュール定額が選択された場合若しくはWINモジュール定額以外への料金種別の変更があった場合、a uモジュールの一時休止があった場合又はa uモジュール契約の解除があった場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する上限額料の日割りを行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td> <td>その料金月の初日（その料金月において、第1（基本使用料等）1（適用）(3)の2の規定により基本使用料の料金種別としてWINモジュール定額が選択された場合は、その適用</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額	上限額料	税抜額 3,600 円	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、第1（基本使用料等）1（適用）(3)の2の規定により基本使用料の料金種別としてWINモジュール定額が選択された場合は、その適用
区分	料金額								
上限額料	税抜額 3,600 円								
区分	起算日								
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、第1（基本使用料等）1（適用）(3)の2の規定により基本使用料の料金種別としてWINモジュール定額が選択された場合は、その適用								

		を開始した日)									
	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第1（基本使用料等）1（適用）（3）の2の規定の規定により基本使用料の料金種別についてWINモジュール定額以外への料金種別の変更があった場合、auモジュールの一時休止があった場合又はauモジュール契約の解除があった場合は、その事由が生じた日の前日）									
(3)の16 PHOTO-Uプランの契約者回線に係るパケット通信料の適用	<p>ア 第3種auモジュールの契約者回線（基本使用料の料金種別がPHOTO-Uプランのものに限ります。）に係るパケット通信料については、その契約者回線との間のパケット通信（当社が別に定める接続先との間のものに限ります。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（（3）の3の適用による場合は、適用した後の額とします。）が、次表の上限定額料（イの規定により上限定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を超える場合、2（料金額）の規定にかかわらず、上限定額料の料金額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">上限定額料</td> <td style="text-align: center;">税抜額 371 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 第1（基本使用料等）1（適用）（3）の2の規定に基づき、その基本使用料の料金種別としてPHOTO-Uプランが選択された場合又はau契約の解除があった場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する上限定額料の日割りを行います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td> <td>その料金月の初日（その料金月において、第1（基本使用料等）1（適用）（3）の2の規定により基本使用料の料金種別としてPHOTO-Uプランが選択された場合は、その適用を開始した日）</td> </tr> <tr> <td>適用終了日</td> <td>その料金月の末日（その料金月において、au契約の解除があった場合は、その解除があった日の前日）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額	上限定額料	税抜額 371 円	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、第1（基本使用料等）1（適用）（3）の2の規定により基本使用料の料金種別としてPHOTO-Uプランが選択された場合は、その適用を開始した日）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、au契約の解除があった場合は、その解除があった日の前日）
区分	料金額										
上限定額料	税抜額 371 円										
区分	起算日										
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、第1（基本使用料等）1（適用）（3）の2の規定により基本使用料の料金種別としてPHOTO-Uプランが選択された場合は、その適用を開始した日）										
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、au契約の解除があった場合は、その解除があった日の前日）										
(3)の17 削除	削除										
(3)の18 あんしんGPSプランの契約者回線に係るパケット通信料の適用	第3種auモジュールの契約者回線（基本使用料の料金種別があんしんGPSプランのものに限ります。）の契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線との間のパケット通信（当社が別に定める接続先との間のものに限ります。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。										
(3)の19 PHOTO-Uプランの契約者回線に係るパケット通信料の適用	第3種auモジュールの契約者回線（基本使用料の料金種別がPHOTO-Uプランのものに限ります。）の契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線との間のパケット通信（当社が別に定める接続先との間のものに限ります。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。										

<p>ＴＯ－Ｕ　Ｔ Ｖプランの契 約者回線に係 るパケット通 信料の適用</p>	<p>ＯＴＯ－Ｕ　ＴＶプランのものに限ります。)の契約者は、２(料金額)の規定にかかわらず、その契約者回線との間のパケット通信(当社が別に定める接続先との間のものに限ります。)に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。)の支払いを要しません。</p>																		
<p>(４) 定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅰ (Packet One ミドルパック、Packet One スーパーパック)</p>	<p>ア 定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅰ(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、契約者の選択により、次表に規定する定額料を支払った場合に、２(料金額)の規定により算定したパケット通信(通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額に代えて、その月間累計額から同表に規定する割引可能額(シ及びスの規定により日割りした場合はその額)を控除して得た額(月間累計額が割引可能額に満たない場合は、０円とします。)に、同表に規定する超過分係数を乗じて得た額を料金額として適用することをいいます。</p> <p>この場合、本割引には同表の２種類があり、あらかじめいずれか１つを選択していただきます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="475 981 1463 1193"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>定額料</th> <th>割引可能額</th> <th>超過分係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ミドルパック</td> <td>税抜額 2,400円</td> <td>税抜額 10,000円</td> <td>0.30</td> </tr> <tr> <td>スーパーパック</td> <td>税抜額 8,500円</td> <td>税抜額 45,000円</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 本割引は、第１種 a u モジュールの契約者回線であって、次に該当しないもの限り、選択することができます。</p> <p>(ア) 第１種定期 a u モジュール契約に係るもの (イ) (6)の適用を受けているもの</p> <p>ウ 本割引の申込み(本割引の種類の変更の申込みを含みます。)は、包括回線グループを単位として行っていただきます。</p> <p>エ 当社は、本割引の適用を受けている包括回線グループに追加された契約者回線については、その追加の請求を本割引の申込みとみなして取り扱います。</p> <p>オ パケット通信料の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>カ 本割引の適用の開始は、その申込日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</p> <table border="1" data-bbox="475 1771 1463 2016"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>本割引の適用の開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 本割引の申込みが、その契約者回線に係る a u モジュール契約の申込みと同時に行われたとき。</td> <td>その a u モジュールの提供を開始した日</td> </tr> <tr> <td>2 1 以外の場合であって、そ</td> <td>本割引の申込日を含む料金月の</td> </tr> </tbody> </table>	種類	定額料	割引可能額	超過分係数	ミドルパック	税抜額 2,400円	税抜額 10,000円	0.30	スーパーパック	税抜額 8,500円	税抜額 45,000円	0.20	区分	本割引の適用の開始	1 本割引の申込みが、その契約者回線に係る a u モジュール契約の申込みと同時に行われたとき。	その a u モジュールの提供を開始した日	2 1 以外の場合であって、そ	本割引の申込日を含む料金月の
種類	定額料	割引可能額	超過分係数																
ミドルパック	税抜額 2,400円	税抜額 10,000円	0.30																
スーパーパック	税抜額 8,500円	税抜額 45,000円	0.20																
区分	本割引の適用の開始																		
1 本割引の申込みが、その契約者回線に係る a u モジュール契約の申込みと同時に行われたとき。	その a u モジュールの提供を開始した日																		
2 1 以外の場合であって、そ	本割引の申込日を含む料金月の																		

<p>の申込日を含む料金月から本割引の適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないとき。</p>	<p>初日（その料金月において、本割引の申込日以前に a u モジュールの提供を開始した場合は、その開始日）</p>						
<p>キ 契約者が、本割引を選択している場合であって、その種類を変更するときは、その変更の申込日を含む料金月の翌料金月以降のポケット通信料について、変更後の種類を適用します。</p> <p>ク 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。</p> <p>（ア） その包括回線グループを単位とする廃止の申出があったとき。</p> <p>（イ） a u モジュール契約の解除があったとき。</p> <p>ケ クの規定により、本割引の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の 1 欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、2 欄又は 3 欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ 2 欄又は 3 欄の規定によるものとします。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 902 965 945">区分</th> <th data-bbox="970 902 1460 945">本割引の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 952 965 1108">1 2 以外により本割引の適用を廃止したとき。</td> <td data-bbox="970 952 1460 1108">その廃止日を含む料金月の末日までのポケット通信料について、本割引の適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1115 965 1236">2 a u モジュール契約の解除があったとき。</td> <td data-bbox="970 1115 1460 1236">その契約解除日までのポケット通信料について、本割引の適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table>		区分	本割引の適用	1 2 以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのポケット通信料について、本割引の適用の対象とします。	2 a u モジュール契約の解除があったとき。	その契約解除日までのポケット通信料について、本割引の適用の対象とします。
区分	本割引の適用						
1 2 以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのポケット通信料について、本割引の適用の対象とします。						
2 a u モジュール契約の解除があったとき。	その契約解除日までのポケット通信料について、本割引の適用の対象とします。						
<p>コ 本割引を選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は 1 の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p> <p>サ カの表の規定により本割引の適用を開始した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 1489 721 1532">区分</th> <th data-bbox="726 1489 1460 1532">起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 1538 721 1653">適用開始日</td> <td data-bbox="726 1538 1460 1653">その料金月の初日（その料金月において、カの表の規定により本割引の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1659 721 1697">適用終了日</td> <td data-bbox="726 1659 1460 1697">その料金月の末日</td> </tr> </tbody> </table>		区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、カの表の規定により本割引の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）	適用終了日	その料金月の末日
区分	起算日						
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、カの表の規定により本割引の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）						
適用終了日	その料金月の末日						
<p>シ サの規定により定額料を日割りする場合は、その日数に応じて、アに定める割引可能額を日割りします。</p> <p>ス シの場合において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。</p> <p>セ 契約者の責めによらない理由により、1 料金月の全ての日にわたって、a u モジュールを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたとき</p>							

	<p>きは、その契約者は、定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p>																
(5) 削除	削除																
(6) 定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅱの適用（パケット割）	<p>ア 定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅱ（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、(ア)に規定する定額料を支払った場合に、その契約者回線との間のパケット通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、2（料金額）の規定に代えて、(イ)に規定する適用額により算定した額から、(ア)に規定する割引可能額（サ及びシの規定により割引可能額を日割りした場合はその額）を控除して得た額（適用額により算定した額が割引可能額に満たない場合は、0円とします。）を適用することをいいます。</p> <p>(ア) 定額料及び割引可能額</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料</td> <td>税抜額 1,000 円</td> </tr> <tr> <td>割引可能額</td> <td>税抜額 1,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 適用額</p> <p style="text-align: right;">1 課金対象パケットごとに</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>税抜額 0.1 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 本割引は、第1種 a u モジュールの契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。</p> <p>(ア) 第1種定期 a u モジュール契約に係るもの。</p> <p>(イ) (4)の適用を受けているもの</p> <p>ウ 本割引の申込みは、包括回線グループを単位として行っていただきます。</p> <p>エ 当社は、本割引の適用を受けている包括回線グループに追加された契約者回線については、その追加の請求を本割引の申込みとみなして取り扱います。</p> <p>オ パケット通信料の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>カ 本割引の適用の開始は、その申込日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>本割引の適用の開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 本割引の申込みが、その契約者回線に係る a u モジュール契約の申込みと同時に行われたとき。</td> <td>その a u モジュールの提供を開始した日</td> </tr> <tr> <td>2 1 以外の場合であって、その申込日を含む料金月から本</td> <td>本割引の申込日を含む料金月の初日（その料金月において、本</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額	定額料	税抜額 1,000 円	割引可能額	税抜額 1,000 円	区分	料金額	適用額	税抜額 0.1 円	区分	本割引の適用の開始	1 本割引の申込みが、その契約者回線に係る a u モジュール契約の申込みと同時に行われたとき。	その a u モジュールの提供を開始した日	2 1 以外の場合であって、その申込日を含む料金月から本	本割引の申込日を含む料金月の初日（その料金月において、本
区分	料金額																
定額料	税抜額 1,000 円																
割引可能額	税抜額 1,000 円																
区分	料金額																
適用額	税抜額 0.1 円																
区分	本割引の適用の開始																
1 本割引の申込みが、その契約者回線に係る a u モジュール契約の申込みと同時に行われたとき。	その a u モジュールの提供を開始した日																
2 1 以外の場合であって、その申込日を含む料金月から本	本割引の申込日を含む料金月の初日（その料金月において、本																

	<p>割引の適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないとき。</p> <p>割引の申込日以前にauモジュールの提供を開始した場合は、その開始日)</p>						
	<p>キ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) その包括回線グループを単位とする廃止の申出があったとき。</p> <p>(イ) auモジュール契約の解除があったとき。</p> <p>ク キの規定により、本割引の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、2欄又は3欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄又は3欄の規定によるものとします。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 741 963 779">区分</th> <th data-bbox="963 741 1453 779">本割引の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 779 963 943">1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。</td> <td data-bbox="963 779 1453 943">その廃止日を含む料金月の末日までのパケット通信料について、本割引の適用の対象としません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 943 963 1064">2 auモジュール契約の解除があったとき。</td> <td data-bbox="963 943 1453 1064">その契約解除日までのパケット通信料について、本割引の適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	本割引の適用	1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのパケット通信料について、本割引の適用の対象としません。	2 auモジュール契約の解除があったとき。	その契約解除日までのパケット通信料について、本割引の適用の対象とします。
区分	本割引の適用						
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのパケット通信料について、本割引の適用の対象としません。						
2 auモジュール契約の解除があったとき。	その契約解除日までのパケット通信料について、本割引の適用の対象とします。						
	<p>ケ 本割引を選択した契約者は、コに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p> <p>コ カの表の規定により本割引の適用を開始した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 1323 719 1361">区分</th> <th data-bbox="719 1323 1453 1361">起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 1361 719 1489">適用開始日</td> <td data-bbox="719 1361 1453 1489">その料金月の初日（その料金月において、カの表の規定により本割引の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1489 719 1527">適用終了日</td> <td data-bbox="719 1489 1453 1527">その料金月の末日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、カの表の規定により本割引の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）	適用終了日	その料金月の末日
区分	起算日						
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、カの表の規定により本割引の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）						
適用終了日	その料金月の末日						
	<p>サ コの規定により定額料を日割りする場合は、その日数に応じてアに定める割引可能額を日割りします。</p> <p>シ サの場合において、その計算結果に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。</p> <p>ス 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、auモジュールを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p>						
(7) 削除	削除						

(8) 特定の PACKET 通信への
2 段階定額制
の適用
(ダブル定額
スーパーライ
ト)

ア 当社は、au 契約者からの申込みにより、その au サービス (au デュアル又は UIM サービスに限ります。)の契約者回線との間の PACKET 通信 (特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。)について、(ア)及び(イ)に規定する額を合計した額 (その合計した額が次表に規定する最小定額料に満たない場合は最小定額料 (この規定により最小定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。))とします。)を適用する取扱い (以下「特定 PACKET 通信 2 段階定額制」といいます。)を行います。

1 契約ごとに月額

種類	最小定額料
	税抜額
ダブル定額スーパーライト	372 円

(ア) EZweb 機能及び第 2 種 BREW. NET 機能に係る PACKET 通信について 2 (料金額) の規定に代えて①の表に規定する適用額により算定した額 (②に規定する EZweb 機能等最大定額料 (この規定により EZweb 機能等最大定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。))以上となる場合、EZweb 機能等最大定額料をその額とします。)に、ISNET 機能に係る PACKET 通信並びに特定携帯情報端末通信について 2 (料金額) の規定に代えて①の表に規定する適用額により算定した額を合算した額 (②に規定する ISNET 機能等最大定額料 (この規定により ISNET 機能等最大定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。))以上となる場合、ISNET 機能等最大定額料をその額とします。)に、負荷制御通信について 2 (料金額) の規定に代えて①の表に規定する適用額により算定した額を合算した額 (②に規定する PC 等接続通信最大定額料 (この規定により PC 等接続通信最大定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。))以上となる場合、PC 等接続通信最大定額料をその額とします。)

① 適用額

1 課金対象 PACKET ごとに

種類	適用額
	税抜額
ダブル定額スーパーライト	0.1 円

② 最大定額料

1 契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額
EZweb 機能等最大定額料	4,200 円
ISNET 機能等最大定額料	5,700 円
PC 等接続通信最大定額料	9,900 円

(イ) EZweb 機能、第 2 種 BREW. NET 機能及び IS

NET機能に係るパケット通信、特定携帯情報端末通信並びに負荷制御通信以外のパケット通信について、2（料金額）の規定に代えて、次表に規定する適用額により算定した額

1 課金対象パケットごとに

種類	適用額
	税抜額
ダブル定額スーパーライト	0.1円

イ 特定パケット通信2段階定額制は、auデュアル又はUIMサービスの契約者回線であって、次に該当しないものに限り選択することができます。

(ア) 基本使用料の料金種別がパケット定額プランのもの。

(イ) 特定パケット通信定額制の適用を受けているもの。

ウ 当社は、特定パケット通信2段階定額制の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。

エ パケット通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定パケット通信2段階定額制の適用の開始は、その申込日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定パケット通信2段階定額制の適用の開始
1 特定パケット通信2段階定額制の申込みが、その契約者回線に係るau契約の申込みと同時にされた場合。	そのauサービスの提供を開始した日
2 特定パケット通信2段階定額制の申込みが、その契約者回線に係るauサービスの再利用の請求と同時にされた場合。	そのauサービスの再利用を開始した日
3 特定パケット通信2段階定額制の申込みが、auデュアル又はUIMサービスへのauサービスの種類の変更に係る請求と同時にされた場合。	その変更後のauサービスの提供を開始した日
4 特定パケット通信2段階定額制の申込みが、基本使用料の料金種別の変更（パケット定額プランからの変更に限ります。）に係る請求と同時に行われた場合。	パケット定額プランからの料金種別の変更があった日
5 1から4以外の場合であって、その申込日を含む料金月	特定パケット通信2段階定額制の申込日を含む料金月の初日

	<p>から特定パケット通信 2 段階定額制の適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないとき。</p>	<p>(その料金月において、特定パケット通信 2 段階定額制の申込日以前に a u サービスの提供若しくは再利用を開始した場合又は a u デュアル若しくは U I M サービスへの a u サービスの種類の変更若しくはパケット定額プランからの料金種別の変更を行った場合は、その開始日又は変更日のうち、特定パケット通信 2 段階定額制の申込日から直近の日)</p>				
	<p>備考 5 G 契約若しくは L T E 契約からの契約移行を行った日又は a u デュアル若しくは U I M サービスへの a u サービスの種類の変更を行った日から特定パケット通信 2 段階定額制の適用を開始する場合は、E Z w e b 機能若しくは I S N E T 機能に係るパケット通信又は特定携帯情報端末通信について、その契約移行を行った時点又は a u サービスの種類を変更した時点から特定パケット通信 2 段階定額制の適用を開始するものとします。</p> <p>カ 削除</p> <p>キ 当社は、特定パケット通信 2 段階定額制の適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、特定パケット通信 2 段階定額制の適用を廃止します。</p> <p>(ア) その契約者から特定パケット通信 2 段階定額制の適用を廃止する申出があったとき。</p> <p>(イ) a u サービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます)。</p> <p>(ウ) a u 契約の解除があったとき。</p> <p>(エ) a u パケットへの a u サービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(オ) パケット定額プランへの料金種別の変更があったとき。</p> <p>(カ) 特定パケット通信定額制の適用の申込みがあったとき。</p> <p>(キ) ウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</p> <p>ク キの規定により、特定パケット通信 2 段階定額制の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の 1 欄の左欄の規定により特定パケット通信 2 段階定額制の適用を廃止した後、2 欄又は 3 欄の左欄に該当する場合は、それぞれ 2 欄又は 3 欄の規定によるものとします。</p>					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 1816 959 1899">区分</th> <th data-bbox="959 1816 1455 1899">特定パケット通信 2 段階定額制の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 1899 959 2018">1 2 又は 3 以外により特定パケット通信 2 段階定額制の適用を廃止したとき。</td> <td data-bbox="959 1899 1455 2018">その廃止日を含む料金月の末日までのパケット通信料について、特定パケット通信 2 段階定</td> </tr> </tbody> </table>	区分	特定パケット通信 2 段階定額制の適用	1 2 又は 3 以外により特定パケット通信 2 段階定額制の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのパケット通信料について、特定パケット通信 2 段階定	
区分	特定パケット通信 2 段階定額制の適用					
1 2 又は 3 以外により特定パケット通信 2 段階定額制の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのパケット通信料について、特定パケット通信 2 段階定					

		額制の適用の対象とします。
2	a uサービスの利用の一時休止又はa u契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのパケット通信料について、特定パケット通信2段階定額制の適用の対象とします。
3	a uパケットへのa uサービスの種類の変更又はパケット定額プランへの料金種別の変更があったとき。	そのa uサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのパケット通信料について、特定パケット通信2段階定額制の適用の対象とします。
備考 LTE契約への契約移行又はa uパケットへのa uサービスの種類の変更を行うとともに特定パケット通信2段階定額制の適用を廃止する場合、E Z w e b機能若しくはI S N E T機能に係るパケット通信又は特定携帯情報端末通信については、アの(ア)の表に規定する適用額を、その契約移行又はa uサービスの種類を変更した時点まで適用するものとします。		
<p>ケ 特定パケット通信2段階定額制を選択した契約者は、コに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する最小定額料、E Z w e b機能等最大定額料、I S N E T機能等最大定額料又はP C等接続通信最大定額料の支払いを要します。</p> <p>コ オの表の規定により特定パケット通信2段階定額制の適用を開始した場合又はキの(ウ)(LTE契約への契約移行に係るものに限ります。)、(エ)若しくは(オ)の規定により特定パケット通信2段階定額制の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する最小定額料、E Z w e b機能等最大定額料、I S N E T機能等最大定額料及びP C等接続通信最大定額料の日割りを行います。</p>		
区分		起算日
適用開始日		その料金月の初日(その料金月において、オの表の規定により特定パケット通信2段階定額制の適用を開始した場合は、その適用を開始した日)
適用終了日		その料金月の末日(その料金月において、キの(ウ)(5G契約又はLTE契約への契約移行に係るものに限ります。)、(エ)又は(オ)の規定により特定パケット通信2段階定額制を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日)
<p>サ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、a uサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、その契約者は、最小定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料</p>		

	金が既に支払われているときは、その料金を返還します。															
(8)の2 特定の パケット通信 への定額制の 適用 (I S フラッ ト)	<p>ア 当社は、a u 契約者からの申込みにより、次表に規定する定額料の支払いがあった場合に、その a u サービス (a u デュアル又は U I M サービスに限り) の契約者回線との間のパケット通信 (特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。) について、(ア) 及び (イ) に規定する額を合計した額を適用する取扱い (以下「特定パケット通信定額制」といいます。) を行います。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <td>定額料</td> <td>税抜額 5, 200 円</td> </tr> </table> <p>(ア) 負荷制御通信について 2 (料金額) に規定する料金額に代えて①の表に規定する適用額により算定した額を合算した額 (②の表に規定する P C 等接続通信上限額 (ケの規定により P C 等接続通信上限額を日割りした場合はその額とします。) 以上となる場合、 P C 等接続通信上限額をその額とします。)</p> <p>① 適用額</p> <p style="text-align: right;">1 課金対象パケットごとに</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>税抜額 0. 025 円</td> </tr> </table> <p>② 上限額</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="2" style="width: 60%;">区分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額</th> </tr> <tr> <td>P C 等接続通信上限額</td> <td style="text-align: right;">4, 700 円</td> </tr> </table> <p>(イ) E Z w e b 機能、第 2 種 B R E W. N E T 機能若しくは I S N E T 機能に係るパケット通信、特定携帯情報端末通信又は負荷制御通信以外のパケット通信について、2 (料金額) に規定する料金額に代えて、(ア) の②の表に規定する適用額により算定した額</p> <p>イ 特定パケット通信定額制は、a u デュアル又は U I M サービスの契約者回線であって、次に該当しないものに限り選択することができます。</p> <p>(ア) 基本使用料の料金種別がパケット定額プランのもの。</p> <p>(イ) 特定パケット通信 2 段階定額制の適用を受けているもの。</p> <p>ウ 当社は、特定パケット通信定額制の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。</p> <p>エ パケット通信料の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>オ 特定パケット通信定額制の適用の開始は、その申込日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th>特定パケット通信定額制の適用</th> </tr> </table>	区分	料金額	定額料	税抜額 5, 200 円	区分	料金額	適用額	税抜額 0. 025 円	区分	料金額	税抜額	P C 等接続通信上限額	4, 700 円	区分	特定パケット通信定額制の適用
区分	料金額															
定額料	税抜額 5, 200 円															
区分	料金額															
適用額	税抜額 0. 025 円															
区分	料金額															
	税抜額															
P C 等接続通信上限額	4, 700 円															
区分	特定パケット通信定額制の適用															

	の開始
1 特定パケット通信定額制の申込みが、その契約者回線に係る a u 契約の申込みと同時に行われた場合。	その a u サービスの提供を開始した日
2 特定パケット通信定額制の申込みが、その契約者回線に係る a u サービスの再利用の請求と同時に行われた場合。	その a u サービスの再利用を開始した日
3 特定パケット通信定額制の申込みが、a u デュアル又は U I M サービスへの a u サービスの種類の変更に係る請求と同時に行われた場合。	その変更後の a u サービスの提供を開始した日
4 特定パケット通信定額制の申込みが、基本使用料の料金種別の変更（パケット定額プランからの変更に限ります。）に係る請求と同時に行われた場合。	パケット定額プランからの料金種別の変更があった日
5 1 から 4 以外の場合であって、その申込日を含む料金月から特定パケット通信定額制の適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないとき。	特定パケット通信定額制の申込日を含む料金月の初日（その料金月において、特定パケット通信定額制の申込日以前に a u サービスの提供若しくは再利用を開始した場合又は a u デュアル若しくは U I M サービスへの a u サービスの種類の変更若しくはパケット定額プランからの料金種別の変更を行った場合は、その開始日又は変更日のうち、特定パケット通信定額制の申込日から直近の日）
備考 5 G 契約若しくは L T E 契約からの契約移行を行った日又は a u デュアル若しくは U I M サービスへの a u サービスの種類の変更を行った日から特定パケット通信定額制の適用を開始する場合は、E Z w e b 機能若しくは I S N E T 機能に係るパケット通信又は特定携帯情報端末通信について、その契約移行を行った時点又は a u サービスの種類を変更した時点から特定パケット通信定額制の適用を開始するものとします。	
<p>カ 当社は、特定パケット通信定額制の適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、特定パケット通信定額制の適用を廃止します。</p> <p>(ア) その契約者から特定パケット通信定額制の適用を廃止する申出があったとき。</p>	

- (イ) a uサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。
- (ウ) a u契約の解除があったとき。
- (エ) a uパッケージへのa uサービスの種類の変更があったとき。
- (オ) パケット定額プランへの料金種別の変更があったとき。
- (カ) 特定パケット通信2段階定額制の適用の申込みがあったとき。
- (キ) ウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

キ カの規定により、特定パケット通信定額制の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定パケット通信定額制の適用を廃止した後、2欄又は3欄の左欄に該当する場合は、それぞれ2欄又は3欄の規定によるものとします。

区分	特定パケット通信定額制の適用
1 2又は3以外により特定パケット通信定額制の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのパケット通信料について、特定パケット通信定額制の適用の対象とします。
2 a uサービスの利用の一時休止又はa u契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのパケット通信料について、特定パケット通信定額制の適用の対象とします。
3 a uパッケージへのa uサービスの種類の変更又はパケット定額プランへの料金種別の変更があったとき。	そのa uサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのパケット通信料について、特定パケット通信定額制の適用の対象とします。

備考 LTE契約への契約移行又はa uパッケージへのa uサービスの種類の変更を行うとともに特定パケット通信定額制の適用を廃止する場合、E Z w e b機能若しくはI S N E T機能に係るパケット通信又は特定携帯情報端末通信については、アの(ア)の表に規定する適用額を、その契約移行又はa uサービスの種類を変更した時点まで適用するものとします。

ク 特定パケット通信定額制を選択した契約者は、ケに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料又はP C等接続通信上限額の支払いを要します。

ケ オの表の規定により特定パケット通信定額制の適用を開始した場合又はカの(ウ)（LTE契約への契約移行に係るものに限ります。）、(エ)若しくは(オ)の規定により特定パケット通信定額制の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料及びP C等接続通信上限額の日割りを行います。

	区分	起算日
	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、オの表の規定により特定パケット通信２段階定額制の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）
	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、カの（ウ）（５G契約又はLTE契約への契約移行に係るものに限ります。）、（エ）又は（オ）の規定により特定パケット通信定額制を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）
	<p>コ 契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、auサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p>	
(9) 複数回線の利用を条件とする定期前払auサービスに関する基本使用料の減額適用を受けている契約者回線のパケット通信料の取扱い	<p>ア 当社は、複数回線の利用を条件とする定期前払auサービスに関する基本使用料の減額適用を受けている契約者回線に係るパケット通信であって、定期前払au契約の基本使用料課金対象期間に利用のあったものについて、２－４に定める料金額に代え、下表に定める料金額を適用します。</p>	
	料金額	
	１課金対象パケットごとに税抜額 0.15 円	
	<p>イ 当社は、定期前払au契約の基本使用料免除期間に行われた定期前払auサービスの契約者回線に係るパケット通信について、定期前払au契約者から複数回線の利用を条件とする定期前払auサービスに係る基本使用料の減額適用の申出をうけ、当社がこれを承諾した場合、アに準じて取り扱うものとします。</p> <p>ウ ア及びイの規定にかかわらず、第１表（au（WIN）通信サービスに関する料金）第１（基本使用料等）１（適用）（10）の２のキの各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、当社は、その事由が生じた日を含む料金月の翌料金月の初日以降に行われたパケット通信について、２－４に定める料金額を適用するものとします。</p>	
(10) 契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている契約者回線に係るパケット通信料の月極割引の適用（まるごとビジネス割引）	<p>ア 契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている契約者回線に係るパケット通信料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、第１（基本使用料等）１（適用）（10）の６に規定する割引選択回線群を構成するその契約者回線（第３種auモジュールに係るもの又は基本使用料の料金種別がプランEシンプル、プランZシンプル、カケホ（３Gケータイ・データ付）、カケホ（３Gケータイ）、WINシングル定額シンプル若しくはWINシングルフラットWiMAXシンプルのものを除きます。）との間のパケット通信（特定パケット通信２段階定額制又は特定パケット通信定額制の適用を受けたもの及び通信の料金を</p>	

その通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((3)、(3)の3又は(3)の5の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、その月間累計額に次表に定める割引率を乗じて得た額(以下この欄において「本割引に係るパケット通信料割引額」といいます。)の割引を行うことをいいます。

区分	割引率
(ア) (イ)以外のもの	契約者を単位とする金額指定割引に係る割引額の算定に用いたその契約者回線に係る割引率(第1(基本使用料等)1(適用)(10)の6のアのウの①に定めるものに限ります。)
(イ) 基本使用料の料金種別がオフィスケータイプランのもの	20%

イ その割引選択回線群を構成する契約者回線に関するその料金月における月間利用額が、契約者からあらかじめ申出のあった指定金額に満たない場合の取扱いについては、第1(基本使用料等)1(適用)(10)の6のクに定めるところによります。

ウ 割引選択回線群構成日を含む料金月から起算して、第1(基本使用料等)1(適用)(10)の6の規定によりあらかじめ申出のあった指定期間が経過することとなる日が到来する前に、割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について本割引の適用が廃止された場合の取扱いについては、第1(基本使用料等)1(適用)(10)の6のヌに定めるところによります。

エ 上記のほか、本割引に係るパケット通信料割引額の計算等、本割引の適用については、第1(基本使用料等)1(適用)(10)の6の規定に準じて取り扱います。)

(11) 第2種定期 a u 契約に係るパケット通信料の割引の適用
(法人通話・パケット割

ア 第2種定期 a u 契約に係るパケット通信料の割引の適用(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、第2(通話料)1(適用)(28)に規定する定額対象回線群を構成する契約者回線との間のパケット通信(通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((3)、(3)の5又は(12)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)に 0.20 を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(ア) 特定パケット通信2段階定額制又は特定パケット通信定額制の適用を受けているとき。

	<p>(イ) その契約者回線の基本使用料の料金種別がパケット定額プランであるとき。</p> <p>イ パケット通信料の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 本取扱いの適用の開始及び廃止については、第2（通話料）1（適用）(28)に規定する第2種定期a u契約に係る通話料の適用の開始及び廃止の場合に準じて取り扱います。</p> <p>エ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>		
<p>(12) 第2種定期a u契約に係るパケット通信料の割引の適用 （法人通話・パケット割</p>	<p>ア 当社は、第2（通話料）1（適用）(28)に規定する定額対象回線群を構成する契約者回線（第2（通話料）1（適用）(29)の適用を受けているものに限ります。以下この欄において同じとします。）との間のパケット通信（通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(3)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する額を控除する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) 特定パケット通信2段階定額制又は特定パケット通信定額制の適用を受けているとき。</p> <p>(イ) その契約者回線の基本使用料の料金種別がパケット定額プランであるとき。</p> <table border="1" data-bbox="478 1187 1452 2016"> <thead> <tr> <th data-bbox="478 1187 1452 1232">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="478 1232 1452 2016"> <p>1の契約者回線との間のパケット通信に関する料金の月間累計額に、充当比率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。）。</p> <p>この場合において、充当比率は、その定額対象回線群を構成する契約者回線に係る充当可能額の合計額（その定額対象回線群にLTE契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、LTE割引（当社のLTE約款に定める第2種定期a u契約に係る通話料の割引の適用をいいます。以下この(12)において同じとします。）の規定に基づくLTE契約者回線又は特定割引（特定事業者のWIN約款に定める第2種定期a u契約に係る通話料の割引の適用若しくはLTE約款に定める第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用をいいます。以下この(12)において同じとします。）の規定に基づく他網契約者回線に係る全ての充当可能額を加算した額とします。）を、月間パケット累計額（その定額対象回線群を構成する契約者回線との間のパケット通信に関する料金の月間累計額をいいます。）及び月間通話累計額（その定額対象回線群を構成する契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額（第2（通話料）1（適用）(29)に定めるものに限ります。）をいいます。）の合計額（その定額対象回線群にLTE契約者回線又は他網</p> </td> </tr> </tbody> </table>	控除額	<p>1の契約者回線との間のパケット通信に関する料金の月間累計額に、充当比率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。）。</p> <p>この場合において、充当比率は、その定額対象回線群を構成する契約者回線に係る充当可能額の合計額（その定額対象回線群にLTE契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、LTE割引（当社のLTE約款に定める第2種定期a u契約に係る通話料の割引の適用をいいます。以下この(12)において同じとします。）の規定に基づくLTE契約者回線又は特定割引（特定事業者のWIN約款に定める第2種定期a u契約に係る通話料の割引の適用若しくはLTE約款に定める第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用をいいます。以下この(12)において同じとします。）の規定に基づく他網契約者回線に係る全ての充当可能額を加算した額とします。）を、月間パケット累計額（その定額対象回線群を構成する契約者回線との間のパケット通信に関する料金の月間累計額をいいます。）及び月間通話累計額（その定額対象回線群を構成する契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額（第2（通話料）1（適用）(29)に定めるものに限ります。）をいいます。）の合計額（その定額対象回線群にLTE契約者回線又は他網</p>
控除額			
<p>1の契約者回線との間のパケット通信に関する料金の月間累計額に、充当比率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。）。</p> <p>この場合において、充当比率は、その定額対象回線群を構成する契約者回線に係る充当可能額の合計額（その定額対象回線群にLTE契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、LTE割引（当社のLTE約款に定める第2種定期a u契約に係る通話料の割引の適用をいいます。以下この(12)において同じとします。）の規定に基づくLTE契約者回線又は特定割引（特定事業者のWIN約款に定める第2種定期a u契約に係る通話料の割引の適用若しくはLTE約款に定める第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用をいいます。以下この(12)において同じとします。）の規定に基づく他網契約者回線に係る全ての充当可能額を加算した額とします。）を、月間パケット累計額（その定額対象回線群を構成する契約者回線との間のパケット通信に関する料金の月間累計額をいいます。）及び月間通話累計額（その定額対象回線群を構成する契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額（第2（通話料）1（適用）(29)に定めるものに限ります。）をいいます。）の合計額（その定額対象回線群にLTE契約者回線又は他網</p>			

	<p>契約者回線が含まれる場合は、LTE割引の規定及び特定割引の規定に定める全ての月間パケット累計額及び月間通話累計額を加算した額とします。)で除して得た値(1を超える場合は、1とします。)とします。</p> <p>イ パケット通信に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 本取扱いの適用の開始及び廃止については、第2(通話料)1(適用)(29)に規定する第2種定期au契約に係る通話料の適用の開始及び廃止の場合に準じて取り扱います。</p>		
<p>(13) 第2種auデュアル又は第2種auパケットの契約者回線に係るパケット通信利用の制限</p>	<p>ア 第2種auデュアル、第2種auパケット又はUIMサービスの契約者回線(特定携帯情報端末通信を利用可能な端末設備又は当社所定の端末設備を利用するものに限ります。)との間のパケット通信について、そのパケット通信(特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。)に係る1料金月の課金対象パケットの総情報量が5,368,709,120バイト(以下「5ギガバイト」といいます。)を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線からのパケット通信の伝送速度を最高128kbit/sに制限します。</p> <p>イ 第2種auパケットの契約者回線(第1(基本使用料等)1(適用)(26)に規定する基本使用料の減額適用を受けているものに限ります。)については、アに定める「5,368,709,120バイト(以下「5ギガバイト」といいます。)」を「12,884,901,888バイト(以下「12ギガバイト」といいます。)」に読み替えて、アの取扱いを行います。</p>		
<p>(14) 特定接続先に係るパケット通信料の適用(カーナビ用料金オプション)</p>	<p>ア 特定接続先に係るパケット通信料の適用(以下この欄において「本取扱い」といいます。)とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、auサービス(第2種auデュアル又はUIMサービスに限ります。)の契約者回線(基本使用料の料金種別がパケット定額プランのもの又は特定パケット通信2段階定額制若しくは特定パケット通信定額制の適用を受けているものに限ります。)との間のパケット通信(特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。)であって、当社が別に定める接続先との間で行ったものに関する料金について、(3)の7、(3)の11、(8)又は(8)の2の規定にかかわらず、それぞれ(3)の7、(3)の10、(8)又は(8)の2に規定するEZweb機能に係るパケット通信に関する料金と同様に取り扱うことをいいます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">定額料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 200 円</td> </tr> </table> <p>イ 本取扱いは、auサービス(第2種auデュアル又はUIMサービスに限ります。)の契約者回線であって、次のいずれかに該当するもの限り、選択することができます。</p> <p>(ア) 基本使用料の料金種別がパケット定額プランのもの。</p> <p>(イ) 特定パケット通信2段階定額制又は特定パケット通信定額</p>	定額料	税抜額 200 円
定額料			
税抜額 200 円			

	<p>制の適用を受けているもの。</p> <p>ウ 本取扱いの適用の開始は、イに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。</p> <p>エ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。</p> <p>(ア) その契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があったとき。</p> <p>(イ) a uサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。</p> <p>(ウ) a u契約の解除があったとき。</p> <p>(エ) 第2種 a uデュアル又はU I Mサービス以外への a uサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(オ) イに規定する条件に該当しなくなったとき。</p> <p>オ エの規定により本取扱いを廃止する場合、その事由が生じた日を含む料金月の末日までのパケット通信に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。</p> <p>カ 本取扱いを選択した契約者は、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p> <p>キ アに規定する定額料については、日割りは行いません。</p> <p>ク パケット定額プラン、特定パケット通信2段階定額制若しくは特定パケット通信定額制の適用の開始又は廃止があった場合の取扱いについては、それぞれ(3)の6、(3)の11、(8)又は(8)の2に定めるところによります。</p>				
(15) SMS送信に係るパケット通信料の適用	<p>SMS送信（タイプⅡに係るものに限ります。）に係るパケット通信に関する料金については、2-1-2又は2-1-3に規定する料金額を適用します。</p>				
(16) a uデュアル又はU I Mサービスの契約者回線に係るパケット通信料等の定額適用	<p>ア 当社は、a uデュアル又はU I Mサービスの契約者回線に係るパケット通信料等（この約款の規定により支払いを要することとされるパケット通信料及び基本使用料（カケホ（3 Gケータイ・データ付）のものに限ります。）の合計額であって、第1（基本使用料等）1（適用）(24)、(27)、(28)又は当社が別に定める a u（W I N）通信サービスの料金の減額適用を受ける場合は、適用する前の料金とします。以下この欄において同じとします。）について、次表に定める額を適用する取扱いを行います。</p> <p>ただし、パケット通信料等の額が次表に定める額に満たない場合は、この限りではありません。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">上限定額料</td> <td style="text-align: center;">税抜額 20,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 上限定額料については、日割りは行いません。</p>	区分	料金額	上限定額料	税抜額 20,000 円
区分	料金額				
上限定額料	税抜額 20,000 円				
(17) パケット通信料の減免	<p>ア a u（W I N）通信サービス又は a u（L T E）通信サービスに関する問合せ又は申込み等のために行われるパケット通信（E Z w e b機能の提供を受けている契約者回線と当社が別に定める</p>				

	<p>電気通信設備との間の通信であって、当社が別に定めるものに限ります。)については、その料金の支払いを要しません。</p> <p>イ アの規定によるほか、契約者があらかじめ、当社が別に定める条件により情報を受けることに同意した場合、これに基づく情報(当社が別に定めるものに限ります。)の受信に係る料金については、支払いを要しません。</p> <p>ただし、特定携帯情報端末がその契約者回線に接続されているときは、この限りではありません。</p> <p>ウ ア又はイの規定によるほか、基本使用料の料金種別がPHOTO-Uプラン又はPHOTO-U TVプランの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置が接続されているものに限ります。)と当社が別に定める電気通信設備(当社がその移動無線装置に特定の情報を送信するために設置するものをいいます。)との間のパケット通信については、その料金の支払いを要しません。</p>
--	---

2 料金額

2-1 auデュアル又はUIMサービスに係るもの

2-1-1 2-1-2から2-1-3以外のもの

(1) (2)から(3)以外のもの

ア イ以外のもの

区分	料金額
パケット通信料	1課金対象パケットごとに税抜額0.1円

イ 特定携帯情報端末通信に係るもの

区分	料金額
パケット通信料	1課金対象パケットごとに税抜額0.2円

(2) 基本使用料の料金種別がプランEシンプルのもの

区分	料金額
パケット通信料	1課金対象パケットごとに税抜額0.1円

(3) 基本使用料の料金種別がカケホ（3Gケータイ・データ付）又はカケホ（3Gケータイ）のもの

区分	料金額
パケット通信料	1課金対象パケットごとに税抜額0.08円

2-1-2 au.NET機能に係るもの

(1) (2)から(3)以外のもの

ア イ以外のもの

区分	料金額
パケット通信料	1課金対象パケットごとに税抜額0.1円

イ 特定携帯情報端末通信に係るもの

区分	料金額
パケット通信料	1課金対象パケットごとに税抜額0.2円

(2) 基本使用料の料金種別がプランEシンプルのもの

区分	料金額
パケット通信料	1課金対象パケットごとに税抜額0.1円

- (3) 基本使用料の料金種別がカケホ（3Gケータイ・データ付）又はカケホ（3Gケータイ）のもの

区分	料金額
パケット通信料	1課金対象パケットごとに税抜額0.08円

- 2-1-3 EZweb機能、第1種BREW、NET機能、第2種BREW、NET機能及びIS NET機能に係るもの

- (1) (2)から(3)以外のもの

区分	料金額
パケット通信料	1課金対象パケットごとに税抜額0.2円

- (2) 基本使用料の料金種別がプランEシンプルのもの

区分	料金額
パケット通信料	1課金対象パケットごとに税抜額0.1円

- (3) 基本使用料の料金種別がカケホ（3Gケータイ・データ付）又はカケホ（3Gケータイ）のもの

区分	料金額
パケット通信料	1課金対象パケットごとに税抜額0.08円

2-2 auパッケージに係るもの

(1) (2)以外のもの

1 課金対象パッケージごとに

区分			料金額
			税抜額
パケッ ト通信 料	第1種 au パッケージ	WINシングル定額シンプ ル	0.05 円
	第2種 au パッケージ	WINシングルフラットW iMAXシンプル	0.025 円

(2) au. NET機能に係るもの

1 課金対象パッケージごとに

区分			料金額
			税抜額
パケッ ト通信 料	第1種 au パッケージ	WINシングル定額シンプ ル	0.05 円
	第2種 au パッケージ	WINシングルフラットW iMAXシンプル	0.025 円

2-3 auモジュールに係るもの

2-3-1 2-3-2以外のもの

(1) (2)以外のもの

1課金対象パケットごとに

区分		料金額	
		税抜額	
パケット通信料	第1種 auモジュール	0.1円	
	第2種 auモジュール	WINモジュール定額 0.05円	
	第3種 auモジュール	PHOTO-Uプラン	0.1円
		あんしんGPSプラン	0.1円
PHOTO-U TVプラン		0.1円	

(2) au. NET機能に係るもの

1課金対象パケットごとに

区分		料金額
		税抜額
パケット通信料	第1種 auモジュール	0.1円
	第2種 auモジュール	WINモジュール定額 0.05円

2-3-2 第1種定期 auモジュール契約に係るもの

(1) (2)以外のもの

区分	料金額
パケット通信料	1課金対象パケットごとに税抜額 0.35円

(2) au. NET機能に係るもの

区分	料金額
パケット通信料	1課金対象パケットごとに税抜額 0.4円

2-4 定期前払 a u サービスに係るもの

区分	料金額
パケット通信料	1課金対象パケットごとに税抜額0.25円

第4 契約解除料

1 適用

契約解除料の適用については、第80条（定期a u契約又は定期a uモジュール契約に係る契約解除料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

契約解除料の適用	
(1) 契約解除料の適用	<p>ア 第2種定期a u契約（タイプIであって、次の全てを満たすものに限り、）に係る契約解除料については、2（料金額）の規定にかかわらず、1契約ごとに税抜額3,000円とします。</p> <p>（ア） その契約者回線に係るa uの利用月数が120か月を超えていること。</p> <p>（イ） 料金表第1（基本使用料等）1（適用）（6）の適用を受けていること。</p> <p>イ 第2種定期a uモジュール契約（基本使用料の料金種別がPHOTO-Uプランのものに限り、）に係る契約解除料については、その満了に伴いその契約を更新した回数が1回以上の場合、2（料金額）の規定にかかわらず、その支払いを要しません。</p>
(2) 購入サポートの適用を受けた契約者回線に係る契約解除料の適用	<p>別記33に規定する購入サポートの適用を受けた契約者回線（その基本使用料の料金種別がシンプルプラン、カケホ（3Gケータイ・データ付）、カケホ（3Gケータイ）、WINシングル定額シンプル又はWINシングルフラットWiMAXシンプルのものを除きます。）については、その購入サポートの適用を受けた日から、当社が別に定めるサービス取扱所において、その契約者回線に関する他の特定端末設備を購入するまでの間、2（料金額）に定める契約解除料（（1）の適用を受ける場合は、適用後の額とします。）の支払いを要しません。</p>

2 料金額

(1) 定期a u契約に係るもの

1契約ごとに

区分		料金額
		税抜額
第2種定期a u契約	タイプI	9,500円
	タイプII	9,500円

(2) 定期a uモジュール契約に係るもの

1契約ごとに

区分		料金額
		税抜額
第1種定期a uモジュール契約	第1種a uモジュールのもの	5,000円
第2種定期a uモジュール契約		9,500円

第5 プリペイド通話に係る前払い通話料

1 適用

プリペイド通話に係る前払い通話料の適用については、第84条（プリペイド通話に係る前払い通話料の登録等）の規定によるほか、次のとおりとします。

プリペイド通話に係る前払い通話料の適用	
(1) 前払い通話料の額及び有効日数等	<p>ア プリペイド通話を行う者が前払いを要する額は、2（料金額）に規定する支払額とします。</p> <p>イ 当社は、支払額に応じて、2（料金額）に規定する有効日数を適用します。</p>
(2) 利用料金額の取扱い	<p>当社は、プリペイド通話を行う者が前払い通話料を登録したときは、支払額に代えて、2（料金額）に規定する利用料金額を登録された通話料として取り扱います。</p>

2 料金額

1 プリペイドカードごとに

プリペイドカードの種類	支払額	利用料金額	有効日数	
			プリペイド電話契約のもの	a u 契約のもの
第1種カード	1,000円	1,000円	30日	365日
第2種カード	3,000円	3,300円	60日	365日
第3種カード	5,000円	5,500円	90日	365日
第4種カード	10,000円	10,000円	365日	365日

(注) プリペイドカードの販売に関する取扱いについては、別記29に定めるところによります。

第6 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第81条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用																							
(1) 手続きに関する料金の適用	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <p>ア イからエ以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td> <td>a u 契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>番号登録手数料</td> <td>電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>システム登録手数料</td> <td>工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>契約移行手数料</td> <td>a u 契約の申込みをし、その承諾を受けた場合であって、そのa u 契約がL T E 契約からの契約移行により締結されたものであるときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>a u I Cカード再発行手数料</td> <td>a u I Cカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなa u I Cカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>a u サービス利用権譲渡手数料</td> <td>a u サービス利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>ユーザグループ登録手数料</td> <td>別表1（オプション機能）24欄に規定するユーザグループの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>内線番号登録手数料</td> <td>内線番号（別表1（オプション機能）24欄に規定するものをいいます。以下同じとします。）の登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>内線番号変更手数料</td> <td>内線番号（その契約者回線に係るものに限ります。）の変更を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>ログインID登録手数料</td> <td>ログインIDの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	内容	契約事務手数料	a u 契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	システム登録手数料	工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	契約移行手数料	a u 契約の申込みをし、その承諾を受けた場合であって、そのa u 契約がL T E 契約からの契約移行により締結されたものであるときに支払いを要する料金	a u I Cカード再発行手数料	a u I Cカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなa u I Cカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	a u サービス利用権譲渡手数料	a u サービス利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	ユーザグループ登録手数料	別表1（オプション機能）24欄に規定するユーザグループの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	内線番号登録手数料	内線番号（別表1（オプション機能）24欄に規定するものをいいます。以下同じとします。）の登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	内線番号変更手数料	内線番号（その契約者回線に係るものに限ります。）の変更を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	ログインID登録手数料	ログインIDの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する
	料金種別	内容																					
	契約事務手数料	a u 契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																					
	番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																					
	システム登録手数料	工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																					
	契約移行手数料	a u 契約の申込みをし、その承諾を受けた場合であって、そのa u 契約がL T E 契約からの契約移行により締結されたものであるときに支払いを要する料金																					
	a u I Cカード再発行手数料	a u I Cカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなa u I Cカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																					
	a u サービス利用権譲渡手数料	a u サービス利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																					
	ユーザグループ登録手数料	別表1（オプション機能）24欄に規定するユーザグループの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																					
	内線番号登録手数料	内線番号（別表1（オプション機能）24欄に規定するものをいいます。以下同じとします。）の登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																					
内線番号変更手数料	内線番号（その契約者回線に係るものに限ります。）の変更を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																						
ログインID登録手数料	ログインIDの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する																						

		料金
	イ auモジュールに係るもの	
	料金種別	内容
	契約事務手数料	auモジュール契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	システム登録手数料	工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	auモジュール利用権譲渡手数料	auモジュール利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	ウ プリペイド電話に係るもの	
	料金種別	内容
	プリペイド電話契約事務手数料	プリペイド電話契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	プリペイド電話設定手数料	プリペイド電話の契約者回線に、端末設備（移動無線装置であって、au ICカード対応端末以外のものに限ります。）を接続する請求（その接続が電話番号又は交換設備の登録等を要するものに限ります。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	au ICカード再発行手数料	au ICカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなau ICカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	プリペイド電話利用権譲渡手数料	プリペイド電話利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	エ 定期前払auサービスに係るもの	
	料金種別	内容
	定期前払au契約手数料	定期前払au契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
(2) 契約事務手数料の適用	<p>ア 契約者は、そのau契約の申込みが、契約変更若しくは契約移行に係るもの又は当社が別に定めるものに該当するときは、契約事務手数料の支払いを要しません。</p> <p>イ そのau契約（UIMサービスに係るものに限ります。）の申込みが、当社が別に定める態様により、プリペイド電話契約（プリペイドに係るものに限ります。）を解除すると同時に申し込まれた</p>	

	<p>ものであるときは、契約事務手数料の支払いを要しません。</p> <p>ウ そのa u契約（第2種a uパケットに係るものであって、基本使用料の料金種別としてWINシングルフラットWiMAXシンプルを選択するものに限り）の申込みが、第1（基本使用料等）1（適用）(25)に定める減額適用を申し出るとき又は(26)に定める減額適用を受けることとなる特定a u回線として指定のあったときに申し込まれたものであるときは、契約事務手数料の支払いを要しません。</p> <p>エ 第1種a uモジュールに係る第1種定期a uモジュール契約について、同時に50以上の申込み（その全てが同一の包括回線グループに所属するものに限り）が行われた場合の契約事務手数料の額は、2（料金額）の規定にかかわらず、1契約ごとに税抜額300円とします。</p>
(3) 番号登録手数料の適用	<p>ア 1の契約に係る請求により同時に2以上の電話番号の登録等を行う場合は、これを1の電話番号の登録等とみなして番号登録手数料を適用します。</p> <p>イ 第4表（付随サービスに関する料金等）に規定する空き電話番号検索手数料と同時に支払いを要する場合の番号登録手数料の額は、2（料金額）の規定にかかわらず、1登録等ごとに税抜額1,700円とします。</p> <p>ウ 契約事務手数料若しくは契約移行手数料の支払いを要する場合又は一時休止の再利用を行うための電話番号の登録等については、番号登録手数料の支払いを要しません。</p>
(4) システム登録手数料の適用	<p>ア 1の契約に係る請求により同時に2以上の工事又は交換設備の登録等を行う場合は、これを1の工事又は交換設備の登録等とみなしてシステム登録手数料を適用します。</p> <p>イ 契約事務手数料、番号登録手数料若しくは契約移行手数料の支払いを要する場合又は一時休止の再利用若しくは一時中断の再開を行うための交換設備の登録等については、システム登録手数料の支払いを要しません。</p>
(5) プリペイド電話設定手数料の適用	<p>プリペイド電話契約事務手数料の支払いを要する場合の端末設備の接続については、プリペイド電話設定手数料の支払いを要しません。</p>
(6) a uサービス利用権譲渡手数料の適用	<p>ア a uサービス利用権譲渡手数料は、そのa uサービス利用権を譲り受けようとする者に支払っていただきます。</p> <p>イ a uサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合する場合のa uサービス利用権の譲渡については、a uサービス利用権譲渡手数料の支払いを要しません。</p>
(7) a uモジュール利用権譲渡手数料の適用	<p>a uモジュール利用権譲渡手数料は、そのa uモジュール利用権を譲り受けようとする者に支払っていただきます。</p>
(8) プリペイド電話利用権譲	<p>ア プリペイド電話利用権譲渡手数料は、そのプリペイド電話利用権を譲り受けようとする者に支払っていただきます。</p>

渡手数料の適用	イ プリペイド電話利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合する場合のプリペイド電話利用権の譲渡については、プリペイド電話利用権譲渡手数料の支払いを要しません。
(9) ユーザグループ登録手数料の適用	別表1（オプション機能）24欄に規定する番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である場合、そのユーザグループの登録手数料について、2（料金額）に規定するユーザグループ登録手数料の支払いを要します。
(10) 内線番号登録手数料及び内線番号変更手数料の適用	ア 2（料金額）に規定する内線番号登録手数料（その契約者回線に係るものに限ります。）及び内線番号変更手数料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その手数料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。 イ 別表1（オプション機能）24欄に規定する番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である場合、当該料金月に行われた内線番号（電話会議サービスに係る電気通信回線に係るものに限ります。）の登録について、2（料金額）に規定する内線番号登録手数料の支払いを要します。
(11) 番号変換文字メッセージ受信機能に係るログインID登録手数料の適用	ログインID登録手数料は、そのログインIDに係るログインID利用者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換文字メッセージ受信機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その手数料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。
(12) 手続きに関する料金の適用除外又は減額適用	当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところにより、又は手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

2 料金額

(1) (2)から(4)以外のもの

料金種別	単位	料金額
		税抜額
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,000 円
番号登録手数料	1 登録等ごとに	2,000 円
システム登録手数料	1 請求ごとに	1,500 円
契約移行手数料	1 契約ごとに	3,000 円
a u I Cカード再発行手数料	1 請求ごとに	2,000 円
a u サービス利用権譲渡手数料	1 請求ごとに	2,700 円

ユーザグループ登録手数料	1 ユーザグループごとに	10,000 円
内線番号登録手数料 (1) その契約者回線に係るもの	1 の内線番号の登録ごとに	1,000 円
(2) 電話会議サービスに係る電気通信回線に係るもの	1 の内線番号の登録ごとに	300 円
内線番号変更手数料	1 の内線番号の変更ごとに	1,000 円
ログインID登録手数料	1 のログインIDの登録ごとに	1,000 円

(2) a u モジュールに係るもの

料金種別	単位	料金額
		税抜額
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,000 円
番号登録手数料	1 登録等ごとに	2,000 円
システム登録手数料	1 請求ごとに	1,500 円
a u モジュール利用権譲渡手数料	1 請求ごとに	2,700 円

(3) プリペイド電話に係るもの

料金種別	単位	料金額
		税抜額
プリペイド電話契約事務手数料	1 契約ごとに	4,000 円
プリペイド電話設定手数料	1 請求ごとに	4,000 円
a u I C カード再発行手数料	1 請求ごとに	2,000 円
プリペイド電話利用権譲渡手数料	1 請求ごとに	2,700 円

(4) 定期前払い a u サービスに係るもの

料金種別	単位	料金額
		税抜額
定期前払 a u 契約手数料	1 契約ごとに	1,500 円

(注) 上記(1)～(4)の額に配送実費相当額を加算します。

第7 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第81条の2（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
<p>(1) a u サービス、a u モジュール又は定期前払い a u サービスに関するユニバーサルサービス料の適用</p>	<p>ア ユニバーサルサービス料（プリペイド電話に関するものを除きます。以下、この(1)において同じとします。）の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>イ a u 契約者、a u モジュール契約者又は定期前払 a u 契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払を要します。</p> <p>ただし、その料金月の末日にその契約の解除があったとき又はその料金月の末日において a u（WIN）通信サービス（プリペイド電話を除きます。）の利用の一時休止（タイプ I に限ります。）をしているときは、この限りではありません。</p> <p>ウ ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。</p> <p>エ 定期前払 a u 契約者は、定期前払 a u 契約の基本使用料課金対象期間中の最初の料金月の末日において、その定期前払 a u サービスの提供を受けている場合に限りユニバーサルサービス料の支払いを要するものとします。</p> <p>オ 当社は、定期前払 a u サービスの契約者回線に関するユニバーサルサービス料の取り扱いについては、定期前払 a u 契約の基本使用料課金対象期間中の各料金月の末日においてその定期前払 a u 契約が締結されているとみなすものとし、エの規定に基づき、ユニバーサルサービス料の支払いを要する定期前払 a u 契約者は、当該期間中の最初の料金月の末日において、2（料金額）に定める料金額に当該期間の料金月の数を乗じて得た額を一括して支払っていただきます。</p>
<p>(2) プリペイド電話に関するユニバーサルサービス料の適用</p>	<p>当社は、プリペイド電話契約者がプリペイド通話に係る前払い通話料の登録を行ったとき、その登録に係る前払い通話料の有効日数（第84条第3項に基づき無効とされる日数がある場合、その日数分を減じた日数とします。）を30で除して得た値（1未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。）に2（料金額）に定める料金額を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。）について、前払い通話料の残高を減じます。</p>

2 料金額

区分	料金額（月額）
ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ユニバーサルサービス料」の額

(注) ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/universal/>

第2表 工事費

工事費は別に算定する実費とします。

第3表 証明手数料

1 契約ごとに 税抜額 300 円

第4表 付随サービスに関する料金等

第1 通信料明細内訳書の発行手数料

1 適用

通信料明細内訳書の発行手数料の適用については、別記3(1)の規定によるほか、次のとおりとします。

通信料明細内訳書の発行手数料の適用			
<p>(1) a uー括請求グループに係る通信料明細内訳書の発行手数料の取扱い</p>	<p>ア 当社は、a uー括請求グループのうち、通信料明細内訳書の発行サービスの提供を受けている契約者回線（5 G約款に定める通信料明細内訳書の発行サービスの提供を受けている5 G契約者回線並びにL T E約款に定める通信料明細内訳書の発行サービスの提供を受けているL T E契約者回線及び特定事業者のW I N約款、5 G約款又はL T E約款に定める通信料明細内訳書の発行サービスの提供を受けている他網契約者回線を含みます。以下この欄において同じとします。）の数が50以上であるものについて、そのa uー括請求グループに係るL T E契約者から請求があったときは、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="470 907 1452 1041"> <thead> <tr> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 a uー括請求グループについて発行1回ごとに 税抜額 5,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの適用にあたっては、当社は、アの規定により適用される料金額の請求先となる1の契約者回線（以下この欄において「一括請求代表回線」といいます。）を当社が別に定める方法により指定します。</p> <p>ウ 一括請求代表回線のa u契約者は、アの規定により適用される料金額の支払いを要します。</p> <p>エ 当社は、契約者を単位とする基本使用料割引I、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話料の割引に係る割引選択回線群を構成するa uー括請求グループについて、a uー括請求グループに係る通信料明細内訳書の発行手数料の取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を適用するときは、その割引選択回線群を構成する他の全てのa uー括請求グループについても、契約者から本取扱いの請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>オ 当社は、アの適用を受けているa uー括請求グループにおいて、その料金月に通信料明細内訳書の発行サービスの提供を受けている契約者回線の数が50未満となったときは、アの規定を適用しません。</p>	料金額	1 a uー括請求グループについて発行1回ごとに 税抜額 5,000 円
料金額			
1 a uー括請求グループについて発行1回ごとに 税抜額 5,000 円			
<p>(2) 通信料明細内訳書の発行手数料の取扱い</p>	<p>a u契約者は、当社が別に定める方法により専用のWEBサイト上で閲覧する通信料明細内訳書の発行の請求を行ったときは、通話明細内訳書の発行手数料の支払いを要しません。</p>		

2 料金額

区分	単位	料金額
通信料明細内訳書発行手数料	1 契約について発行 1 回ごとに	税抜額 100 円

第 2 分計請求書の発行手数料

1 適用

分計請求書の発行手数料の適用については、別記 3 (2) の規定によるほか、次のとおりとします。

分計請求書の発行手数料の適用			
(1) a u 一括請求グループに係る分計請求書の発行手数料の取扱い	<p>ア 当社は、a u 一括請求グループのうち、分計請求書発行サービスの提供を受けている契約者回線 (5 G 約款に定める分計請求書発行サービスの提供を受けている 5 G 契約者回線並びに L T E 約款に定める分計請求書発行サービスの提供を受けている L T E 契約者回線及び特定事業者の W I N 約款、5 G 約款又は L T E 約款に定める分計請求書発行サービスの提供を受けている他網契約者回線を含みます。以下この欄において同じとします。) の数が 50 以上であるものについて、その a u 一括請求グループに係る L T E 契約者から請求があったときは、2 (料金額) の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 a u 一括請求グループについて発行 1 回ごとに 税抜額 5,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの適用にあたっては、当社は、アの規定により適用される料金額の請求先となる 1 の契約者回線 (以下この欄において「一括請求代表回線」といいます。) を当社が別に定める方法により指定します。</p> <p>ウ 一括請求代表回線の L T E 契約者は、アの規定により適用される料金額の支払いを要します。</p> <p>エ 当社は、契約者を単位とする基本使用料割引 I、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話料の割引に係る割引選択回線群を構成する a u 一括請求グループについて、a u 一括請求グループに係る分計請求書の発行手数料の取扱い (以下この欄において「本取扱い」といいます。) を適用するときは、その割引選択回線群を構成する他の全ての a u 一括請求グループについても a u 契約者から本取扱いの請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>オ 当社は、アの適用を受けている a u 一括請求グループにおいて、その料金月に分計請求書発行サービスの提供を受けている契約者回線の数が 50 未満となったときは、アの規定を適用しません。</p>	料金額	1 a u 一括請求グループについて発行 1 回ごとに 税抜額 5,000 円
	料金額		
1 a u 一括請求グループについて発行 1 回ごとに 税抜額 5,000 円			

2 料金額

区分	単位	料金額
分計請求書発行手数料	1 契約について発行 1 回ごと	税抜額 100 円

	とに	
--	----	--

第3 支払証明書等の発行手数料

1 適用

支払証明書等の発行手数料の適用については、別記3(1)の規定によるほか、次のとおりとします。

支払証明書等の発行手数料の適用	
支払証明書等の発行手数料の適用除外又は減額適用	当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、支払証明書等の発行の態様等を勘案して別に定めるところにより、支払証明書等の発行手数料の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

2 料金額

区分	単位	料金額
支払証明書等発行手数料	支払証明書等の発行1回ごとに	税抜額400円

(注) 支払証明書等の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

第3の2 利用料金証明書の発行手数料

1 適用

利用料金証明書の発行手数料の適用については、別記3(1)の規定によるほか、次のとおりとします。

利用料金証明書の発行手数料の適用	
利用料金証明書の発行手数料の適用除外又は減額適用	当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、利用料金証明書の発行の態様等を勘案して別に定めるところにより、利用料金証明書の発行手数料の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

2 料金額

区分	単位	料金額
利用料金証明書発行手数料	利用料金証明書の発行1回ごとに	税抜額400円

(注) 利用料金証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料が必要な場合があります。

第4 請求書の発行手数料

当社のWEBで請求書ご利用規約に定めるところによります。

第5 払込取扱票の発行等手数料

1 適用

払込取扱票の発行等手数料の適用については、別記3(3)の規定によるほか、次の

とおりとします。

払込取扱票の発行等手数料の適用	
払込取扱票の発行等手数料の適用	<p>a u 契約者は、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合、2（料金額）の規定にかかわらず、払込取扱票発行等手数料の支払いを要しません。</p> <p>(1) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。</p> <p>(2) 第1（基本使用料等）1（適用）（5）の2の適用を受けているとき。</p> <p>(3) その他当社が別に定める条件に該当するとき。</p>

2 料金額

区分	単位	料金額
払込取扱票発行等手数料 （窓口支払手数料）	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 100 円

第5の2 窓口取扱等手数料

1 料金額

区分	単位	料金額
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票及び書面請求書の発行1回ごとに	税抜額 300 円

第6 空き電話番号の検索手数料

区分	単位	料金額
空き電話番号検索手数料	1 検索ごとに	税抜額 300 円

第7 料金安心サービスに関する料金

1 適用

料金安心サービスに関する料金の適用については、別記3(10)の規定によるほか、次のとおりとします。

料金安心サービスに関する料金の適用	
料金安心サービス（限度額設定コースに限ります。）に関する料金の適用	<p>ア 料金安心サービス（限度額設定コースに限ります。以下この欄において同じとします。）に関する料金については、その料金月において、別記3(10)に定める概算額が限度額を超えず、別記3(10)に定める利用防止措置が行われない場合であっても、その支払いを要します。</p> <p>イ 料金安心サービスに関する料金については、日割りを行いません。</p> <p>ウ 当社は、料金安心サービスの提供の請求があった場合であっても、その請求がLTE契約（そのLTE契約者回線について、料金安心サービスに相当するサービス（以下この欄において「LTE料金安心サービス」といいます。）の提供を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時にされたものであるとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契</p>

	<p>約移行があった場合を除きます。)は、契約移行のあった日を含む料金月の料金安心サービスに関する料金について、契約移行のあった日を含む料金月の初日(その料金月において、LTE料金安心サービスの提供の開始があった場合は、その日とします。)から、料金安心サービスの提供があったものとみなして取り扱います。</p> <p>エ 5G契約又はLTE契約への契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、その5G契約者回線又はLTE契約者回線について、5G料金安心サービス(5G約款に定める料金安心サービスをいいます。)又はLTE料金安心サービスの提供の請求があったときは、契約移行のあった日を含む料金月の料金安心サービスに関する料金については、当社の5G約款又はLTE約款の規定(ウに相当するものをいいます。)に定めるところによります。</p>
--	---

2 料金額

区分	単位	料金額
料金安心サービス(限度額設定コースに限ります。)	1契約ごとに月額	税抜額 100円

第8 携帯電話・PHS番号ポータビリティに係る電話番号の取扱いに関する料金

1 適用

携帯電話・PHS番号ポータビリティに係る電話番号の取扱いに関する料金の適用については、別記3(11)の規定によるほか、次のとおりとします。

携帯電話・PHS番号ポータビリティに係る電話番号の取扱いに関する料金の適用	
(1) 契約の解除に伴う携帯電話・PHS番号ポータビリティ取扱手数料の適用	契約者は、そのau契約、プリペイド電話契約又は定期前払au契約の解除に伴い、MNP(別記3(11)に定めるものをいいます。以下同じとします。)を希望する旨の申出を行う場合、2(料金額)に定める携帯電話・PHS番号ポータビリティ取扱手数料の支払いを要します。
(2) 手続きに関する料金の適用除外	当社は、(1)の規定にかかわらず、au(WIN)通信サービスの種類、契約の解除に係る手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

2 料金額

区分	単位	料金額
携帯電話・PHS番号ポータビリティ取扱手数料	1の請求ごとに	税抜額 3,000円

第9 削除

第10 情報保管サービス利用料

1 適用

情報保管サービス利用料の適用については、別記3(20)の規定によるほか、次のとおりとします。

情報保管サービス利用料の取扱い	当社は、料金月の起算日以外の日、情報保管サービスの適用の開始又は廃止があったときは、情報保管サービス利用料の支払いを要する日数に応じて、2（料金額）に規定する料金額を日割りします。この場合、日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
-----------------	---

2 料金額

区分	単位	料金額
情報保管サービス利用料	1 契約ごとに月額	税抜額 372 円

第11 a uスマートサポート接続サービス利用料

1 適用

a uスマートサポート接続サービス利用料の適用			
(1) a uスマートサポート接続サービス利用料の取扱い	<p>ア 当社は、そのa u契約者について、当社の「a uスマートサポート会員利用規約」に定めるa uスマートサポートの提供を受けるための契約（以下「a uスマートサポート会員契約」といいます。）の締結（そのa uスマートサポート会員契約が終了した後、新たに締結する場合を含みます。）があった日（以下「a uスマートサポート会員契約締結日」といいます。）を含む料金月について、2（料金額）に規定する料金額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税抜額 3,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ a uスマートサポート接続サービス（別記3(21)に定める取扱いをいいます。以下同じとします。）の提供を受けているa u契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、会員契約締結日を含む料金月の翌料金月から起算して2料金月の間、a uスマートサポート接続サービス利用料の支払いを要しません。</p> <p>ウ 当社は、料金月の起算日以外の日、a uスマートサポート接続サービスの提供の開始又は廃止があったときは、a uスマートサポート接続サービス利用料の支払いを要する日数に応じて、2（料金額）に規定する料金額を日割りします。この場合において、日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p> <p>ただし、アに規定する料金額については、日割りを行いません。</p> <p>エ 当社は、a uスマートサポート接続サービスの提供の開始が、LTE契約（そのLTE契約者がa uスマートサポート接続サービスに相当するサービス（以下この欄において「相当サービス」といいます。）の提供を受けているものに限ります。）からの契約移</p>	料金額	税抜額 3,000 円
料金額			
税抜額 3,000 円			

	<p>行と同時に行われたものであるとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月の a u スマートサポート接続サービス利用料について、契約移行のあった日を含む料金月の初日（その料金月において、相当サービスの提供の開始があった場合は、その日とします。）から、a u スマートサポート接続サービスの提供があったものとみなして取り扱います。</p> <p>オ 5 G 契約又は L T E 契約への契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、その 5 G 契約者又は L T E 契約者について相当サービスの提供の開始があったときは、契約移行のあった日を含む料金月の a u スマートサポート接続サービス利用料については、当社の 5 G 約款又は L T E 約款の規定（エに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p>				
<p>(2) a u スマートサポート接続サービス利用料の減額適用</p>	<p>a u 契約者は、a u スマートサポート会員契約の申込みを行い当社から承諾を受けた場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件を全て満たす場合に限り、その a u スマートサポート会員契約締結日を含む料金月について、a u スマートサポート接続サービス利用料の支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="459 902 1457 1155"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 902 1457 947">適用条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 947 1457 992">ア その a u サービスの利用月数が 109 ヶ月以上であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 992 1457 1070">イ その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1070 1457 1155">ウ その契約者回線について、この取扱いの適用を受けたことがないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	適用条件	ア その a u サービスの利用月数が 109 ヶ月以上であること。	イ その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であること。	ウ その契約者回線について、この取扱いの適用を受けたことがないこと。
適用条件					
ア その a u サービスの利用月数が 109 ヶ月以上であること。					
イ その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であること。					
ウ その契約者回線について、この取扱いの適用を受けたことがないこと。					

2 料金額

区分	単位	料金額
a u スマートサポート接続サービス利用料	1 契約ごとに月額	税抜額 380 円

第5表 フルサポート解除料

1 適用

フルサポート解除料の適用については、別記 33 の規定によるほか、次のとおりとします。

フルサポート解除料の適用	
フルサポート解除料の減免	別記 33 に規定する購入サポートの適用を受けた契約者回線（第 1 表（a u（W I N）通信サービスに関する料金）第 1（基本使用料等）（10）の 6 の適用を受けているものに限ります。）に係る a u 契約者は、（10）の 6 に規定する指定期間として 2 年又は 3 年を指定している場合であって、別記 33 に規定する継続利用月数が 13 料金月以上のときは、別記 33 の（2）（エを除きます。）に規定する事由が生じた場合であっても、その購入サポートに関するフルサポート解除料の支払いを要しません。

2 料金額

1 契約ごとに

継続利用月数	フルサポート解除料
1 料金月以上 12 料金月以内	税抜額 16,000 円
13 料金月以上 18 料金月以内	税抜額 12,000 円
19 料金月以上 24 料金月以内	税抜額 6,000 円